

令和5年第2回定例会9月定例会議

# 中之条町議定会議録

令和5年9月4日 再開

令和5年9月21日 散会

中之条町議会

令和5年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和5年9月4日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和5年9月4日 午前9時30分						
	散会	令和5年9月4日 午後2時49分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	7番 関 美香		8番 大場 壯次		9番 富沢 重典			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	花のまちづくり課長	福田 義治
	副町長	篠原 良春	建設課長	本多 宏幸
	教育長	山口 暁夫	会計管理者	剣持 和美
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	企画政策課長	山本 嘉光	こども未来課長	山本 伸一
	税務課長	生巢 孝子	生涯学習課長	須崎 幸夫
	住民福祉課長	山田 行徳	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	倉林 敏明	教習所長	橋爪 勝
	観光商工課長	永井 経行	代表監査委員	山本 恒夫
	農林課長	小池 宏之		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(9月4日午前9時30分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 5 年度中之条町一般会計補正予算 (第 5 号)  
議案第 2 号 令和 5 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議案第 3 号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例制定について
- 第 5 議案第 4 号 教育委員会委員の任命について  
議案第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第 6 号 字の区域の変更について
- 第 7 議案第 7 号 令和 4 年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について  
認定第 1 号 令和 4 年度中之条町歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 令和 4 年度中之条町事業会計決算認定について
- 第 8 報告第 1 号 令和 4 年度中之条町健全化判断比率の報告について  
報告第 2 号 令和 4 年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について  
報告第 3 号 令和 4 年度中之条町下水道事業特別会計継続費の精算報告について  
報告第 4 号 令和 4 年度中之条町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について  
報告第 5 号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について  
報告第 6 号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について  
報告第 7 号 専決処分の報告について
- 第 9 選挙第 1 号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙について
- 第 10 請願第 2 号、陳情第 1 号・第 2 号



◎ 再 開

○議長 (安原賢一) みなさん、おはようございます。

第 2 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 5 年第 2 回中之条町議会定例会 9 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご了承の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思えます。

次に、8月25日には吾妻広域町村圏振興整備組合議会第2回定例会が開催され、提出された議案を原案どおり可決しました。

以上、諸般の報告といたします。

さて、今期定例会には、補正予算や教育委員会委員の任命、令和4年度決算認定など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いいたします。

この際、町長から挨拶願います。町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、9月定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から中之条町の行政推進にあたりまして、大変なご指導、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

5月に新型コロナウイルスが5類に移行し、各種スポーツ大会などのイベントやお祭りなどの地域の伝統行事がみなさまの力によって再開され、人と人とが交流できる日常に喜びを感じるとともに、地域経済の活性化を推進する時期であると考えていますので、ご理解、ご協力をよろしく願いを申し上げます。

5月にご議決を賜りました新型コロナウイルス感染症対策地域商品券交付につきましては、9月1日から使用を開始することができました。今月末で年度の後半になりますが、今月9日から31日間、9回目を迎える中之条ビエンナーレ、12月3日に4年ぶりに開催される第9回中之条まちなか5時間リレーマラソンなど、各事業はおおむね順調に進捗しております。また、今年の夏は異常と言える猛暑となりました。8月には大雨による土砂災害が発生し、現場対応してまいりました。台風や大雨により災害の発生しやすい時期に入っていますが、行政区単位で避難所体験の開催が予定されるなど、自主的な活動も行われていますので、自助、共助、公助の役割を確認しながら、危機管理室を中心に災害に備えているところでございます。

今回上程させていただきますのは、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算、条例の制定、教育委員会委員2名の人事案件等の7議案に加え、令和4年度の決算認定等、重要な議案がたくさんございますので、慎重審議を賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和5年第2回中之条町議会定例会9月定例会議1日目の会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

---

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定によりまして、7番、関美香さん、8番、大場壯次さん、9番、富沢重典さんを指名します。

---

○

◎ 審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から9月21日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、9月定例会議の審議期間は、本日から9月21日までの18日間と決定しました。

---

○

◎ 議案第 1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第5号）

◎ 議案第 2号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一）日程第3、議案第1号及び第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第1号及び議案第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第5号）につきまして申し上げます。

令和5年度も半期が過ぎようとしているところであります。新型コロナウイルス感染症もまだまだ予断を許さない状況であります。地域のお祭りやスポーツ行事など、徐々にですが、動き出しております。そのような中で、本年度執行していかなければならない事業につきまして、着実に事業に着手しているところであります。町民からの要望や補助事業としての採択等により、早期に予算措置しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出とも3,558万1,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ107億6,488万9,000円にいたしたいというものであります。補正の財源といたしましては、国庫支出金1,139万円、県支出金82万6,000円、諸収入2,566万4,000円をそれぞれ計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動等により不足が生じているところにつきましてのみ、増額補正をさせていただいております。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2款総務費では、行政区運営事業におきまして、集会所の修繕に伴う補助金を増額し、戸籍住民基本台帳費では、事務用機器の破損に伴う自動契印機の購入費用を見込ませていただきました。

3款民生費では、社会福祉事業において、令和4年度精神障害者地域活動支援センター運営費等補助金に係る町村負担金の返還金を見込ませていただいております。

4款衛生費では、予防事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業において、国庫補助金を財源とする新型コロナウイルス接種について、看護師、保健師等の雇い上げ費用や設置会場に係る委託料及び備品等の借り上げ費用につきまして計上させていただきました。

6款農林水産業費1項農業費では、町単独農林業用地整備事業におきまして、各地区からの申請の増加に伴い、原材料費の増額を見込ませていただきました。

山の上庭園運営管理事業におきましては、県補助金の過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金を財源として、ドライフラワーに係る市場調査やアンケートの実施などに係る費用を見込ませていただきました。

また、中之条ガーデンズ運営管理事業では、ガーデンズの売店の売上げの増加による仕入れ等に係る費用の増額を見込ませていただいております。

2項林業費におきましては、木質バイオマス活用推進事業における木材活用センターのフォークリフト購入費の減額をお願いしております。

7款商工費では、商工振興対策事業において、中小企業・小規模企画振興計画の策定及び商業振興のためのアンケート調査に係る費用を見込ませていただきました。

四万清流の湯運営管理事業におきましては、維持管理に係る経費につきまして、運営管理委託料からそれぞれの項目に組み替えさせていただきました。

ふるさと交流センターつむじ運営管理事業では、足湯運搬車の修繕料やカフェ用卓上ミキサーの購入費を見込ませていただきました。

また、旧太子駅運営管理事業においては、JR四国からの貨車の運搬費用及びその貨車を展示するための線路の移設費用を計上させていただいております。

10款教育費では、教育研究所運営事業において、旧名久田小学校「虹」校舎の給水管の漏水に伴う修繕料を、中学校運営管理事業におきましては、中之条中学校の高圧引込みケーブルの更新費用及び敷地内配水管の漏水の修繕料を見込ませていただきました。

また、文化財保護管理事業におきましては、山田城址の三次元点群測量業務に係る委託費用を見込ませていただいております。

続きまして、議案第2号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回補正をお願いする額は、保険事業勘定において、歳入歳出ともに337万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ20億2,337万円とするものであります。

歳入では、8款繰入金を補正財源として増額を見込ませていただきました。

歳出では、5款諸支出金について、令和4年度支払基金から概算交付額が事業実績を上回ったため、その返還金を計上させていただいたものでございます。

以上が今回お願いいたします補正予算の主な内容であります。いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号及び第2号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第3号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第3号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）続きまして、議案第3号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例制定につきまして、提案理由を申し上げます。

この施設は、町民の憩いと地域振興を資するための日帰り温泉施設として、施設名称を公募により「尻焼温泉弁天の湯」とし、現在工事を進めております。公の施設として、管理運営していきたいことから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。

ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

六合振興課長

（議案第3号について、六合振興課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

日程第4として、ただいま審議中の議案第3号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第4号 教育委員会委員の任命について



◎ 議案第 5 号 教育委員会委員の任命について

○議長（安原賢一）日程第 5、議案第 4 号及び第 5 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第 4 号及び議案第 5 号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意をいただきたくお願いするものでございます。

まず、議案第 4 号につきまして説明を申し上げます。

本年 9 月 30 日をもって、教育委員 2 期目の高橋久夫氏が辞職の意向を示され、教育委員会において同意されたことに伴い、後任として奈良保宏氏を任命いたしたくお願いするものでございます。

奈良氏は、中之条町大字伊勢町地区在住で、昭和 54 年 4 月に教職に就かれて以来、平成 27 年 3 月に定年退職されるまで、35 年の長きにわたり、勤務実直で温厚な人柄により、多大な信望を集めて教育活動を実践されてきました。

また、退職後も再任用により、高山中学校で教務主任を務めるなど、その実績は大きく、教育の在り方の重要性を認識されており、教育委員としてふさわしい人物であると考え、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、奈良氏の任期は同法第 5 条第 1 項の規定により、前任者の残任期間となるため、本年 10 月 1 日から 2 年間となります。

次に、議案第 5 号につきまして説明を申し上げます。

本年 9 月 30 日をもって、教育委員 1 期 4 年務めていただいた山口貴美子氏が任期満了により退任することに伴い、新たに塚田夕子氏を任命いたしたく、お願いするものでございます。

塚田氏は、中之条町大字伊勢町地区在住で、高校生と大学生のお子様をお育てになっております。また、ご家族と共に介護施設や障害者自立支援施設などを運営されております。

前向きな思考で、現在ご自身も大学生として経営学や心理学を学んでおられるなど、見識も深く、教育の重要性を認識されております。保護者や住民としての声を教育行政につなぐことが期待され、教育委員としてふさわしい人物であると考え、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、塚田氏の任期は、同法第 5 条第 1 項の規定によりまして本年 10 月 1 日から 4 年間となります。

以上申し上げ、議案第 4 号及び議案第 5 号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第4号 教育委員会委員の任命について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 教育委員会委員の任命について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第6号 字の区域の変更について

○議長（安原賢一）日程第6、議案第6号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第6号 字の区域の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在六合地区において国土調査実施地区の登記に向け事務を進めているところでありますが、大字入山根広地区及び小倉地区の調査区域において、4つの字の一部において字の区域変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いしたいものでございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

議案第6号、六合振興課長

（議案第6号について、六合振興課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

日程第6として、ただいま審議中の議案第6号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第 7号 令和4年度中之条町公営企業に係る利益剰余金処分について
- ◎ 認定第 1号 令和4年度中之条町歳入歳出決算認定について
- ◎ 認定第 2号 令和4年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第7、議案第7号及び認定第1号、認定第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程従いまして、議案第7号、認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号 令和4年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分につきまして説明を申し上げます。

中之条町上水道事業において、利益剰余金3億20万9,044円のうち、1,500万円を減債積立金に、同じく1,500万円を建設改良積立金として処分いたしたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定によりご議決をお願いするものであります。

続きまして、認定第1号 令和4年度中之条町歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。令和4年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、四万へき地診療所事業特別会計、介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び発電事業特別会計、以上10会計の決算書が会計管理者により調製され、送付を受けました。

また、去る7月21日、8月2日、3日及び21日の4日間にわたり、監査委員による決算審査も行われましたので、その意見を付して認定をお願いするものであります。

一般会計の決算額ですが、歳入総額115億2,434万9,384円、歳出総額108億2,069万9,336円、差引残額は7億365万48円となりました。

なお、特別会計決算額につきましては、補足説明の中で説明させていただきます。

令和4年度の日本経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しに向かう一方で、令和4年2月以降ウクライナ情勢の影響に伴う世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締めによる世界経済の減速などの影響を受け、厳しさが増しております。

中之条町といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策による感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、持続可能なまちづくりを目指して、最少の経費で最大の効果を上げるよう、経常経費の削減に努め、財政の健全化を図ってまいりました。また、まちづくりビジョンを基本とした人口ビジョン・総合戦略により、時代の変化に順応する展望を持ち、町の特性を生かした魅力的で活力ある町の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。

そのような状況下で、中之条町における令和4年度一般会計決算額は、前年度より歳入で減額、歳出では増額となりました。

各会計ともに差引残額は翌年度への繰越金となりますが、一般会計では差引残額のうち、1億7,786万3,000円を繰越明許費として、令和5年度に繰越とさせていただきました。

なお、特別会計のうち、下水道事業及び農業集落排水事業特別会計の差引残額につきましては、令和5年度より地方公営営業法が適用されることから、同法の規定による下水道事業会計及び農業集落排水事業会計へ引き継ぎをさせていただきました。

それでは、一般会計から歳入における概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、町税ですが、全体の収入額は前年度に比べ2.28%増となりました。これは、法人町民税において、企業の業績が上向いたこと、また固定資産税では令和3年度に適用されたコロナ特例の適用がなくなり、増額となったこと、そのほか税率改正によるたばこ税や入り込み客数の増加に伴う入湯税の総額などが主な要因と考えられます。町税全体としての収納率は、現年度滞納繰越分を合わせて99.3%と、高水準を維持しております。

使用料では、中之条ガーデンズや旧太子駅など、観光施設入園料のほか、町営住宅使用料などの増額により前年度を上回りました。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や空き家対策総合支援事業補助金などが増額となったものの、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金などは減額となり、全体としては減収となっております。

県支出金では、林業・木材産業成長産業化促進対策補助金や地域観光事業支援県補助金の増額により、前年度を大きく上回りました。

寄附金では、ふるさと思いやり寄附金の減収や前年度に続き減少となっております。

町債では、借入額の減少により前年度を下回っております。借入れにおきましては、過疎対策事業債や臨時財政対策債ほど、地方交付税措置の対象となる有利な借入れの活用に努め、後年度の財政負担の軽減を図っております。

続いて、歳出について申し上げます。

最初に、総務費関係では、普通財産管理において、旧入山小学校校舎及び体育館の解体を行い、普通財産の適正な整理を図るとともに、六合診療所及び温泉施設の建設場所の確保に努めました。

防災関係では、防災ハザードマップを作成し、全戸に配布したほか、前年度に引き続いて地区防災計画の策定支援に取り組み、防災意識の普及や地域防災力の向上に努めた結果、町内64の行政区において策定することができました。

情報化DX推進では、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上や業務の効率化とセキュリティ対策の向上のために、機器や業務アプリケーションの導入や更新に努め、行政手続のオンライン化や住民票などのコンビニ交付サービスを開始するなど、行政サービスの向上と運営の簡素化、効率化に努めてまいりました。また、急速に進むデジタル社会の基盤となるマイナンバーカード取得のための申請受付や交付事務のほか、マイナポイントの手續補助を行い、カードの普及促

進を図りました。

人口減少対策では、移住希望者と地域をつなぐ移住・定住コーディネーターのサポートによる移住相談のほか、住宅取得費の補助や空き家利活用により移住定住の促進を図りました。

また、コロナ禍における原油価格、物価高騰当総合緊急対策として、地域商品券を発行して、町民の家計負担の軽減と併せて、町内業者の販売促進を図り、地域会計の活性化に努めました。

民生費関係では、移動困難者福祉タクシー事業によるタクシー券交付や高齢者買物支援バスの運行を、地域生活における交通支援として行いました。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や電力、ガス、食料品等、価格高騰緊急支援給付金により経済的支援に努めました。

子育て支援では、子育てに関する情報発信に努め、町のホームページのリニューアルに合わせて、子育て応援サイトの内容を充実させ、活用促進を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、住民税非課税世帯等への子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うなど、経済的支援に努めました。

衛生費関係では、町民の健康づくり推進と生活環境の向上を図るため、各種事業に取り組みました。

予防費では、結核検診や乳幼児、学童に対する定期予防接種などのほか、インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種費用の一部を助成し、町民の疾病予防に努めました。また、臨時予防接種として、新型コロナワクチン接種を行い、感染や重症化の予防に取り組をいたしました。

母子衛生費では、妊婦から乳幼児、その家族に対して、健康保持や育児支援として、きめ細やかに検診、相談、指導を実施するとともに、子育て応援交付金により、妊娠、出産に対する経済的支援を図りました。産後ケアとして、産婦健診や母乳相談補助事業に加え、子育て世代包括支援センターにおける相談体制を整えて、安心して出産し子育てのできる環境づくりに努めてまいりました。

六合温泉医療センターでは、令和5年度の診療開始に向けて新診療所の建設に着手をいたしました。また、エックス線診断装置や歯科用コンプレッサーなど、医療機器の更新を行い、医療の充実を図り、地域住民の健康増進に努めてまいりました。

清掃費では、熱中症対策として新たに高齢者に対するエアコンの設置費の一部を助成し、生活環境整備を図りました。

農林水産費では、農業振興として観光事業と連携した如月キャンペーンにより、町内宿泊者に対するお土産用農産物を仕入れるなど、販売先が減少した農業者の支援に努めました。

中之条町木材活用センター運営管理では、チップ工場等の建設のほか、電気工事や準備工事などの各工事を行い、令和5年度の運用開始に備えました。

中之条ガーデンズでは、コロナ禍により積極的なPRが制限を受ける中、ローズガーデンフェアや各種イベント実施のほか、バラを国花として豊かな温泉文化を育むブルガリア共和国とバラを通

じた交流を図りました。

商工費では、商店街のにぎわい創出のために空き店舗を活用した出店者に対して補助を行うとともに、新たに起業支援事業補助金制度を創設して、町の産業振興と活性化に努めました。

コロナ禍における緊急経済対策事業として、原油価格や物価の高騰の影響を受ける事業者に、事業の維持、継続のための支援を行いました。

土木費では、地域住民から要望が多い身近な生活道路の補修や舗装などの修繕に努めるとともに、橋梁寿命化修繕計画事業により、橋梁の点検と修繕の実施などに取り組んだほか、新たにトンネル長寿命化修繕計画を策定し、安全で安心して通行できる生活環境の整備に努めました。

また、町営住宅管理では、老朽化の進んだ空き住宅5棟の解体実施工事を行いました。

消防費では、消防ポンプ車1台を更新し、消化能力の向上を図るための装備の充実に努めるとともに、正確な伝達により迅速な消火活動の実現のため、IP無線の導入により、消防団員への情報の一元化を図りました。

教育費では、前年度に引き続き、中学生を対象に英語検定受検料の補助を行い、英語力の向上と英語検定3級以上の取得に向け取組をいたしました。

また、中之条町中学校の心の相談事業では、相談員を配置して、生徒の悩みや不安などに寄り添い、心のケアに努めたほか、学校不適応児童生徒の学校生活への復帰を援助する適応指導教室「虹」を継続して開室し、児童生徒や保護者の支援に努めていただきました。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、就学や学校生活の維持、継続に影響を受ける大学生や専門学校生などに対し、生活支援給付金を交付し、経済的な支援を行いました。

文化財保護では、指定文化財の維持や修繕に努めるとともに、国史跡「東谷風穴」、県重要文化財「神保家住宅」の整備や調整のほか、六合の赤岩重伝建地区における修理修景事業を行い、その保存と活用に努めました。

社会体育では、総合体育館の屋根の改修を行い、安全で快適な施設運営に努めました。

以上、一般会計歳入歳出決算の認定における提案理由の説明とさせていただきます。

なお、特別会計歳入歳出決算につきましては、会計管理者より補足説明をさせていただきます。

続きまして、認定第2号 令和4年度中之条町事業会計決算認定にきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、令和4年度中之条町自動車教習所事業会計決算書について説明を申し上げます。

令和4年度は、入所者数が前年より2名の減少で、卒業者数につきましては49名の減少となりました。

次に、経理であります、事業収益8,771万114円、事業費用9,239万8,912円となり、468万8,798円の経常損失が生じました。卒業者数の大幅な減少が経常損失の大きな要因の一つとなっております。

また、資本的収入及び支出はございませんでした。欠損金の処理につきましては、翌年度へ繰り越したいと考えております。

以上が決算の概要でございますが、経営環境は厳しい状況であります。地域住民の要望に応えるため、企業努力を重ね、公営企業としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、8月8日に開催された自動車教習所運営委員会においてご審議をいただき、ご承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、令和4年度中之条町上水道事業決算について説明を申し上げます。

水道は、日常生活に欠くことができない重要なライフラインであります。このため、安全で安心な水を安定的に供給できますよう、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。

加入件数は、前年度より26件増加して6,614件となりました。年間の給水量は、前年度に比べて2万5,113立方メートル減少し、125万4,531立方メートルとなりました。

次に、建設関係であります。伊勢町地内老朽管布設替工事、下沢渡地内連絡管布設工事等を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が2億3,632万2,640円、費用が2億249万1,515円となり、本年度の経常利益は3,383万1,125円となりました。

次に、施設の投資事業であります。資本的収支につきましては、支出総額1億1,484万2,823円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金建設改良積立金をもって補填いたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、平成20年度以降は企業債、一時借入金とも新規の借入れはなく、4,401万3,823円償還できましたので、期末未償還残高は2億743万506円となりました。

次に、令和4年度中之条町簡易水道事業決算につきまして説明を申し上げます。

加入件数は、前年度より4件増加し1,699件となり、年間の給水量は58万2,669立方メートル、前年度に比べ4万5,512立方メートル増加いたしました。

次に、建設関係であります。岩本簡易水道老朽管布設替工事ほか、施設機器更新工事等を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が1億1,428万1,966円、費用が1億789万6,877円で、差し引き638万5,089円の経常利益を計上し、前年度繰越欠損金1,268万5,827円につきましては、その他未処分利益剰余金変動額をもって補填いたしました。

次に、施設の投資事業であります。資本的収支につきましては、収入額が3,594万1,843円、支出総額が1億185万2,687円となり、差引収入不足額が6,591万844円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良

積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、過疎対策事業債237万円の新規借入れを行い、3,322万3,687円を償還できましたので、期末未償還残高は1億4,135万3,193円となりました。

以上、一般会計、特別会計及び事業会計における決算の認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

（休憩 自午前10時29分 至午前10時40分）

○議長（安原賢一）再開します。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

認定第1号、会計管理者。

（議案第1号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩とします。

（休憩 自午後 零時10分 至午後 1時15分）

○議長（安原賢一）再開します。

---

◎ 発言の訂正

○議長（安原賢一）先ほどの会計管理者の補足説明で訂正の申出がありましたので、許可します。会計管理者。

○会計管理者（剣持和美）それでは、午前中に一般会計、特別会計の補足説明を申し上げましたが、一般会計の補足説明におきまして、3か所の数字に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

まず、136ページ、下段の民生費の翌年度繰越額ですが、説明で1億7,900万円と申しましたが、正しくは1億790万円でした。1億790万円が正しくなります。2点目ですが、284ページになりますが、中ほどの歴史と民俗の博物館運営事業の明許分で、博物館本館の空調機設置工事を工事費2,850万円と申しましたが、正しくは2,585万円でした。もう一点ですが、298ページになります。下段の12款諸支出金ですが、支出総額、支出済額を、間違いが3,777万1,504円と申し上げたところ、正しくは3,777万1,500円でした。補足説明の訂正……

（「504円」の声）

○会計管理者（剣持和美）504円、すみません。正しくは3,777万1,500円でした。重ね重ね申し訳ございません。

（何事か言う声あり）



○会計管理者（剣持和美）504円って。

（「500円が正しいと言ったんですが、504円が正しい」の声）

○会計管理者（剣持和美）504円、すみません。504円が正しいと、正しくはと言わなかったですか。もう一度すみません。3,771万1,504円と説明申し上げましたが、正しくは3777万1,504円です。

以上、3か所について訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

○

○議長（安原賢一）本日は、山本恒夫代表監査委員に出席いただいております。

山本代表監査委員から一般会計並びに特別会計の決算監査を終えての講評等の発言をお願いいたします。山本代表監査委員、ご登壇の上、お願いいたします。

○代表監査委員（山本恒夫）代表監査委員の山本恒夫です。

議長からご指名をいただきましたので、令和4年度中之条町一般会計及び特別会計の歳入歳出に対する決算審査の監査委員講評を申し上げます。

それでは、提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、関係法令の規定に従って、正確な会計記録に基づいて作成されているか、予算の執行が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適正に運用されているか、決算の計数が正確であるか等について、決算書並びに関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明と必要な書類の提出を求め、定期監査、例月出納検査及び財政援助団体監査等の結果を踏まえ、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について、常に公正不偏の態度をもって監査の基準に準拠して実施しました。

その結果、全般的に計数的な非違は認められず、予定された事業も令和5年度へ繰り越された事業を除いては円滑に執行されており、各会計の決算は正確かつ適正に処理されていることを確認しました。

国では、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針で示された新経済・財政再生計画の枠組みの下、再生への工程表を毎年作成し、本格的な歳出改革の取り組みとして、歳出改革の継続と医療費等の圧縮を目指し、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することにより、経済、財政一体改革を推進しています。また、骨太の方針の副題として、「未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現」が明記され、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤の構築を目標としています。

しかしながら、町を取り巻く環境は、町税収入を見ても法人町民税では企業の業績を反映して増額となっていますが、個人町民税には反映されず、先行きへの不安が払拭できない状況が続いています。

地方自治においては、厳しい財政状況や人口減少社会に代表される急速な社会情勢の変化が続く

中、増大する社会保障関係経費への対応とともに、複雑かつ多様化する住民ニーズを的確に把握し、住民福祉の向上に向け、行政に反映することが求められています。このようなことから、事務事業の見直しをはじめとする行財政改革の推進とともに、社会の変化に即応できる組織の構築と人材育成が求められているものと思います。

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大してから3年以上が経過し、その影響、またロシアのウクライナ侵攻により拍車がかかった原材料価格の高騰等に伴う世界的な物価上昇など、先行きの見えない経済状況の中、急速に進展する人口減少社会への対応、子育て支援や高齢化対策、新型コロナウイルス感染症等への感染予防など、様々な課題に対応していく必要があります。また、老朽化した公有財産の管理も今後の自治体の大きな財政負担になるものと思いますので、一層の歳出抑制による事業の見直しを行うことにより、よりよい中之条町の実現に向け、子育てや介護等の福祉の増進や教育の環境整備などと併せて、人口減少社会を主な要因とする社会環境の変化にも対応できる計画的な事業の実施が最重要課題であると感じています。

本町では、こうした行財政課題に備え、地方債残額の積極的な圧縮と適債事業には後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用にも努めるとともに、財政調整基金等の積立てにも積極的に取り組んでおり、財政の健全化に努めていることがうかがわれます。

また、野反湖やチャツボミゴケに代表される地域資源の活用と併せ、ふるさと納税や山の上庭園、中之条ガーデンズの整備の取組、健康づくり事業による医療費の圧縮等にも努めるとともに、ビエンナーレをはじめとする多くのイベントなどを導入し、町のイメージアップと交流人口の増加による地域の活性化に努めて、成果を上げ、また温室効果ガス排出量削減とエネルギーの地産地消を推進すべく、木材活用センター建設への取組、地域防災計画の策定に積極的支援を行うなど、地域住民の安心、安全に取り組む姿勢が確認できました。

国の進める構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤の構築を目指していく上で、自治体の行政運営はさらに多様化し、厳しい状況になると予想されますが、豊富な地域資源を活用して、さらに地域活性化が図られることを期待するものであり、今後も県内町村をリードする自治体としての自負を持って行政に努められるよう希望するところであります。

それでは、一般会計の決算であります。歳入総額は115億2,434万9,384円で、前年度比では99.89%、1,299万4,681円の減少でありました。

主だった項目を申し上げますと、町税では21億6,916万円で、前年度比4,825万円の増加でありました。要因としては、個人町民税が人口減少、課税所得の減少等により現年度分で412万円減少しましたが、法人町民税は大企業の業績好調により3,317万円の増加、固定資産では地価下落に伴う課税標準額の減少等はありませんでしたが、コロナ特例の適用がなくなり、固定資産税全体では5,097万円増加しました。地方交付税は42億1,684万円で、前年度比4,817万円の減少でありました。合併算定外措置も終了となりましたが、今後も行政執行の工夫等による町づくりに期待するものでありま

す。

国庫支出金では9億6,638万円で、前年度比1億9,670万円の減少でありました。要因として、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減額によるものが大きな要因でありました。

県支出金では9億194万円で、前年度比2億9,195万円の増加でありました。木材活用センター事業に係る林業・木材産業成長産業化促進対策補助金の増額が要因となっています。

寄附金は2億1,673万円で、前年度比1,090万円の減少でありました。減少要因は、ふるさと思いやり寄附金が2億1,580万円で、対前年で878万円の減額となったものでありました。

町債は7億1,383万円で、前年度比7,973万円の減少でありました。これは、後年度以降に交付税措置のある地方債の活用にあつめ、必要最小限の起債とし、後年の財政負担を考慮して取り組んでいるものが確認できました。

次に、歳出であります。歳出総額は108億2,069万9,336円で、前年度比101.72%、1億8,299万7,739円の増額となりました。項目のうち総務費であります。19億7,708万円で、前年度比1億2,088万円の減少でありました。要因としては、旧入山小学校の解体工事や地域商品券配布による増額はあったものの、財政調整基金などへの積立額の減少が主なものであります。

民生費であります。23億9,926万円で、前年度比1億4,003万円の減少でありましたが、移動困難者対策として取り組んでいるタクシー助成事業の充実、また老人福祉費で支出も依然高い数字を維持しており、老人福祉費施策取り組む姿勢が感じられます。また、子育て世帯等臨時特別支援事業、いわゆる電力、ガス、食料費等価格高騰緊急支援給付金で、住民税非課税世帯等への給付金支給や新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策による子育て世帯生活支援特別給付金を支給し、子育て世帯の影響緩和と地域経済対策の下支えを担い、高齢者や児童、子育て世代が安心感を持って地域で生活できるよう、多様な施策に取り組む姿勢が確認できました。

農林水産業費であります。13億2,156万円で、前年度比2億9,406万円増加しました。山の上庭園の施設改修や美野原農業公園構想事業での備品購入費、また令和5年度に運用開始予定の中之条町木材活用センターによるチップ工場等建設工事費や校舎改修費用並びに指定管理者が導入する大型製材機械購入費の補助に係る経費などが挙げられます。今後森林資源の活用と雇用の創出への取組を期待するところであります。

総じて、歳入では前年度と比較すると、県支出金大きく増額しています。林業・木材産業成長事業化促進対策補助金、新規就農者支援事業費補助金等が増額要因となっています。また、国庫補助金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が増額になっています。

反面、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、県支出金で子ども・子育て支援交付金等は減少しています。

譲与税、各種交付金や地方交付税など、経常の一般財源については、各事業に対する財源を的確

に推計し、確保しております。

また、歳出においては、中之条ガーデンズ、山の上庭園の施設の充実化、温室効果ガスの削減とエネルギーの地産地消を目指す木材活用センター建設に向けた取組など、住民生活に直結する社会インフラの整備や町のイメージアップと交流人口の増加に伴う地域経済の活性につながる施策やイベント等の事業が展開され、効果は挙げたものと思います。また、施設や橋梁についても、機能強化や長寿命化に向けた整備を行うとともに、地域防災計画の策定に支援し、近年多発する線状降水帯による豪雨災害など、自然災害に対する防災意識の維持、高揚に努めるということがうかがえます。また、新型コロナウイルス感染症予防としてのワクチン接種の推進を図り、子育て支援など福祉の増進と健康増進のための施策の充実、教育環境等の整備にも積極的に取り組むなど、幅広い分野で積極的な施策を展開しています。

一方、各種基金の確保、起債の抑制にも努め、財政健全化の推進に関しても成果が挙げられたものと感じております。

結果、令和4年度においては、翌年度繰越事業費3億5,986万円を除きますと、予算執行率は96.72%となっており、適切な行財政運営がなされたものと思います。

各特別会計では、それぞれの事業目的の達成に向けて事業を実施しており、各会計とも実質収支等の実績からも健全な運営がなされているものと判断いたします。今後も引き続き健全な特別会計の事業運営を期待するものであります。

以上、総体的な意見を述べましたが、町長、議会をはじめ、関係職員のみなさまのご努力に感謝と敬意を表し、さらなる町の発展をご期待申し上げまして、令和4年度中之条町一般会計及び特別会計に対する決算審査の講評といたします。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

○代表監査委員（山本恒夫）はい、ありがとうございました。

○議長（安原賢一）続いて、認定第2号の補足の説明をお願いいたします。初めに、自動車教習所長  
（認定第2号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、企業課長  
（認定第2号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

ここで、山本代表監査委員から事業会計の決算監査を終えての講評等の発言をご登壇の上、お願いいたします。代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（山本恒夫）それでは、令和4年度中之条町公営企業会計決算審査の監査委員講評を申し上げます。

提出した意見書に沿って申し上げます。

審査の方法、結果につきましては、一般会計決算審査と同様、関係法令の規定に従って、計数の

正確性、予算の執行及び事務処理の適正性、効率性等について、関係諸帳簿等と照合するとともに、書類の提出を求め、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について関係職員から説明を受けました。監査に際しては、常に公正不偏の態度で、監査の基準に準拠して、定期監査や例月出納検査の実施に加えて決算審査を実施しました。

その結果、自動車教習事業及び上水道事業、簡易水道事業ともに、決算書及び決算附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数的な非違は認められず正確であり、当該年度の経営成績及び財政状況を適正に表しているものと確認しました。

3事業ともに、近年における人口減少社会や高齢化、生活様式の変化、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けつつも、財務諸表においては透明度の高い内容で、意欲的に健全な経営に取り組む姿勢がうかがえました。

まず、自動車教習所事業では、少子化や人口減少などの影響により、新規免許取得者が減少し、厳しい経営環境が続く現状にあります。その中で、入所者の増加を促す営業活動、入所者の送迎及びデマンドバス運行、高齢者講習などを取り入れて経営努力を重ねています。

結果としては、令和4年度では入所者は274人と、昨年比で2人減少し、卒業者数は250人で、49人減少しました。営業収益は299万円減少し、依然として収益面での厳しい状況は続いています。

それでは、決算の概要であります。営業収益は6,280万円で、前年度比299万円減少、営業費用は7,296万円で、前年度比61万円増加しました。損益部分である営業損益は1,016万円の赤字となり、前年度比360万円減少しました。純損益では469万円の赤字となり、前年度比で474万円悪化しました。

総じて、周辺の同業者との競合も激しく、依然として経常状況は厳しい状況にありますが、これまでの経営実績による財務内容に支えられ、時代に即して創意工夫に努めた営業姿勢もうかがうことができました。

郡内東部に唯一で町民に身近な自動車教習所として地域に対する貢献度は高く、高齢者講習の受皿としての機能は重要性を増している状況であり、経営努力により、存続が望まれている事業と思われれます。

引き続き、町や吾妻郡の安全な車社会の実現に貢献することを期待するものであります。

上水道事業は、企業としての経済性を十分に発揮して、安心安全な生活水の供給を実現しているものと感じます。

加入件数は、前年比で26件増加し6,614件となりましたが、給水件数は4件減少し5,436件となりました。給水量では125万4,531立方メートルで、前年度比1.96%、2万5,113立方メートル減少しております。

決算の概要であります。営業収益が1億9,958万円で、前年度比922万円の減少でありました。営業費用は1億9,564万円となり、前年度比579万円増加し、結果営業利益は3945万円で、前年度比

1,501万円の減少となりましたが、当年度純利益は3,383万円を確保しました。

剰余金については、減債積立金、建設改良積立金など処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。

近年は、休止件数の増加や節水意識の浸透などにより、給水量が減少する傾向にあります。事業にあたっては、管路の老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少による給水量の減少、これに伴う使用料の減収なども踏まえ、処理施設の計画的な更新、有収率の向上、経費の節減など事務改善と併せて一層の効率的な経営に取り組み、公共の福祉の増進に寄与するとともに、良質で安全な水の供給に努められることが望まれます。

簡易水道事業では、地域密着の簡易水道として8か所の地域で給水事業を行っており、加入件数は4件増加し、1,699件となりましたが、給水件数は7件減少しました。また、給水量は、前年度比4,551立方メートル、8.47%増加し、58万2,669立方メートルとなり、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少していた給水量が解消されてきているものと思われます。

決算の概要であります。営業収益は9,851万円で、前年度比547万円の増加でありました。営業費用は1億370万円で、前年度比69万円増加しました。結果、営業損益は519万円の赤字となりましたが、当年度純利益は639万円の黒字となりました。

簡易水道事業においても上水道事業と同様に施設等の更新も念頭に入れ、一層効率的な経営に取り組まれることが望まれるところであります。

町民の衛生面における安心安全な環境を確保し、健康で文化的な生活を守るため欠くことのできない良質な水の供給に努めることが望まれます。

以上、事業会計に関する講評といたします。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

山本代表監査委員には、ご多用の中を出席いただき、令和4年度決算審査の結果について、簡潔、かつ明瞭にご発言いただき、ありがとうございました。

日程第7として、ただいま審議中の議案第7号、認定第1号、認定第2号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

山本代表監査委員は、ここで退席となりますので、ご了承を願います。山本監査委員、ありがとうございました。

○

- ◎ 報告第 1号 令和4年度中之条町健全化判断比率の報告について
- ◎ 報告第 2号 令和4年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について
- ◎ 報告第 3号 令和4年度中之条町下水道事業特別会計継続費の精算報告について
- ◎ 報告第 4号 令和4年度中之条町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について

- ◎ 報告第 5号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について
- ◎ 報告第 6号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について
- ◎ 報告第 7号 専決処分の報告について

○議長（安原賢一）日程第8、報告第1号から第7号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）日程に従いまして、報告第1号から報告第7号につきまして説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和4年度中之条町健全化判断比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率を監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。

このたび、各会計の数値を精査の上、8月24日に監査委員さんにより審査いただきましたので、意見書をつけて報告をさせていただくものでございます。

それぞれの比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも赤字はないため該当はありません。また、実質公債比率につきましては11.2%となり、前年度を0.7ポイント上回る結果となりました。将来負担比率につきましては該当ありません。

この数値は、今後県及び国に報告後、公表となります。

続きまして、報告第2号 令和4年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、報告第1号と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公営企業会計の資金不足比率の数値を精査し、監査委員さんによる審査を受け、議会に報告するものであります。

各企業会計とも資金不足はございませんので、報告させていただきます。

続きまして、報告第3号 令和4年度中之条町下水道事業特別会計継続費の精算報告につきまして説明を申し上げます。

令和4年度をもって継続年度が終了した中之条町下水道事業特別会計継続費の精算につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

公営企業会計移行業務につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年の継続費を設定し、業務委託費の総額を2,915万円とし、年割額を定め業務を実施いたしました。業務実績につきましては、当初計画どおりに令和5年度より公営企業会計に移行することができました。

続きまして、報告第4号 令和4年度中之条町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告につきまして申し上げます。

内容につきましては、先ほどの報告第3号と同様の公営企業会計移行業務でございます。業務委託費の総額を1,815万円とし、年割額を定め業務を実施したものでございます。

続きまして、報告第5号 一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について申し上げます。この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、町が資本金の2分の1以上を出資している法人であります。一般財団法人中之条電力の経営状況等につきまして、議会に報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、一般財団法人中之条電力の令和4年度第10期事業報告書及び決算報告書と令和5年度事業計画及び収支予算書でございます。

次に、報告第6号 株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について申し上げます。

こちらの報告につきましても地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、株式会社中之条パワーの第8期となります。第8期におきましては、前第7期報告の際、議員各位より大変厳しいご指摘をいただいたところでございますが、料金改定の実施及び経営改善計画を作成し、前期損失の早期解消に向け、経営改善に努めてまいりました。

ロシアのウクライナ侵攻に関連した物価高騰等は現在も変わりがございませんが、需要家への料金改定のお願い、電力の相対契約の促進、卸電力市場価格の正常化等々、令和4年12月からの損益計算書におきましては、月次の黒字化を確認することができました。

決算におきましては、依然として63万4,972円の当期純損失でございますが、前第7期からの比較では約5,150万円の赤字幅減少となっております。業績悪化への改善は着実に進んでおりますことを併せてご報告をさせていただきます。今後も引き続き、経営改善に努め、みなさんに安心いただけるよう、自治体としても注視してまいりたいと考えております。

報告第7号 専決処分の報告について申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第4号）つきましては、議会の議決により指定された事項につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、7月28日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出それぞれ1,370万円を追加し、予算の総額を107億2,930万30万8,000円といたすものでございます。

補正の内容ですが、町内企業1社の法人町民税について確定申告が予定納税よりか過少になったため、還付金が生じたもので還付加算金等を考慮し、速やかに手続を行う必要があったため、専決処分とさせていただいたものでございます。

歳入につきましては、その全額を、地方交付税を見込ませていただいております。

以上申し上げ、報告第1号から報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）続いて、補足の説明をお願いします。

報告第1号及び第2号、総務課長



(報告第1号、第2号について、総務課長補足説明)

○議長(安原賢一) 続いて、報告第5号、第6号、企画政策課長

(報告第5号、第6号について、企画財政課長補足説明)

○議長(安原賢一) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。質疑はないでしょうか。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙について

○議長(安原賢一) 日程第9、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。烏帽子山植林組合議会選挙につきましては、組合規則の定めるところにより、組合議会議員の1人の補欠選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛てに依頼がありました。

そこでお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定します。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

烏帽子山植林組合議会議員に、小栗芳雄さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました小栗芳雄さんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小栗芳雄さんが烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。当選された方に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○

◎ 請願第2号、陳情第1号・第2号

○議長(安原賢一) 日程第10、請願第2号及び陳情第1号・第2号について議題とします。

請願文書表及び陳情文書表を朗読させます。局長

(請願文書表、陳情文書表について、議会事務局長朗読)

○議長（安原賢一）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。

請願第2について、関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関 常明）議長の命によりまして、地方財政の充実・強化に関する請願書について申し上げます。

まず、請願者についてであります。日本労働組合総連合会、通称、連合でございます。群馬県北部地協で組織をされている団体で、主に利根地区、吾妻地区を中心に運動しています。

請願書にもありますように、私たちを取り巻く情勢については、少子高齢化に伴う様々な対策が求められ、時代の急激な変化に伴う対応が求められています。また、近年多発する自然災害に対する準備も急がなくてはなりません。公共サービスを継続、発展させるためには財政の強化と人材の確保が基本になります。政府予算編成スケジュールは、6月に、いわゆる骨太方針などで、全体の方針が示され、年末の協議で地方財政対策と翌年の地方財政計画が策定されます。そのため、政府の予算スケジュールに合わせて、地方財政確立の取組を進めることが重要です。ご承知のように、自治法99条によって、議会の意見書は、国、関係省庁に提出することができます。意見書を受けた国や関係省庁は受理をしなければいけません。意見書提出を採択していただく目的は、地方議会から改めて地方財政と社会保障の重要性を国にお願いするもので、前回採択をしていただいた内容と趣旨が同様の部分もありますが、継続して多くの地方議会が国にお願いをしていくことが重要だというふうに考えます。真摯に討議をしていただいて、採択をしていただくようによりしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、請願第2号を総務企画常任委員会に、陳情第1号及び第2号を産業建設常任委員会に付託します。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了いたしました。

2日目の9月6日は定刻の午前9時半から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(散会 午後 2時49分)

令和5年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和5年9月6日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年9月6日 午前9時30分						
	散会	令和5年9月6日 午後3時27分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならびに 欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	7番 関 美香		8番 大場 壯次		9番 富沢 重典			
職務のため出席した者の 氏名		事務局長	町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
		議事書記	田村 深雪		書記		山田 和弥	
		議事書記	鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	劔持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(9月6日午前9時30分開議)

## 第 1 一般質問

## ◎ 開 議

○議長（安原賢一） みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

## ◎ 一般質問

○議長（安原賢一） 日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきます。議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残る5分、3回目が残る1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次から自席でお願いします。

議会基本条例第6条2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよいまちづくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、山本修さんの質問を許可します。山本修さん、ご登壇願います。3番、山本さん

○3番（山本 修） みなさん、おはようございます。安原議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私は、改選後初の一般質問に臨みますが、新議員として外丸町長が掲げる「あなたと共に創る希望を持てる町づくり」に共感を覚えるとともに、外丸町政を支え、ともに中之条町の発展と町民が安心、安全に生活できる町づくりのために力を注いでいきたいと考えております。また、議員としては、私たちは私たち議員及び議会に寄せる中之条町民の思いとその重責を胸に光る議員バッジに実感するとともに、開かれた議会に向けて、ベテラン議員をはじめ、同僚議員と共に歩んでいき

いと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

私の質問は、1、国道405号狭隘箇所解消について、2、国立公園のドローン飛行について、3、防災行政無線の難聴地域についての3点です。

では、最初に質問させていただきます。1、国道405号狭隘箇所解消について質問いたします。国道405号は、長野原町を基点にし、白砂川沿いを走る国道292号からやがて国道405号へと分岐していきます。この2本の国道は、白砂溪谷ラインとも呼ばれ、国土交通省の日本風景街道、浅間・白根・志賀・さわやか街道に属し、関東地方整備局管内において、関東では第1号として認定されました。そのことから、群馬県土整備部が景観を重視する道づくりとして推し進めてきた大変重要な街道だと聞いております。しかしながら、この国道405号は狭隘箇所が多い国道であることもまた事実です。そして、地元住民の重要な生活道路でもあるのです。中でも国道405号、梨木細尾間は特に危険をはらむ狭隘箇所が続きます。この町の認識はどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山本修議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまのご質問が国道405号梨木から細尾間の狭隘箇所についてというご質問でございました。山本議員のおっしゃるように、国道405号、梨木から細尾間は大変狭い国道であると認識をいたしております。したがって、毎年春に中之条土木事務所へ国道拡幅の要望書を提出をし、対策をお願いしているところであります。今後も要望活動に力を入れて、群馬県の土木の事業採択に期待しているところでございます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

毎年春に国道拡幅の要望書を中之条土木事務所に提出して、対策をお願いしておりますとの答弁をいただき、十分な確認をされていることは確認できました。ですが、いまだ遅々として進まず、ダンプ等の大型車両も走行する中で、対向車にどきっとする場面も多々あります。大型車両と擦れ違う際に、定期路線バスやスクールバスなどの影響も懸念される上に、路面の亀裂や傷み、凹凸も激しく、路面の劣化も進んでいます。特にロックシェルト出口から入山方面に300メートル行った白砂川沿いの路面は一部が沈み込んでいる現況もあります。崩壊の危険を危惧する声も上がっています。ご質問します。崩落に至る危険性はないかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）お尋ねの道路の崩落の危険具合ということでありませけれども、国道405号、狭隘箇所における路肩の一部における路肩崩落の危険箇所につきましては、近年も数回にわたり多少の沈下が発生している状況であるため、安全性について確認するため、中之条土木事務所へ話をおつなぎして、見解を聞き取り、確認したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございました。

実際に、過去に砂防ダムの下流側の側面が一度地滑りを起こし、それを見つけた住民が土木事務所に通報したことがあったそうです。土木事務所はこの現場の危険度を把握していて、過去に測量調査を実施したとも聞いています。質問します。その危険性を認知して、過去に現地の測量調査が行われたと言うが、その結果を踏まえて、町の判断と結論がどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）危険箇所の現地調査ということでございますけれども、今議員おっしゃるように、危険箇所の現地調査につきましては、過去において山本議員おっしゃるように、一部の路肩が急激に沈下したという事実がございました。当時中之条土木事務所において調査した結果、すぐには路肩崩落に至る危険性はないだろうという調査の結果でございましたけれども、引き続き土木事務所にそういうことがないように要請をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます

当時県土木事務所の調査結果が路肩崩落に至る危険性はないという調査結果が出たと答弁でしたが、それから歳月が進んだこともあり、路面は年々沈み込んで進んでいるように感じます。そのことから質問いたします。梨木細尾間の狭隘箇所の拡幅工事及び舗装の修繕工事を望む住民の声も高まっていますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）梨木細尾間の拡幅及び舗装工事の今後についてということでございますけれども、国道拡幅と舗装工事の実施につきましては、山本議員おっしゃるとおりでございます、町も同じ意見でございます。毎年群馬県へ要望を実施しておるわけでございますけれども、事業採択の実現に向けて要望をさらに強化してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

ぜひともこの狭隘箇所の早期解決を実現するために、県知事に対し、外丸町長から強力な要望を上げていただくことが大切だと考えております。町民の安心安全な生活のためにも外丸町長のご尽力をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

続けて、第2、国立公園のドローン飛行について質問いたします。日本には、現在34か所の国立公園があります。自然の美しい景勝地の多くは国立公園にあります。中之条町にも上信越高原国立公園に属する奥四万、芳ヶ平湿原、チャツボミゴケ公園、野反湖など、四季を通して風光明媚な美しい風景が広がる観光地や観光スポットが多くあります。今やどこの自治体でもドローンの映像なしには地元の観光PRも成り立たないほど欠かせないツールともなっています。さらに、動画投稿

共有サイトを閲覧すると、ドローンで撮影されたオリジナル動画が全世界へと配信されています。しかし、それがゆえに国立公園ではルールを無視した飛行トラブルも懸念されていて、長い間公園を管理している管理者の中には、公園内ではドローンを飛ばさないでほしいという強く訴える声もあるのもまた事実です。そこで、ご質問いたします。国立公園内でのドローン、ラジコン等の無人飛行機の飛行に対する町の基本姿勢はどうかお聞かせくださいませ。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国立公園内でのドローンの飛行についてのお尋ねでございますけれども、昨今ドローンなどの無人飛行機が急速に普及をいたしております。様々な分野で活用され始めており、奥四万、チャツボミゴケ公園、野反湖など、国立公園内において美しい風景や人間では立ち入ることが困難な場所の撮影にドローンが利用されている事例が増えております。

町としては、飛行の許可の可否についての権限はありませんけれども、環境省の国立公園内におけるドローンの使用についての注意喚起、または関東森林管理署における国有林野内で無人飛行機を飛行させる場合の手続に基づき、許可を取得した者に対して、撮影用ベスト等を貸し出し、許可を得ての飛行であることの周知やマナーの徹底を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

許可を取得した者に対して、撮影用のベスト等を貸し出し、許可を得ての飛行であることの周知やマナーの徹底を図っていききたいという答弁をいただき、町として周知徹底への考え方も分かりましたが、それだけにご質問します。飛行希望への許可申請の方法や申請内容及び確認項目はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）許可、それから確認の方法ということでもありますけれども、ドローンの飛行希望者から国立公園内での撮影依頼があった場合、上信越高原国立公園を管理する環境省、上信越国立公園管理事務所及び国有林を管理する吾妻森林管理署での所定の手続を照会し、上信越高原国立公園管理事務所では注意喚起資料の遵守を、吾妻森林管理署では無人航空機を飛行させる場合には、申請者の住所、氏名、連絡先、入林の場所、期間、目的等を記載した入林届の提出が必要となります。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん、マイクに向かってお願いします。

○3番（山本 修）ありがとうございます。

ドローンの愛好家の多くは、必要な許可申請書類の提出や正規の手続を得た上で飛行されていると考えますが、中には公園を管理している施設管理者に何も告げることなく、自家用車からドロー



ンを取り出し、いきなり飛行させるケースもあり、それが基で、逆に施設管理者が公園利用者から苦情を受けることになるなど、これまで施設管理者側は許可を得て飛行されているかどうかの判断がつかない上に、基本的なルールを定めていないため、注意することができず困惑することもあるといえます。

お尋ねします。飛行された際に、注意勧告と観光客への配慮はどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国立公園内でドローンを使用することが他の公園利用者との騒音や落下事故等の様々なトラブルの原因となることや、国立公園内に分布する希少の野生生物の生態に悪影響を及ぼすことがないように、注意喚起資料の配布や飛行時間の検討や歩道外への立入り規制等、一般観光客へ支障がないようお願いしているところでございます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

では、施設を管理している管理者側の対応はどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）管理者側への対応はどうかということでございます。施設管理者側への対応といたしましては、許可者との情報共有を図り、現地でのトラブルがないよう、関係施設との連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございました。

日本各地の国立公園や観光施設では、その地に即した独自のルールを設定し、事前に広く利用者に広報しているところもあります。中之条町も施設管理者へのドローンに関する基礎知識と公園内でのルールの終始徹底を図るため、町独自の基本的なルールブックを作成し、利用者に配付するとともに、注意喚起の看板等設置を要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

今度は、3番の質問になります。防災行政無線の難聴地域についてご質問いたします。今年は、関東大震災から100年という節目に当たる年です。私たちの日常生活でもいつ何どき大きな災害に襲われるか分かりません。この夏も申し各地で大雨による災害の状況が新聞やテレビニュースなどで連日のように報道されてきました。また、海外では山林火災が多く、国々に猛威を振るう映像もありました。中でも米国ハワイでは多くの犠牲者を出してしまう、その要因の中にはサイレンが鳴らなかったということを出している専門もいたといえます。このように大きな災害が予見されるとき、素早い情報伝達により、住民に生命を守るための行動を促すためにも防災行政無線の役割は大きいと感じます。

そこで、防災行政無線の町内居住地での難聴地域の有無の確認はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）防災行政無線のお尋ねでございますけれども、町では制度改正等に伴い、アナログ電波無線放送の終了を見据え、平成30年から3年をかけてデジタル化に向けて整備を行いました。アナログ無線と比較し、デジタル無線はノイズをカットし電送するためクリアな音質である。

一方で、電波が直線的に真っすぐ飛ぶため、障害物のあるエリアでは電波が届かない場合がございます。町でも設置にあたりまして、電波状況の調査等を実施しながら設置作業を行っておりまして、その中で数か所の受信難聴地区がございました。このため、令和3年度に一定の受信が確保されるよう、受信困難解消の工事を行ってまいりました。今現在の状況では、いわゆる難聴地域は解消されているものと考えます。しかしながら、難聴地域ではありませんが、デジタル無線に移行後も「放送が聞こえない」、「チャイムが入らない」等の問合せをいただくことがございます。町でも調査等を実施する中で、いわゆる難聴地区が2か所ございましたが、令和3年度には一定の受信が確保されるよう対策措置を行いました。今現在の状況では、いわゆる難聴地区と言われる地域は解消されているものと考えております。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

いわゆる難聴地域は、現状では解消されているものと考えているという答弁でしたが、地域という広い範囲を基準にした場合はそうかもしれませんが、デジタル無線移行後も放送が聞こえない、チャイムが入らない等の問い合わせがあるように、各世帯の単位でいまだに聞こえない、途切れてしまうという意見を多く耳にします。

ご質問です。その後、状況調査の現状と詳細はどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）その後の状況はどうかというご質問でありますけれども、町でも業者に保守点検を委託しております。定期的に受信状況を確認しております。その中で、町全体として受信状況は良好との報告を受けております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、地区によっても、地形的、あるいは気象的な要因等により聞こえづらくなったり、音が途切れるなどの問合せがございます。個別の修理等につきましては、随時行っておりますので、業者とも連携し、そういった中で対応可能なものは行っていければと、このように考えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

町としても業者に保守点検を委託し、定期的に受信状態を確認していただいているようですが、地形的、あるいは気象的な要因等により聞こえづらくなったり、音が途切れるという問合せいただくこともあるということですが、ご質問します。その原因及び要因の詳細はどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）お尋ねの件ですけれども、一例ですけれども、六合地区への送信の場合、役場から伊参地区の中継局、さらに六合地区の再送信局を經由し、地域によっては、さらに中継局を經由しての送信となります。そうした過程において、機器の不具合を要因とするものがあれば、早急な対応も可能かと思われます。また、再送信局の周辺で、夏場に木々の葉が覆いかぶさり、電波に影響を与える場合も障害物の除去等で解決できる場合もあります。

一方で、地形や気象のように、自然的な要因が影響している場合には、原因を究明できていても対応が難しいケースもございますし、地形的な点ということでは、地域によってはマルチパスという現象も考えられている状況でございます。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）地形的という点で、地域によってはマルチパスなども考えられますという答弁がありました。マルチパスももう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

○議長（安原賢一）総務課長、お願いします。

○総務課長（朝賀 浩）マルチパスということで、私のほうから説明させていただきます。

専門家ではないので、あくまでも一般的な説明になってしまいますけれども、例えばビルのような建造物、あるいは山ですとか谷、こういった自然地形によるものですが、電波の反射ですとか屈折、あるいは散乱によりまして、複数の異なった経路を得た電波がお互いに干渉し合うような、こういったことによって、受信強度が激しく変動するようなことがあるそうです。こういったものを称して、マルチパスフェージングというわけですけれども、このような波形の乱れや信号が劣化する原因、こういったことをマルチパスフェージング現象ということでございます。難聴地域ではございませんけれども、一部で聞こえづらいという地域がある要因とすれば、地形的なことでもこういったことも一つの要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ご説明ありがとうございます。

事実、私の住む六合第12区では、そのマルチパスフェージング現象の影響からか、いまだ難聴世帯が多く存在します。

質問です。難聴世帯解消への取組及び見通しはどうかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）難聴地域解消への取組というお尋ねでございますけれども、難聴地区は解消したという認識ではございますが、通信が途絶えたり、頻繁にトラブルが発生する場合は何らかの原因があるものと思われまますので、その原因を究明し、対策を行う必要がありますし、難聴地区が新たに確認された場合は解消工事も検討する必要がありますがでございます。

防災無線は、災害時の避難はもちろん、いざというときの情報伝達の大事なツールでありますので、解消に向けた取組を引き続き実施してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）3番、山本さん

○3番（山本 修）ありがとうございます。

防災無線は、災害時の避難はもちろん、いざというときの情報伝達の大事なツールでありますとの答弁をいただきましたが、情報及び状況次第では人命への直接的な影響を及ぼすものでありますから、区域ごとの小まめな聞き取り調査による難聴世帯の把握と詳細、原因究明及び迅速な対応など、町民が安心、安全に生活できるためにも解決に向けた取組を継続的に実施していただきたいと要望しまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山本修さんの質問が終わりました。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）みなさま、おはようございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、令和5年9月定例会議におきます一般質問を通告のとおり行っていきたくと思います。本日の質問は、大きな項目で5つございます。1つ目は今後の町づくりについて、2番目が中之条ガーデンズについて、3番目がふるさと納税についてです。4番目が土砂災害対策について、そして5つ目が消防団支援対策について、以上となります。

それでは、まず初めに今後の町づくりについて質問をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが5類に引き下げられてから3か月余りが経過いたしました。この間、行動制限が撤廃され、中止や縮小されていたお祭りやイベント、そして学校行事などが再開され、また飲食店への客足も徐々に回復するなど、町にも活気が出てきたように感じます。そして、9月1日から利用が始まった物価高騰のための地域商品券の利用が町の経済活性化のさらなる追い風となることを期待するところでございます。ここで、以前よりこの地域商品券に対しまして、町民の声を町に届けようと要望し続けておりましたが、経済対策としての発行を決断していただきました外丸町長に対しまして、町民を代表して感謝と今後の期待ということで、これからもそういった町の町民に対する生活の後押しになるような政策を執行していただくこと、検討していただくことをお願い申し上げまして、続きまして質問を続けさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻問題をはじめとする物価や燃料費の高騰、そして電気料金の値上げなどが予定されております。町民の暮らしへの影響はこれからも大きく続き、今後もその状態は続くことが予想されます。8月29日の上毛新聞には、県内の4月における倒産件数も昨年に比べ10件増え、累計72件となり、昨年の年間69件を超えたとありました。当町の諸産業である観光業においても日本人観光客の分散化と記録的な猛暑や台風などの気候変動による影響、そして全

国割などの割引が終了を迎えたことで思うように集客が伸びず、3年の猶予期間が終わり、無担保、無利子、いわゆるゼロゼロ融資の返済に行き詰まる事業者が出るのではないかと心配されております。

また、せっかく再開されたお祭りなどでは、人手不足と寄附金集めなどに大変苦労しているとの声を聞かれます。今後国からの交付金も減少していく中で、今回のような地域商品券の発行も簡単にはできなくなると考えますが、様々な問題、課題を解決し、経済対策をどのように行い、また財政の健全化に向けて、今後どのような産業に力を入れて、町づくりをしていくお考えなのか、お伺いいたします。次からは自席で行います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町長就任をさせていただいて、いろいろな施策を議員のみなさんにご理解いただいて進めておるところでございますけれども、町長就任は9か月が経過するわけでありましてけれども、肌で感じることはやはりコロナ禍により自粛ムードの中で、町の行事はもちろんでありますけれども、会議や地域活動まで休止や規模縮小などがずっと続いてきたわけですが、一気にいろいろなものが動き出したというのは実感をいたしております。もちろんコロナが終息したとは言いませんけれども、まだまだ予断を許さない状況であることに変わりはありませんが、マスクを外し、お互いの顔を見て会話ができる、改めて当たり前の生活の大切さを痛感をいたしております。「あなたとともに創る希望の持てる町」づくり、これを掲げて、就任以来その実現に日々邁進をしておるところでございますけれども、共創の町づくりの考え方については、既に昨年12月議会や本年3月の議会等において説明をさせていただいておりますので、詳細については割愛をさせていただきますが、議員ご承知のとおり、本年度の予算につきましてもこの共創の町づくりの実現に向けて盛り込ませていただいております。

先ほども申し上げましたけれども、本年度も半分が過ぎようとしておりますが、各種事業について実施をしており、今後も自らの政策の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひ議員からのご指導もよろしくお願い申し上げます。

また、どのような産業に力を入れていくのかということでもありますけれども、どの産業に力を入れていくということだけでなく、どの産業も大変な状況にあるということは十分承知をいたしておりますので、未来に向けて希望の持てる魅力ある産業になるよう、いろいろな関係者のお力、お知恵をお借りして、またご意見を頂戴いたしまして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）失礼いたしました。

ただいま町長より今後の町づくりについて見解をお伺いいたしました。どのような産業に力を入

れていくのか、全てということでございますけれども、この町の経済、そして財政の健全化ということを考えてときに、繰り返しになりますが、観光、そして農業といったところはこれから大変重要になっていくというところは、私は大事だと考えております。特に観光という部分では、中之条町の武器という部分では、これからも磨いて伸ばしていったほうがよいと、成長する産業であると考えております。国の方針でも2030年に6,000万人のインバウンドの集客を目標に掲げて、政策を進めていくということもおっしゃっておりますし、これから日本人観光客が減少する一方で、インバウンド対策というところも大変重要になっていくのかなと思います。これからも町として、そういったインバウンド対策、そして財政の健全化という意味では、これからまた次に質問もありますけれども、ふるさと納税、そういったところをしっかりと力を入れて、それをポンプの役目として、いろんな産業に力がつながっていくような、そういった政治をやっていただければいいのかなと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

そういったところで、趣旨とすれば、中之条町の財政の健全化、そのために観光振興というところを、力を入れていってほしいというところから次の中之条ガーデンズについての質問をさせていただきたいと思っております。町では、令和4年12月に中之条ガーデンズの運営方針と管理運営計画を策定し、中之条ガーデンズが果たすべき役割について示されております。そこには、まず初めにということで、グランドオープンまでの流れが簡単に説明され、六合の花を代表とした農産物としての花卉産業の振興と花を通じての人づくり、地域づくりを進めるとともに、四万、沢渡をはじめとした温泉地を表す観光の湯をつなげて、中之条町を広く町外に宣伝するための「花と湯の町なかのじょう」のスローガンに基づき、町づくり運営方針には、1つ目で花のまちづくりの推進、2つ目、観光拠点の確立と交流人口の増加、3つ目に地域産業の振興という方針が記載されておりますが、その中の2つ目、観光拠点の確立と交流人口の増加という項目において、外丸町長におかれましては、先ほどもお話の中にありましたけれども、同年12月定例会議、一般質問におきまして、私の質問に対しまして、これからも町づくりにおける観光拠点として力を入れていくものと答弁をいただきました。

さて、そこで今年、令和5年9月の決算を迎えるにあたり、管理運営計画の中における収支計画においてお尋ねをいたします。まず、令和4年度を含む近年の収支決算状況を同様の期間における入園者数の推移と併せてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条ガーデンズについてのお尋ねでございますけれども、先ほど議員のご質問にもございました観光拠点の大きな位置づけ、これは変わることはございません。その中で、ガーデンズについての近年の状況はどうかというお尋ねでございます。中之条ガーデンズにつきましては、グランドオープンして以後の令和3年度と4年度における入園者数は、令和3年度が10万1,418名でございました。令和4年度が10万4,532名と微増となりました。収支を見ますと入園料を含めた

事業収益は、令和3年度が7,996万4,475円だったのに対し、令和4年度は1億182万3,167円と増加になりました。

一方で、中之条ガーデンズの管理運営費でございます。令和3年度が1億5,722万7,785円で、令和4年度が若干増えまして、1億5,916万5,546円という状況でございます。したがって、収支につきましては、令和3年度が7,726万3,310円のマイナスでございます。令和4年度が5,734万2,379円のマイナスとなっております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長より決算報告、収支計画の中の決算状況を説明いただきました。令和3年グランドオープンから去年の令和4年ということですがけれども、1つここで確認をしたいのですが、この決算の中に支出の歳出の部分なのですが、町の職員の方の、花のまちづくり課の職員の方の給与というのは含まれているのかどうか、そこをちょっと教えていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○町長（外丸茂樹）花のまちづくり課長のほうからお答えさせます。

○議長（安原賢一）花のまちづくり課長、お願いします。

○花のまちづくり課長（福田善治）佐藤議員のご質問にお答えいたします。

ガーデンズの運営管理企業の中には、町の職員の給与等の予算は計上されておられません。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。

何でそれを確認したかということなのですが、令和5年度の収支計画目標というところを町のほうで策定してうたっているわけなのですが、その目標値がマイナスの6,000万円という、一般の企業ではあり得ないマイナス数値の目標値になっているということでございます。昨年度産業建設常任委員会の委員会でも指摘を一度したような記憶がございますけれども、収支計画目標がマイナスという部分、先ほど決算の状況を聞いたところ、令和3年度でマイナス七千七百何万、そして令和4年度がマイナスの五千七百何万というところだったとお聞きしましたが、だんだん減っているのは間違いのないということなのですが、このまま集客数が増えたら、どんどん、そのマイナスは減っていくということの認識でよいのかということをちょっとお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）令和5年度が6,000万というマイナスだということでありまして、グランドオープンしてまだ3年目ということでございますので、今後そういった運営改善に向けてはさらに努力をしていかなければならないと、どんどん増えたから、人数が増えたからということになると、またそれも人件費もかかたりいろいろありますので、そういうものを見ながら、将来に向けて少

しでもその収支のマイナスを減らしていけるような努力はしていかなければならないと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

今町長の答弁にもありましたとおり、どこに力を入れ、どこを削るかというようなところも財政の健全化という部分ではその収支目標に向けての努力ということはこれからも引き続き続けていただきたいと思いますけれども、一般町民の方がこの収支目標というところのマイナス6,000万円というところが目標だよというところを聞いたときにはちょっとびっくりする方も多いのかなと私は感じております。これまで令和5年度に入ってからコロナが収まって、5類に落ちて、これまでの令和5年度の入り込み状況、集客の動向ですね、そういったところをもし分かる範囲で結構ですので、去年並みなのか、それとも去年よりも増えているのかということをお示しいただきまして、それに基づいて、これから12月近くになりますと、令和6年度の予算編成ということに入って行くのだと思いますけれども、そういったところで昨年12月に策定いたしました管理運営計画の中の収支計画というところがこれからどういうふうに変化をしていくのかということをもしその目標設定ですね、マイナス6,000万というところがそのまま継続されていくのか、それとも今の状況を鑑みて、それが上方修正というのですか、もっとマイナス部分が低い数値で目標設定されていくのか、そういったところのお考えをもしお聞きできればお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）収支の関係で、先ほどお尋ねのように、令和3年度と令和4年度、グランドオープンしてからの話ですけれども、マイナスが七千数百万が五千数百万と、これは恐らく前任の町長さんもそうでしょうけれども、これから持続可能な施設にするということで、いろんな経費の削減等も考えておられたのだと、こんなふうには思っております。あくまでも今回は、令和5年度は12万人の入園者を一応想定をさせていただいて、そこへ歳出して1億6,000万という目標を掲げさせて、1億円の収入を見込んで6,000万という。これはあくまでも目標ということでありまして、これがまた大幅にかけ離れるようになれば、やはり修正を加えなければならないでしょうし、修正を加えるのだとすれば、どういうことがそういうことに要因をしたのかということ、やっぱり検証させていただいて、運営委員のみなさんのご意見も承りながら、令和6年度に向けての考え方もしていかなければならないだろうと。ただ、実際は10万人ちょい超えたぐらいの人数ですから、12万という目標がちょっとどうかなということについても検証する必要があるだろう、こんなふうには思っております。もし補足があれば課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）花のまちづくり課長、お願いします。

○花のまちづくり課長（福田善治）そうすれば、補足ということですが、入園者数について12万、歳入1億円、歳出1億6,000万という目標値ということで設定させてもらって、あまりこれかけ



離れるようなことがあればということもありまして、今年度の状況を見ますと、入園者数については、今約5万9,000人ということで、ちょっと昨年よりも落ちている状況となっています。これ、特に夏なのですけれども、熱中症アラート、警戒情報みたいなものもあったりして、ガーデンズには外を見ていただくということに対しては、非常に不利な部分があったり、またコロナ禍明けたということはあるのですけれども、これは逆に言いますと、今までは外でコロナは安全だということで、ちょっとガーデンズに来ていただいたお客さんも多かったと思うのですけれども、それぞれ、今度は映画館であるとか、ほかの室内施設などもご利用が自由にできるようになる時代になったものですから、その分でちょっと分散をしてしまったということもあって減っているのかなというところもあり、目標値についてもそういう状況をよく見ながら、また令和6年以降の目標設定値を組めればと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

今花のまちづくり課長より、令和5年度の入込み状況というところを、進捗状況を教えていただきました。昨年度よりも若干減っているということ、そしてその理由が夏の猛暑だったり、様々な影響でそうになっているという分析を聞かせていただきました。このような状況の中、私としては、これから中之条ガーデンズが町のシンボルとして、町を代表する町の自慢となるような施設になっていっていただきたいという思いから、この後ちょっと細かいことなのですけれども、何点か質問させていただいて、観光拠点としての中之条ガーデンズ、その確立のために、その成長のために質問させていただければと思っております。

そして、まず現在中之条ガーデンズが抱えている問題について、ハード面、そしてソフト面あると思いますけれども、そういった特にハード面の部分で、これから細かい質問していきますけれども、必要なところには予算も投じるべきではないかなと、投じるべきかなと私は考えます。長い、長期のスパンで見たときに、本当近年近年というところではなくて、手探りというところもあるかと思うのですけれども、長い目で見たときに、今後やるべき投資、予算の投入というところもしっかりと考えてやっていく必要があるのではないかと考えます。

それでは、ちょっと細かい質問に入っていきたいと思います。まず、中之条ガーデンズ、今繁忙期に駐車場不足ということが問題になっていると言われております。駐車場不足については、繁忙期の駐車場不足による交通渋滞から来場者がなかなか園に着けない、ガーデンズに着けない、特に観光バスが予定どおりガーデンズに到着できないということでのクレームがあったということも伺っておりますが、現在駐車場不足について、町としてどのような対策をされているのか、そしてまた今後どんな対策を講じていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）駐車場不足というお話のお尋ねでございますけれども、現在のガーデンズの駐車場は第1駐車場が54台、第2駐車場が95台、第3駐車場が110台となっております。約250台の駐車スペースがございます。1日当たりの来場者数が1,000人未満の通常時におきましては、このスペースでお客さんも賄うことができいておりますけれども、4月の上旬のハナモモの時期と6月、そして10月のバラの時期等の繁忙期の土日は1,000人を超えることがありますので、交通指導員や役場職員の動員をお願いしたりして、木工館の駐車場や菌床工場等の駐車スペースをお借りしていたり、職員の通勤車を敷地内の砂利駐車場等に置くなどして対応しております。それでも1日に1,500人を超える来場者となりますと満車状態になってしまいます。1年間で10日あるかどうかでございます。実際に見学できないで帰られたお客様は数えるほどしかいないと思っておりますけれども、何らかの対応もしなければならぬと考えております。しかしながら、ガーデンズの周りの農地は農業振興地域、農用地であるため、駐車場に転用することが非常に難しい農地でございます。また、現在4台駐車可能なバスのスペースがあふれた場合は、バイテック文化ホールにバスを移動して、そこで待機をしてもらって、またお迎えに来ていただくと、こんなような対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長より駐車場不足の対応というところをお聞きいたしました。最後のほうに、バスの待機というところでバイテックを利用しているということをお伺いしておりますが、そのやり取りとか携帯だったり、バスの運行業者さんとのやり取りもあるのかなというふうに考えております。繁忙期が年10日間ぐらいが厳しい状況にあるということをおっしゃっていただきましたけれども、ガーデンズ周辺の駐車場を増設できれば、一番よいのかなと考えますが、候補地が見つからないとのことですので、引き続きその努力は続けていただければいいのかなと思います。

委員会で、私もこの駐車場問題について提案させていただきまして、今現在町でもその努力をしていただいているということで、ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

また、この中之条ガーデンズの駐車場不足というところで、駐車場がある程度1か所にしかないというところ、また入り口も、入場口も1か所しかないというところで、そういったところもこれから改善の余地があるのかもしれないと考えております。具体的な例を出しますと、嬭恋にあるおもちゃ王国といったようなレジャー施設では、入り口が2か所あったりもいたしますし、そういったところも一案なのかなと考えておりますので、もしご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

また、今後インバウンドの増加と若い世代の車離れに伴って、JR等の列車を利用した観光客も増加することが考えられます。中之条駅からつむじ、道の駅霊山たけやまを經由してのシャトルバスの運行等もぜひご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、売店と食堂の無料化というところで質問をさせていただきたいと思います。これはどういうことかといいますと、今現在中之条ガーデンズには入場券を買って中に入らないと、売店、そして食堂の利用ができないという状態になっていると思います。そういったところ、ちょっともったいないかなと、やはり入場しなくても売店、そして食堂が利用できるような状態にしたほうが売上げのアップにつながるのではないかと考えます。こうやるには、やはり予算を投じなくてはいけないというところがございます。なかなか厳しい財政状況の中、思い切った予算投入、厳しいかもしれませんが、先ほど言いましたように長い目で見て、何をやったらプラスが生まれてくるのかというところをご検討いただければなと思いますので、ぜひご検討させていただきたいと思います。それについて、もし町長のお考えがあればお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）売店と食堂の関係でございますけれども、ガーデンズの入場口を通らずに売店や食堂を利用できないかというご質問でございますけれども、ガーデンズとしては、庭園を見ていただいたお客様が食堂やショップを利用いただくというコンセプトの下にリニューアルさせていただいておりますので、現状ではご理解をいただければと考えております。ただし、冬期間はこれまで入園料300円をいただき、食堂やショップで使えるお買い物券300円を差し上げておりましたけれども、今年度からこれを廃止させていただき、12月から2月の間は入園無料にして、食堂やショップを有効に利用していただくように切り替えさせていただきたいと、このように考えまして、運営委員のみなさま方にもご提案をさせていただきました。

なお、この冬期間の利用状況等の状況を確認しながら、今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

次の働き方改革というところで、今町長がおっしゃった冬期間の入場料の無料というところをやっていただきたいなというところで質問しようと思っていたところでございます。そういったところ、入場料無料としたほうが経費、人件費も含め、削減できるかなと思いますので、ぜひそれは実行していただければいいかなと思います。よろしくお願いたします。

また、働き方改革という部分で、集客が多く見込まれる営業日にはやはり売店等の従業員が足りないという人手不足というところがあるようでございます。地元、吾妻中央高校に置かれました生物生産科と環境工学科も若干関係しますけれども、そういった課もありますので、ぜひ職場体験を兼ねた有償のアルバイトという部分も地元の高校生に行ってもらってはどうかと思うのですけれども、町長としてはそういったところ、お考えがもしあればお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）高校生のアルバイトなどを検討してはというお尋ねでございますけれども、昨年

度から1名、高校生の会計年度任用職員を半年間、土日、祝日を限定として採用しております。高校生ですので、学業や部活動の合間の就業となるため、難しい面もございますけれども、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）既に採用されているということで、失礼いたしました。できれば、もっと数を増やしてやっていただければいいかなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、働き方改革というところで、1つ売店の職員の方からこんなことをお願いされたことがございます。今中之条ガーデンズ、最終入園時間が4時半ということで、5時が閉園ということで営業を行っているとは承知しておりますけれども、4時半に入ったり、遅く入ったお客様が最終的に今売店を通らないと退場できないという仕組みになっておりますので、そういったことで売店に入ってから5時を過ぎてしまうということをよく聞かれます。従業員といたしましては、やっぱり時間で区切って働いておりますわけですから、もしそこで終業時間が延びてしまいますと、予定していた主婦の方だったら、家事ですとかいろいろな予定が狂ってしまうわけでございますよね。そうしたときに、やはり次の日にどんどん、どんどん影響が行って、ストレスにもなっていくというところで、できれば5時に必ず帰れるような体制づくりを整えてほしいという意見を伺っております。そういったところで、もしできることならば、最終の入園時間というところをもうちょっと早めの時間に設定するなり、そういった対応を検討していただきたいと考えますけれども、そういった点で町のこれからの対応というところをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）開園、閉園時間のお尋ねでありますけれども、確かに繁忙期には閉園近くの間にお戻りになられて、お帰りになるお客さんがいるというのは私ども聞いております。出口のあるショップでお買物をするお客様もほんの僅かでありましてけれども、そういう方もいらっしゃいました。ガーデンズはサービス業ということでありますので、そうしたお客様目線もやはり踏まえつつ、臨機応変に対応したり、検討していきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ぜひこういった働き方改革検討続けていっていただければと思います。また、従業員の方、外丸町長に対してもいろいろと相談に乗ってくれそうな町長だということで期待をしているということも伺っておりますので、ぜひ従業員の働き方改革、運営委員会も年に2回増やしたということですので、従業員の方とのコミュニケーションというところもしっかりと取っていただきまして、現場が明るくなりますと、お客さんも必ず増えていきますし、接客業、サービス業、その基本というところですので、明るい笑顔で接客というところ、しっかりとやっていただければなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、これ運営委員会に昨年度まで入っていたときの委員からも要望ということで、駐輪場の設置ということがございました。今現在どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）駐輪場の件ですけれども、駐輪場につきましては第1駐車場に設けてございます。今年度から自転車用のバイクスタンドも第1駐車場のチケット売場付近に設置をいたしております。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）実は、この質問を出した後に、打合せで課長のところに行ったところ、もうあるよというお話だったので、私見させていただきました。見たところ、ううんと首をかしげたくなる、たぶん自転車が2台か3台が目いっぱいかな、そしてそこに駐輪場があるよという看板もないので、目立たないのですよね。もうちょっとしっかりそれがうたえるような施設、駐輪場というところを今後検討していただきたいなと思います。自転車での旅行者という部分もバイクとは違いますけれども、増えておりますし、今中之条の観光協会ではレンタサイクルというところもやっていたり、四万温泉協会のほうでもそういったところ人気でございますので、これから需要は増えていくと思います。そういったところで委員からもこういった要望が出たと思いますので、ぜひそういったお客さんも取り込めるように、これからは設備投資のお願いできればと思います。よろしくお伺いいたします。

続きまして、ペット同伴での入場についてというところで質問させていただきます。現在中之条ガーデンズでは、ペット同伴での入場は禁止ということでやっていると思いますけれども、近年ペットとその飼い主を対象とした新たな観光スタイルである、いわゆるペットツーリズムが注目をされております。県の産業経済部戦略セールス局観光魅力創出課においてもペットツーリズムが全国でも取り組む例が少なく、長期滞在旅との親和性も高く、機運の醸成を含め、地域の取組を後押ししていきたいとの考えから、その取組の足がかりとして、ペットツーリズムに関する方針や施策の策定の参考とするため、群馬県内の宿泊施設事業者を対象に宿泊施設におけるペットの受入れ状況や意向調査を行っております。ペット同伴での入場を希望する声を町内外から数を聞く中で、現在ペットの入園は禁止となっておりますが、その明確な理由をお答えください。また、今後のペットへの対応について、町の方針をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガーデンズにおけるペットに関係するご質問でございますけれども、何件かこういったご意見をお寄せいただいております。明確な理由というようにお尋ねでありますけれども、小さなお子様が入園している中で、ペットを連れて入園されますと、糞尿を全くしないという保証はありませんので、保護者がそれを不衛生として嫌がるのが登園がグラウンドオープンして以降、ペット入園禁止している大きな理由というふうに捉えております。

しかし、ペットは家族だという考え方が根づいている中であっても入園禁止としている施設はいまだに多いと聞いております。浜松フラワーパークや足利フラワーパークではランができるほどの大きなスペースではございませんけれども、そこに一時預かりをして、安心できるぐらいのスペースをペットの預かり場として設けている等の施設もございます。ガーデンズといたしましてもそういったことを検討していく一つの材料かと、このように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一） 6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也） ぜひこのペットと同伴というところ、今後も検討していただければと思うのですが、昨年12月の運営委員会では中之条ガーデンズには十数億という予算をかけて、観光の目玉として造った施設なのだから、日本で名立たる花のスペシャリストが監修した庭園なのだから、日本一と名のつくキャッチコピーがつけられるように責任を持って育ててほしいと私は提案いたしました。キャッチコピーには先生方も賛同してくださって、日本一の何々ガーデンみたいなところも幾つか出ていたような気がしていますけれども、外丸町長におかれましても町民自慢の観光スポットとして成長させていただきたいと考えますので、そのために日本一の何とかガーデンといったキャッチがつけられるまで、ほかではやっていないことへのチャレンジも行っていただきたいと考えます。イベントとして、1年に1度のワンちゃんデーでもよいので、失敗したらやめればよい、成功したら開催日を増やすといった、ゼロから1への挑戦をぜひお願いしたいと考えます。検討いただけるということですので、ぜひ前向きにお願いいたします。

時間がちょっと押していますので、次の収穫祭などの園内での開催という部分、先日課長ともお話ししたところ、今回は逆に外でやっていただきたいという要望もあつたりということですので、これはちょっと削除させていただきたいと思っております。

ガーデンズの質問の最後に、閑散期への対策ということで、先ほど町長から、夏場暑くて、集客が落ち込んでいるといったようなこともございました。年間を通して、閑散期といったところは今どういった状態なのかと、どういったところを指すのか、そして今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） 閑散期の対応ということでございますけれども、先ほど課長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、今年とはにかく異常な暑さということでございまして、ガーデンズの入場者数、あるいは売上げにも非常に影響が出ております。こういった異常気象が毎年続くのか分かりませんが、やはりそういうことも踏まえながら、やはり閑散期の対応も考えていかなければならないと、このように思っております。夏の暑い時期と冬期間は閑散期となりますけれども、熱中症アラートが出ている時期に人寄せの効果的な対策は難しいということでございますけれども、今年の7月に実施した夏のナチュラルガーデンフェアの際には、閉園後、夕暮れ時のガー

デンを見てもらおうというイベントを行ったところ、16名の方にご来園をいただきました。これは、春のローズガーデンフェアの際にも早朝の開園を行ったところ、260名来園されたものに比べますと効果はあまり上がっておりませんでした。冬期に関しては、今年度は12月から2月を入園無料にする予定でありますので、閑散期においても費用をかけずにガーデンズに来ていただいて、お食事を取っていただくとかショップを利用していただく、そういった方策を考えて、今後も検討してまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）閑散期の対策について答弁をいただきました。

なるべくお金をかけずということも出てきましたけれども、何分お金をかけずに来ていただく、どっちがお金をかけないのかなというところだったのですけれども、町なのか、観光客のほうなのかというところもちよっとありますが、できれば町はお金をかけずに、観光客の来園者にお金を落としていただくということをやっていたらいいかなと思います。一案として、夏の湧水場の設置ですとかミストなどの設置、または冬期の、冬季はやっぱり星空がきれいですので、中之条ガーデンズ内を有料開放して、1人キャンプですとか、そういったところの利用を促すような、そういった企画も考えていただければなと思います。

以上で、中之条ガーデンズについての質問を終わりにいたします。

続きまして、ふるさと納税についてご質問させていただきます。ふるさと納税、先ほども財政の健全化というところで、ぜひふるさと納税推し進めていっていただきたいという旨の質問をさせていただくということを申しました。またかということも思っている方も多々いると思いますが、それほどこのふるさと納税に対する思い入れは私も強いものがありますので、ぜひ今後町でも積極的にやっていただきたいなと思います。まず、町が掲げるふるさと思いやり基金の目標額はどれくらいなのか、また基金積立てについてもっと積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、町長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ふるさと納税についてのお尋ねでございます。

ふるさと納税における基金の目標額につきましては、当年度でご寄附をいただきました金額を全て基金へ積立てをし、翌年度事業に基金を取り崩して、財源として事業に充てております。したがって、今年度の基金の目標額は令和5年3月の佐藤議員からのご質問で答弁をさせていただきましたが、本年度の目標寄附額と同額の3億円が基金の目標額としているところでございます。

次に、基金の積極的な取組でございますけれども、ふるさと納税の寄附額増加がこれに当たるものと認識をしております。新型コロナウイルス感染症も5類に引下げとなりました。経済活動も活発化してきておりますので、昨年度以上の目標を設定させていただいたところであります。寄附額の増加に向けて、魅力のある中之条町の発信に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願

いたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）続いて、返礼品のメニューの追加についてお伺いいたします。

お祭りやイベント費用としての返礼品をメニューにしている自治体がございます。冒頭の町づくりについての質問の中でお話をいたしましたけれども、祭り、イベントの予算がなかなか取れなくて大変だといった声を町の中からもお聞きいたします。そういったお祭りやイベントのクラウドファン্ড的な返礼品がそれに当たるという部分で、返礼品なしのイベント費用という部分の返礼品メニューというところをほかの自治体ではやっているところがあると伺っております。当町でもそういったことができないのか、またビエンナーレにちなんだオリジナル商品やお米の農産物等の返礼品の復活といったところも今後若い農家さんの就業の後押しとかにもなると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）返礼品等へのお尋ねでありますけれども、佐藤議員のご質問につきましては、クラウドファンディングの有効的な活用というふうな形で理解をしております。昨今近隣の町村においてもこのクラウドファンディングを活用していることは承知をいたしているところでございます。返礼品の見直しにつきましては、既に担当課へ指示を出しておるところでございますが、今回の総務省の指定を受けるにあたり、地場産品の基準は一段と厳しい運用を求められております。間接的には3割を超える可能性のある独立事業についての見直しや経費基準の5割以下の徹底、5割を超過する場合には、返礼品の率の引下げ等の指導項目が追加となっております。現在町の制度の見直しを最優先に検討するよう指示をしているところでございます。

クラウドファンディングにつきましては、町が主催等であれば、寄附金の事業充当が明確であります。地域イベントに拡充した場合の地域間の不均衡が生じないことを前提に制度設計を検討してまいらなければなりません。返礼品につきましても様々な取組があるようでございます。ご趣旨は十分理解しておりますので、参考にさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

基金の積立てといったところでの効率化、今地域感謝券ですか、ふるさと感謝券というところがメインだと思うのですが、お米をはじめとした農産物等の返礼金の復活、先ほども言いましたけれども、そういったところが今後の町の農業への後押し、町の魅力の発信PRということもふるさと納税の一つの目的ですので、そういったところをもう一度検討し直していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、土砂災害対策についての質問に入りたいと思います。まず、この質問に入る前に、



この質問のきっかけとなりました、今年8月19日、四万温泉地区の土砂災害に際しまして、迅速に対応していただいた町長をはじめ、地域関係者のみなさまに、地元を代表して、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。昨今地球の温暖化、そしてもう地球の温暖化は終わり、沸騰化の時代が到来したと、国連の事務総長は4月の会見で述べておりましたが、この日本でもこの夏の気温が40度を超える地域も増えて、熱中症による救急搬送も昨年の同時期と比べ2.3倍となり、人体に及ぼす影響はもちろん、電気代も値上がりする中で、エアコンの長期使用によっての経済的負担など、様々な影響が出ております。この異常気象によって、ここ最近線状降水帯の発生やゲリラ豪雨と呼ばれる、予測が難しいとされる急激な雨による被害も梅雨の時期から台風シーズンまで長期にわたり発生しております。当町においてもここ数年雨による土砂災害が発生し、その都度町当局におかれましては、地域住民はもとより消防団や土木関係者と協力し、災害復旧に従事されてきたものと認識しております。これからも予想を上回る災害が起こることが予想される中で、町民の生命、身体、財産を守るために、これまでの経験を生かし、災害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるために何をすべきか、何ができるか、新型コロナウイルス感染症の影響で希薄になった地域コミュニティの再編や団員不足に加え、また訓練不足も懸念される消防団活動への支援など、町としての役割はこれまで以上に重要になったと考えます。

さて、先月8月19日午後2時頃から中之条町でもゲリラ豪雨と呼べる集中豪雨が降り、町内各地で倒木や農産物の農作物の被害があったと聞いております。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げます。

先ほど来言っておりますが、四万温泉地区でも土砂災害が発生し、町には迅速な対応を取っていただいたわけですが、今までの経験からして、とても早い対応であったなと思っております。災害発生から復旧までの町の対応の流れ、そういったところはどういうふうに行われたのか、また発生原因の特定はできたのか、そして今後の対策についてどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先日の8月19日の集中豪雨の災害についてのお尋ねでございます。

まず、先日の土砂災害では、昼夜を問わず、地元のみなさまには不安な気持ちを抱えて数日を過ごされたと思います。特に土砂が家屋に流入するなど、被害に遭われたみなさんには心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、土砂の撤去や道路の通行の確保など復旧に際し、地元の方々をはじめ、大勢のみなさまにご協力をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

この集中豪雨でありましたけれども、土曜日の午後3時過ぎに大雨により四万地区内において土砂災害が発生したわけであります。私自身も役場に待機しておりましたので、職員と合流をさせて

いただき、災害状況の説明を受け、直ちに現場に駆けつけたところでございます。現地の状況を目にし、とにかく観光地でもあり、お客様はもちろん、周辺地域の人命を最優先に考えなければなりませんので、道路をはじめ、可能な範囲で土砂の撤去を指示をさせていただきました。幸いにも今年6月に中之条町建工会と災害時における応急対策業務協力に関する協定、これを締結しておりました関係もあり、業者の方には早急に駆けつけていただき、道路の土砂撤去作業を迅速に行っていました。翌日の日曜日の午後1時には、私と総務課長、農林課長で現地に向かい、県の吾妻環境森林事務所長ほか2名の職員、地元県議等と合流し、災害の現状をはじめ、どういった方策が取れるかなど、上流部の堰堤などの確認をしていただきました。月曜日には、課長会議終了後、建設課長、そして農林課長と一緒に再度現地に向かったところでもあります。公道を通行止めにする必要があったため、四万温泉協会には周知のほか、協力を前提に依頼をさせていただき、業者により河川土砂の撤去作業も行われたところでもあります。大勢のみなさんのご協力をいただきましたので、発生から二、三日の期間で復旧することができました。発生原因の特定と今後の対策につきましては、上流の砂防堰堤も年数が経過しており、恐らく蓄積した土砂が大雨によって流出したものと推測をされますけれども、詳細については今後県から説明があるものと思われまますので、対策についても担当課を通じて対応していきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）災害発生から復旧までの町の対応についてご質問させていただきました。また、今後対策というところも少し出たのかなと思いますけれども、今後同様な雨が降った場合にはまた同じような被害が出るのが考えられます。今回被害に遭った住民、そして近隣の住民が安心して生活できるよう、県の協力を仰ぎながら、一日も早く対策を講じていただきたいと思います。

また、町内には同様な治山治水事業で設置した砂防ダムやフェンスが数多く存在しておりますが、大量の雨が降った場合に、その機能が十分発揮できる状況にあるのか、確認することが重要であると考えます。今回の被害を知り、砂防ダム設置を要望する町民からのお話もいただいておりますので、調査研究における迅速な対応を期待いたします。

さて、今回のような土砂災害が発生したとき、どこに連絡するのが一番よいのでしょうか。災害の規模や拡大状況によって、その対応は変化するとは思いますが、町なのか、110番、警察なのか、または消防なのか、それとも土木事務所なのか、また地域防災計画での連絡網にこだわり過ぎて、町への連絡が遅れないように指導することも今後大切かとも思います。そういった点、その連絡の仕方、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）災害時の連絡等についてのお尋ねでございますけれども、地域のみなさまには自主避難計画の作成をお願いしておりますけれども、作成された自主避難計画の中で、地区内の連絡網を整備されている場合もございます。こういった連絡網に沿って、地域内にスムーズな伝達が図

れる場合は、そういった連絡網をご活用いただければと思いますけれども、一方で災害の状況やいろいろな諸事情により、必ずしも取り決めた自主防災組織の連絡網で対応できない場合も考えられます。いざ災害発生となれば、平時とは違い、慌てて行動したり、気持ちが混乱したりすることもあると思われれます。恐らくそういった状況の中で、取りあえず役場に確認、あるいは状況を連絡してという手段を取られることと思います。実際に役場にも災害時に直接いろいろな内容の確認や連絡が寄せられます。一般的な場合を申し上げますと、役場に連絡があった場合は土日や祝日、夜間や早朝の業務以外では宿日直に連絡がつながりますので、第一報はそこから開始をされます。業務時間内であっても業者や関係者から各課へ直通電話をされる場合もありますが、緊急時においてはほとんど代表電話にかかってくることとなります。優先順位や連絡方法の周知ということでございますけれども、やはり緊急時となると連絡される方も慌てていたり、不安な状態にいる中では町で対応できる内容以外にも公共交通機関の運行の有無や停電、電線の破損、国道、県道への落石や倒木など、広範囲にわたる連絡等が役場に集中をいたします。あらかじめ情報をいただければ対応もできますが、役場で調べてから情報を発信するなど、そういったことに時間を取られてしまう場合もございます。今後住民のみなさんに対して適切に周知ができるように努めてまいります、ぜひ日頃から災害を意識し、警察や消防など、連絡先などを控えておくなど、住民の方々にも冷静に対応していただけることが望ましいと考えております。

それから、二次災害も想定をされます。こういった場合、二次災害の予防ということで連絡を受けて、暴風雨の中での作業や現地への職員や消防団員の派遣、これはまさに二次災害につながる可能性もございます。職員に限らず、二次災害の危険性があるかどうかの判断については状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

なお、住民の方で、現地から電話等により状況を通報いただく場合がありますけれども、状況確認後、速やかに安全な場所に避難いただくような声かけは行っております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）災害時、何かと消防団当てにされがちなのですけれども、やはり行政区からの町への要請、そして団長へのという縦の命令系統、そういったところをしっかりと住民の方にも分かっていただくことも大事かと思っておりますので、消防団員の災害、二次災害にもつながりかねないので、そういったところの周知徹底を町にお願いしたいと思っております。

この後5番目で消防団員支援対策について予定をしておりましたが、要望ということで、これからも消防団員の支援というところ、また細かくは次回に持ち越したいと思っております。よろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。

(休憩 自午前11時01分 至午前11時15分)

○議長(安原賢一)再開します。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、お願いします。5番、山田さん

○5番(山田みどり)議長の許可をいただきまして、自席での質問とさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

それでは、通告に従いまして、9月議会一般質問を行いたいと思います。私の質問は3点になります。1つ目が災害対応について、2つ目が有害鳥獣対策について、3番目が庁舎トイレについて  
質問をさせていただきます。

まず、1つ目の災害対応について質問をさせていただきます。異常気象とも思われる猛暑や頻発  
する局地的な短時間の大雨など、災害が身近なところでいつ起きてもおかしくないという状況にあ  
ります。町では、地域防災計画の策定が進み、住民の防災意識も少しずつ高まっているところでは  
ありますが、公助の部分も改めて確認し、強化するべきところは備えていかなければと考えます。  
そこで、災害時町の対応、指揮系統はどのようになっているのかをお聞きします。

○議長(安原賢一)町長

○町長(外丸茂樹)それでは、山田みどり議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在警戒レベルというものが5段階ございます。3段階になると警報となるわけでございます。  
警報が発令される段階のときは、防災を統括する総務課内の危機管理室に集合し、災害等に備える  
こととなります。現在は、専用アプリ等も進歩しており、気象庁などからの情報も入手しやすいた  
め、警報発令前であっても状況に応じて職員が自主的に役場に待機するということがございます。

昨今の傾向では、警報発令前であっても集中豪雨により土砂崩れや倒木、水路の氾濫などが発生  
するケースが増加しており、警戒レベルに関係なく、状況に応じて担当課長、担当職員の出役をお  
願いし、災害への対応を行っている状況であります。こういった状況下では、どうしても道路や水  
道、農業施設などへの災害が中心となるため、総務課をはじめ、建設課、企業課、農林課といった  
所管課の出動が必然的に多くなります。

なお、平常時の組織をもって対処できる災害であればよいのですが、実際に複数箇所の大災害が  
発生し、または発生するおそれがある場合には災害策本部を設置し、国や県、その他公共機関等と  
綿密な連携及び協力の下に対処することになります。この段階になりますと、対策本部の組織編成  
について、本部長を町長として、全管理職が本部員として、それぞれの部署で中心として指揮、命  
令に従い、管理監督するようになります。並行して、役場組織の各係においても災害時の決  
められた事務をすることになっております。また、動員計画及び配備計画に基づき、役場、または  
六合支所への職員の動員がなされるわけですが、初期動員、第1号配備及び第2号配備の段  
階に応じて、必要な人員確保により対処しております。ただし、こうした状況下では避難所も開設

されておりますし、想定外の事態も想定されますので、情報収集により現状の把握、適宜適切な人員の確保や配置に努める必要はあると考えております。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）災害のレベルや状況に応じて、職員の配置をしているということが分かりましたが、緊急的な場面にも順応できる職員となりますと、先ほどおっしゃられたように、各課の課長ですとか担当課係長ということで、一部の職員に大きな負担が生じるということにはならないでしょうか。職員にも災害などの共有は全職員で共有が行われているということは伺っていますけれども、いかなるときにもどのような対応を取るかということを含めて、全職員が対応を学ぶこと、経験することがこの先起こる可能性のある災害に備えて、全職員が対応して動けるかなというふうに考えます。休日や夜間の出勤など、いつも同じ職員がそのたびに出れば疲弊してしまいますので、ぜひ担当職員で役割を分担しながら、災害対応にあたっていただくということが住民の命や財産を守るということにもつながると思いますので、そういった対応でぜひ心がけて行っていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。災害復旧や支援が緊急に必要な場合には、予算を備えておくということが必要だと考えますけれども、予算をあらかじめ確保しておくという、予算措置をしておくということは現実可能なかどうかということをお聞きしたいと思います。人命に関わる大災害となれば、何より人命優先となります。緊急時の備えなど想定して対応していかなければいけないというふうに考えますが、予算措置についてはどのようになっているかをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）災害における予算措置はというご質問でございます。委員おっしゃるように、災害時にはまず人命が最優先でなければなりません。従いまして、災害発生時にはまず人命を含めた対応が優先されますから、予算をどうするのかといったことはその後の検討となります。もちろん緊急的に予算を確保する必要に迫られた場合があるとすれば、補正予算等の対応も考慮してまいりますし、例えば災害の状況が現予算での対応が可能であれば、予備費の活用で実施してまいりたいと考えております。どんな事態にも対応可能な自由度が高い予算があればよいのですけれども、あらかじめ災害を想定した、何にでも使える予算の確保というのは制度上で想定しがたいと考えております。災害等が落ちつき、復旧に向けた動きの中で、個々の災害の事案に応じて、交付金や補助金、国、県の各種事業などが盛り込めるかどうかなどを見据え、復旧事業に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）なかなか、あらかじめ予算を備えておくことは難しいのかなと思うのですが、これだけ災害がいつ起きても分からない状況で、一度起きて、すぐに復旧の必要性があると、そういったときにこういった自由度がある予算があるといいのではないかなというふうに

考えてしまうのですけれども、もしこういったことが必要であれば、とにかくいち早く対応して、今もこの間の土砂災害でも早い復旧、対応していただいたということで、非常に町民は安心していると思うのですけれども、そういうこれから起こる災害に対しての対応についてもぜひ予算を必要なところは講じて対策を取っていただければというふうに思います。

先日町内で土砂災害が起きましたけれども、こういった被害状況の把握についてどのように町に伝達して、職員などに共有しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）災害被害の伝達はどのようになっているかというお尋ねでありますけれども、過去には現場に到着した職員からの電話連絡や記録写真、これを個人的なメール等で送付する方法が一般的だったと思われます。災害のためにというわけではございませんけれども、全職員が使用可能なチャット的なアプリを導入をいたしました。こうしたツールを最大限に活用することで、災害現場で撮った写真を瞬時に複数の関係職員で共有でき、町外、県外にいる職員であっても指示等の返信も可能となります。実際に先日の台風7号の接近時には職員に対して、各施設の点検や確認、イベントや宿泊を伴う施設におけるお客様への対応、緊急招集への準備など、事前に全職員の周知を一斉に行うことが可能となりました。

一例ではありますが、災害時においてもこういったツールを最大限に活用し対応していくことで、迅速な対応に努めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）職員間での情報の共有が非常に大切であるというふうに思います。町民のみならずが町の職員によく、どうなっているのだというお尋ねで、状況を聞かれるという場面があるかなと思います。そういったところで職員が分からないということではなく、きちんとこういった状況であるということが周知徹底されていて、きちんと町民に答えることができると、そういったことがやっぱり町民の安心にもつながると思いますので、災害は全職員がこういったことを把握して対応していくという心構えでぜひ行っていただければというふうに思います。

ちょっと順番変わりますけれども、情報発信のことについて。情報発信や情報共有というのは災害時に非常に大切なことだと思います。デジタルの活用についてちょっと順番を変えますけれども、先に質問させていただきます。デジタル活用について、町ではデジタル推進のための職員を配置してデジタルを推進しているところではありますけれども、防災でも重要なのは確かな情報です。町で防災無線を活用して情報を発信していますけれども、デジタル推進、活用して推進していくためには防災情報もデジタルの活用は必要ではないかと考えます。例えば町道の通行止めなどの情報などは防災無線で流れますけれども、町道〇〇線と言われてもなかなかどの道なのかというのが分からない町民の方もいます。また、町道の一部が通行止めなのですけれども、その一部分がどの場所なのかという箇所も分からないと、非常に町民の方には不便な部分もあるかなというふうに感

じます。こういった情報をもうちよっと分かりやすく町民に発信するためには、ライン公式アカウントですとか安心メールなど、その他のコンテンツを利用して発信していくという事は必要ではないかなというふうに感じます。地図上で、危険箇所や通行止めの箇所を示して分かりやすく伝えるということが今後町のそういった防災情報の中で必要となっていると思うのですけれども、町ではそういった活用についてどのように考えているかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）災害時におけるデジタルの活用についてというお尋ねであります。議員のご指摘のとおり、町道〇〇線、こういった情報では住民のみなさんへの周知は非常に分かりづらく、不十分であろう、このように思っております。現在町から一方的に情報発信できるツールとしては、防災無線、町ホームページ、安心メール配信、ラインデジタル窓口、群馬テレビのデジタル文字放送等が挙げられますが、情報の即時性や拡散性につきましては、その他にも有効なツールがあるものと認識をいたしております。

今年度総務課内に危機管理室を設置いたしましたので、災害時の情報の一元化を目途に、この危機管理室を中心に情報共有及び情報発信をしていきたいと考えており、できる対策を積み重ねていくことが重要であると思っております。デジタルの活用につきましては、企画政策課を中心に構築作業やツールの検討も視野に入れまして、分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

現在安心メール情報をラインデジタル窓口から通知できるシステム改修にも取り組み、実装が可能となったところでございます。どのような方法が住民や観光客のみなさんに優しい情報提供に資するのかを今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）こういったコンテンツをお金をかければ、たぶんどんなことでもできると思うのですけれども、なかなか予算的などころでは難しい部分があるのかなというふうに思います。国でデジタルを推進している割に、こういったところは町負担というか、町で頑張らなければいけないということなので、国に対しての予算要望なんかも含めて、こういった活用をしていくということでぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、本当は位置情報ですとかそういったものを活用できればいいのですけれども、無理であれば、そういった地図をそのままデータを載つけたものをライン公式アカウントの中だったりだとか安心メールなんか載せて、見える化で分かりやすく情報発信していただくと、そういった創意工夫を今の段階ではなるべく予算をかけずにできるところでぜひやっていただければなというふうに考えます。

次の質問ですが、中之条町は地滑り地帯が多く、大雨で土砂が崩れたり、倒木などの被害が出ております。町では、そういった危険箇所の点検を行っていると思っておりますけれども、今現在どのくらいの危険箇所が町にはあるのか、優先的に対応していかなければならない箇所はどのくらいあるの

か聞きたいと思います。お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）危険箇所についてのお尋ねでありますけれども、町道における危険箇所につきましては、毎年年に1度、業者に業務委託により点検を実施しております。経過観察をしております。今年度の調査箇所でございますけれども、20か所です。現在調査を実施しておりますけれども、危険箇所につきましては、優先度の高いところから対策工事の予算化を行い、対策を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）大雨になりますと、本当にいろんなところで土砂が流れたりだとか水が出てきたりだとか、思わぬところで、こんなところが崩れているといった予測しがたいところでもそういった土砂災害などが起こっている状況にあります。想定外のことが起こるといことがここ最近是非常に多く起こっているのです、ぜひそういった災害、減災のためにも災害を未然に防ぎ、減災のための財政措置を取ることが重要ではないかなというふうに考えます。改めて、町道、また林道の整備、そういったものにもぜひ予算をつけていただいて、優先的な対応を望みたいと思います。

次に、有害鳥獣対策についての質問に移りたいと思います。近年の有害鳥獣の被害の状況について質問をさせていただきます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）有害鳥獣の被害状況についてのお尋ねでございますけれども、有害鳥獣による被害の状況につきましては、毎年春に行っておりますアンケートからここ10年程度の被害の状況を見てみますと、平成25年頃から平成28年頃まで二千数百万円の被害状況であったものが平成29年から令和4年までは1,000万円前後の被害となっております。被害の額が多いのは、猿、イノシシ、ハクビシン、カラスであります。水稻をはじめ、野菜や果物など、多様な農作物が被害を受けている状況であります。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）被害状況は減少傾向にあるというふうにありますけれども、気象状況によって作物の取れない年は里山に下りてきて、被害を及ぼすということにもなります。近年は、こういった状況はかなり1,000万円ほど下がって、被害状況は減っているとはいえ、猿だとかイノシシ、鹿の被害なんかはかなり出ていると、特に猿はやっぱり利口で、両脇に抱えて持っていったりだとか、なかなか猿の被害というのが近年多く出ているというふうに聞きます。こうした被害状況を防ぐための対策、どのような対策が今取られているかお聞きしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長



○町長（外丸茂樹）有害鳥獣を防ぐための対策はどうかというお尋ねでありますけれども、町で行っている有害鳥獣対策といたしましては、鳥獣被害対策実施隊により、有害な鳥獣を捕獲し、駆除する活動が行われております。これらの活動に対しましては、町から捕獲奨励金を交付をいたしております。また、捕獲に使われるくくりわなは協議会を通じて全て無償で貸与し、わなや銃の狩猟免許取得時につきましても狩猟免許取得補助により支援させていただいておりますので、費用の負担はほとんどございません。このような支援の成果と思われませんが、鳥獣被害対策実施隊員のみなさまには例年郡内で一番多くの有害鳥獣を捕獲していただいております、こうした実施隊員の積極的な活動とご努力に対し、大変感謝しているところでございます。

なお、令和4年度の捕獲実績としては、イノシシが264頭、鹿が240頭、ハクビシンが98頭となっております。捕獲数は年度によって増減があるものの、イノシシや鹿の占める割合が多くなっている状況であります。イノシシは豚熱で一時期減少しましたが、再び増えてきており、鹿につきましましては、捕獲地区が町内全域に拡大する傾向にあります。これに合わせて、その捕獲数も増えている状況でございます。

次に、有害鳥獣の被害を受けにくい環境の整備の町民のみなさまによる取り組みがございます。これは、有害鳥獣による被害を拡大させやすい森林と人家や農地との境界等において、草刈りや樹木伐採などのやぶ刈りと言われる環境整備を行うことで、鳥獣被害の軽減を図っていただいております。この活動に対しましては、獣害対策事業委託金によって支援をいたしております。また、実際に被害を被っている農地に対しては、周辺にネットやフェンス、電牧柵などを設置して、鳥獣の侵入を防ぐ取組が行われております。その侵入を防ぐための施設の設置に対しましては、経費の2分の1の補助を行っております。

また、協議会を通じて、イノシシネットとサルネットの販売も行っておりますし、民家や農地の周辺に出没する追い払いにつきましましては、ロケット花火、爆竹、パチンコ、轟音玉などを配付し、町や実施隊だけでなく、住民自らも獣害対策に取り組んでいただいております。

小動物に関しましては、その捕獲を許可した上で捕獲用のおりを貸し出しており、住民自ら捕獲に携わっていただいていることも可能になっております。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）獣害対策の3本柱として、環境整備、防護柵、捕獲のそれぞれが大切であるとホームページにも載せてありまして、そういった対策を講じているところではありますけれども、令和4年の被害状況を示したグラフなんかも見ますと、特にやっぱり作物、一生懸命作った作物がこうした被害で取られてしまったりだとか、今天候でもなかなかできなかつたりとか、そういった被害があつて、作っている農家さんにとってみれば、本当にこの有害鳥獣対策は非常に重要なものだと思うのです。ぜひこういった対策を取っていただきたいと思うのですけれども、特にその実施

隊の力がやっぱり必要になってくるかなと、実際に捕獲をして、数を減らしていくという実施隊の維持をどういうふうにしていくかということで質問をさせていただきたいと思います。今被害を防ぐための実施隊の活動が現状行われていると思いますけれども、今の実施隊の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）有害鳥獣実施隊の現状はどうなっているかというお尋ねでありますけれども、令和5年4月1日現在では、鳥獣被害対策実施隊員として93名に登録をいただいております。内訳といたしましては、中之条地区が11人、沢田地区が26人、伊参地区が17人、名久田地区が11人、六合地区が28人となっております。隊員の平均年齢は68歳でございます。新しい隊員、なかなか入っていただかず、隊員の高齢化が進んでいる状況でございます。しかしながら、こういった状況にもかかわらず、先ほど申し上げましたように、郡内でも最も多い数の有害鳥獣を捕獲するなど、ご活躍をいただいております実施隊員のみなさまの積極的な活動に感謝をいたしておるところでございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）実施隊の高齢化が深刻だということで、平均年齢が68歳と、こういった隊の維持をしていくためにどういった取組をしているか、今後どういうふうに維持をしていくかお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）実施隊のみなさんの高齢化が進んでいるというお尋ねであります。

確かに鳥獣被害対策実施隊員の高齢化や減少といった問題の一つの解決策として、以前に町外から鳥獣被害対策実施隊を迎え入れてはいかがかという山田議員と同じように、隊の存続についてのご提案がございましたけれども、実施隊員との協議の中で、活動の安全性の確保や日々の見回りの実施が難しいことなどから、直ちに受け入れることは難しく、継続して協議していくこととさせていただきました。町外からの隊員の受入れに限らず、実施隊員のみなさまの意見を伺いまして、実施隊の存続と発展のための方法の継続を検討してまいりたいと考えております。

また、実施隊の募集につきましては、隊員による勧誘の声かけや町のホームページに隊員募集の案内を掲載をさせていただき、呼びかけを行っているところでございました。こうした取組により、令和4年度は20代の方が1名入隊し、令和5年度は20代と40代の2名の方が入隊予定となっております。引き続き、積極的な募集を行い、新たな隊員の入隊を促してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）若い方が入隊されたということで、こういった、維持していくためにも、ぜひこういう興味、関心を持っていただく取組が必要なのかなというふうに思います。

町の職員の中に、実施隊の方がいたりとか、もしくは狩猟免許を持っている職員の方というのは

ちなみにいらっしゃるでしょうか。ちょっと質問項目になかったのですが。

○議長（安原賢一）農林課長、お願いします。

○農林課長（小池宏之）職員の中で、そういった免許を持っている者は現在おりません。お願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）突然の質問ですけれども、すみませんでした。なかなか実施隊というと、狩猟免許を持っていないといけないだとか、登録を行ってとかというふうにいろいろ面倒なこともあるかなと思うのです。そういったことでハードルの高さもありますし、またその必要性や重要性がないとなかなか募集しても集まらないというのが現状なのかなというふうに思います。中之条町のこうした豊かな自然や希少な植物、野生動物とどうやってうまく共存していくか、この環境を守っていくか、必要なこととして、例えば町がフィールドワークを行って、興味、関心を持ってもらうような取組ですとか、若い方にそういった山に入っただいて、実践でこういう環境を守っていただく一員になっていただきたいと、そういったフィールドワークなんかを積極的に行っていただくということがそういった実施隊の隊員の募集にもひとついい魅力のアピールになるのかなというふうに思いますので、そういったこともぜひ検討していただければというふうに思います。

近年こういった有害鳥獣でイノシシや鹿によって運ばれて、ヤマビルの被害が里山でも増えています。聞き取りの中で、課長から見せていただいて、すごく衝撃的なのは、イノシシや鹿の背中にも乗って運ばれるのかなと思ったら、そうではなくて、ひづめに寄生して、その寄生したものがどんどん運ばれて、媒介、どんどんと広がっていると、そういった説明を受けまして、非常に衝撃的だったのですけれども、そういうふうな形で有害鳥獣がこういったヤマビルを広めているというようなことを聞きます。こういった里山でも増えていて、本当庭先で作業していた方がヤマビルに吸われてしまったとか、農作業している人が吸われてしまったと、伊参地区だとか、前は四万で出ていましたけれども、今伊参のほうでもそういった被害が出ているということを聞いています。実態ですね、町内での被害実態などはどのように把握されているか、お聞きしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ヤマビルのお尋ねでございますけれども、本当に厄介なものでありまして、ヤマビルは議員のご指摘のとおり、イノシシや鹿などによって運ばれ、生息域を広げていると言われております。1980年代におけるヤマビルの群馬県内での生息域は四万地区や妙義山周辺に限られておりましたが、2000年代になると、群馬県全域で目につくようになりました。こうした状況を受けて、2009年と2016年に群馬県林業試験場がヤマビルの実態調査を行いました。この調査では、四万地域を含む県北部と妙義山周辺の県西部を中心とした生息が確認されるなど、2009年から2016年の7年間で生息の分布が1.3倍に拡大したことが確認をされております。さらに、6年後の2022年の調査では、生息域がさらに1.4倍拡大していることが確認され、前回の2016年の調査では確認されなかった

県西南部の南牧村や県東部の桐生市黒保根地区での生息も確認されております。そして、現在中之条町におきましても沢田地区全域や伊参地区での生息も確認をされている状況でございます。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）かなり広範囲でヤマビルの生息が広がっているということが分かりましたけれども、これ以上広げないための対策や住民への注意喚起を改めてする必要があるのではないかなというふうに感じますけれども、広げないための対策についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ヤマビルの生息を広げない対策はあるのかというお尋ねでありますけれども、ヤマビルの生息を広げず、駆除する方法というのは現在承知をいたしておりません。ヤマビルを運び、拡散させていると思われるイノシシや鹿を駆除し、実施隊に引き続きお願いしたいと考えております。

また、ヤマビルの吸血から逃れる対策としては、先ほど申し上げました調査を実施した群馬県林業試験場が発行しているパンフレットに幾つかのその方法が示されております。ヤマビルの生息域で人が活動する際には、長袖、長ズボンの着用、首にタオルを巻き、ヤマビルの忌避効果の高い虫よけ成分が入っている虫よけスプレーを利用することなどであり、手軽な方法としては濃度20%以上の食塩水も防除の効果があるということでもあります。また、落ち葉や湿った草むらなど、ヤマビルが好む場所をなくすことも取り上げられております。これらはヤマビル対策としても一般的に行われてきたもので、特別なものではございませんけれども、完全な駆除が難しい状況では、こうした対処的な対策を講じてヤマビル対策を行っていただくことになると思われます。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）湿った草むらとかそういったことを好むというふうに答弁でおっしゃられたけれども、やっぱりそういうところをまずつくらせないと、防止するということが必要かなというふうに思います。そういったところでいうと、耕作放棄地なんかは非常に増えていて、こういった有害鳥獣とかヤマビルの隠れ家や生息地になってしまうというふうに思われます。こういう点からも耕作放棄地を減らして、被害を減らす対策が必要になるかと思えます。町の耕作放棄地対策についてもちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町の耕作地の30%ほどが耕作放棄地となっております。その解消は大変大きな課題であると考えております。町では、これ以上耕作放棄地が増えないよう、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払推進交付金制度を積極的に推進をいたしております。条件不利な地域での耕作の継続を支援いたしております。

また、農業を支えている認定農業者に対しては、機器や設備に対する町単独の補助金制度を用意

し、耕作の維持を支援しており、これからの中之条町の農業を支え農地を守っていただくことが期待される新規就農者に対しましてもその受入れから就農までの支援を積極的に実施をいたしております。こうした各種の支援を行い、農地の荒廃化を防いでいるところでございます。

また、現在町は森林や周辺の環境の整備を積極的に進めております。荒れた森林に手が入ることにより、有害鳥獣の隠れ家となり、ヤマビルの生息するような環境を減らすことにつながると思っております。町民のみなさんに自ら実施していただくやぶ刈りや樹木の伐採への補助金制度もございますので、ぜひご活用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）ぜひ多角的なところから、先ほど申しましたように3本柱、有害鳥獣対策への3本柱を多角的に行っていただいて、対策を講じていただければというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。庁舎関連について質問をさせていただきます。1つ目がオールジェンダーのトイレへの理解ということで、どんなことだというふうに思うかもしれませんが、今人間の性的指向や性自認というのは多様性を持って理解していくことが大切だと、今変わりつつあります。しかし、いまだそうした動きに対して、差別的な動きがあることも事実です。当町においても学習や講演などを行って、理解を深めているところではありますけれども、そこでは非常にデリケートなトイレの事情について、全ての方が使うことができるオールジェンダーへのトイレの取組について理解をしていただければというふうに思うのですけれども、なかなかそうしたものを造れというのは非常に現実的ではないのかなというふうには思いますが、理解を深めて、差別のない社会をしていくために、ぜひ検討して考えていっていただきたいなというふうに思います。そういったことへの理解、町長はどのように見解を持っていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）オールジェンダーについてのお尋ねであります。このジェンダーにつきましては、日本はもちろんでありますけれども、世界全体で性差をなくしていく運動が広がっております。

一方で、まだまだジェンダーの方への理解は十分ではなく、文化的、あるいは宗教的な背景にあるかと思われませんが、依然として差別的な発言等があることは報道等により承知をいたしておるところであります。

制服をはじめとした服装などもそうですが、生理的な現象でもあるトイレの利用についても議論がなされる等、非常に難しい問題であると感じております。オールジェンダーに対応したトイレを各施設に設置するという事は、物理的に、予算的にも難しいと感じておりますので、まず町で取り組むものとするれば、そうした方々への理解であり、性差が生まれることのないコミュニティの形成や教育など、ハードルは高いですけれども、取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）そうしたLGBTQ+だとかそういった方々がトイレを使うのを躊躇してしまったりだとか、常に困っているといったことで、こういったことへの理解、町では様々な方が使う庁舎のトイレですので、そういったことへの理解もぜひ深めていただければなというふうに思います。

もう一点の質問ですけれども、庁舎内において、以前質問もしましたけれども、これ同僚議員からも質問があると思うので、さらりと聞きますけれども、男子トイレのサンタリーボックスをぜひ設置していただきたいということです。男性でも前立腺がんだとかそういったことで尿漏れパッドとかそういったものを利用している人がいて、そういったものを捨てるのに捨てられないということで困ったという声があります。町の庁舎の中だけでもそういったサンタリーボックスをぜひ置いていただければというふうに思うのですけれども、取組について、進捗状況などどのように考えているかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）男子トイレへサンタリーボックスについての設置のご質問でありますけれども、男子トイレへのサンタリーボックスの必要については、私も否定するものではございません。身体的な理由により、例えば先ほどのお尋ねにもありました尿漏れパッドなど、トイレで取り替えたりすることもあるかもしれませんし、設置していることで安心して利用できるという方もいらっしゃるかもしれません。ただ、町として設置した以上は当然管理も行っていかなければなりませんので、町有施設のトイレ全体の早急な設置ということはまだまだ検討せざるを得ない状況であります。一部の施設のトイレでは、男子トイレにサンタリーボックスを設置しておりますが、役場庁舎では設置されておられません。従いまして、町有施設の全トイレ一斉にというわけにはいきませんが、例えば役場や保健センターのようなどころから設置を前向きに検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）町長の答弁で、役場や保健センター、特にそういったご高齢の方もそうですけれども、使うような場所で設置ということで考えているということで、ぜひ進めていただいて、安心して、やっぱりこういったトイレって非常にデリケートですし、自然に安心して使いたいところなのけれども、なかなかそういったところで悩んでしまうという方もいらっしゃると思います。こういったところにもケアの観点で、庁舎のトイレの利用がしやすいような取組をぜひ進めていただければといったというふうに思います。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

（休憩 自午前11時59分 至午後1時00分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。4番、割田三喜男さん

○4番（割田三喜男）議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます割田三喜男です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、まず1点目として中之条町道沿線危険支障木伐採補助金について、2といたしまして市町村管理構想・地域管理構想の取組等について、3といたしましてスクールバスの運行について、4といたしましてスポーツ振興施策について、5といたしまして公民館に求められる機能についての5項目でございます。町民の方々にいろいろご意見、要望いただきましたので、それらを含めて、自分の意見も添えて質問させていただきます。

まず、中之条町道沿線危険支障木伐採補助金についてでございます。昨年度伊参ビレッジ協議会や地元の行政区で蟻川地内の町道沿線約2キロメートルを4日間にわたり、延べ60名の出席をいただき、支障木の伐採を行いました。町長さんや建設課の職員の方々、そして伊参地区のみなさんには大変お世話になりまして、厚く御礼申し上げます。

また、7月10日には蟻川地内で突風による大木が2本倒れ、停電や通行止めになりました。町道沿線の支障木の安全管理は極めて重要でございます。そこで、（1）といたしまして、中之条町道沿線危険支障木伐採補助金が今年度から創設されましたが、現在までの補助金申請状況はどうか、町長にお伺いいたします。よろしくお願い致します。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中之条町道沿線危険支障木伐採補助金、この状況についてのお尋ねになりますけれども、申請状況につきましては、9月5日現在で補助金の申請は1件でございます。

なお、補助金の創設のご案内につきましては、広報等でさらに周知を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願い致します。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

枯れていて、危険な支障木について、事前に所有者等での伐採を働きかけるなど、制度を創設していただき、安全管理上、大変有効なことだと感謝申し上げます。これからますます危険支障木の伐採整備が進むことを期待しております。

支障木伐採の申請のときに、ある方からこんなご意見をいただきました。「できるだけ地域の生活道は自分たちで整備するが、所有者はどう思っているのかね」と、「ある程度所有者の負担や責任を求めるとか働きかけるべき」とか、「所有者が切らせない」、「拒否したらどうするかね」などと、いろんな話が話題になりました。

そこで、(2)といたしまして、今年度4月の改正民法233条で、越境した枝を自ら切除できる権利が創設されました。前橋市では、8月の広報で、道路上に張り出している樹木等の剪定のお願いを掲出しましたが、町での所有者への働きかけはどうか。行政代執行で、所有者への負担請求も考えられるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）道路上に張り出している樹木の対応についてのお尋ねであります。今道路上に張り出している民地の樹木や枝の対応につきましては、車両や歩行者の通行に支障となる樹木や枝が道路上に出ているなどの通報が寄せられた場合には、土地所有者等を確認し、車両や歩行者の通行に支障とならないよう、速やかに対策を講じていただくよう所有者にお願いし、伐採、あるいは剪定を行っていただいております。

また、台風や強風などによる倒木で道が塞がれるケースが時として発生いたしますが、道路管理者として一刻も早く道路の開放を行う必要があるため、倒木の除去を緊急的に町で対応を行う場合もございます。しかしながら、行政代執行が必要となるような事案はこれまで発生しておりません。道路に支障となる樹木や枝の所有者責務につきましては、今後町の広報誌等に案内を掲載をして、町民に周知を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

これは、なかなか難しい問題だと思います。所有者もいろんな事情があるかと思いますが、できるだけ自分の不動産は適切に管理していただくことを望みたいと思います。町としても枯れ木のみを対象にするのではなくて、今後対象を広げることも検討お願い申し上げたいと思います。

続きまして、2といたしまして、市町村管理構想・地域管理構想の取組について質問させていただきます。

(1)といたしまして、国土交通省では、人口減少が進むと、耕作放棄地や空き地の増加、森林の手入れ不足など、各方面で危惧されます。そのため、適切な国土保全の在り方を示すものとして、国だけではなく、地方自治体や地域における指針としての管理構想の策定を促しております。当町での取組はどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）市町村管理構想、そして地域管理構想へのお尋ねであります。市町村管理構想・地域管理構想の取組につきましては、人口減少や高齢化を見据えた地域づくりと土地の管理の在り方、課題への対応を検討していくことは将来重要な課題になってくるものと認識をいたしております。

地域管理構想は、特に山間部の集落を対象として取り組むとされておりまして、策定は地域住民が進めることとなります。また、市町村管理構想は、特に山間部の行政区域全域を対象として取り



組むものでありまして、山間部の行政区が主体となり、管理構想の策定の機運が高まるような行政区からお声がけがあれば、町は地域住民を支援し、また行政区と町と研究を重ね、必要に応じて管理構想を検討させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

空き家の所有者で、隣のうちに管理の働きかけをしたいが、近隣では顔見知りで言いづらいとのこと。空き家や耕作放棄地など、管理されていない不動産はどうしていくか、町や地域が連携して取り組んでいく必要があると思っております。手入れされていない森林については、森林環境譲与税による森林経営管理制度の活用により、森林整備は進むものと期待しております。また、来年4月から相続登記の義務化が始まりますので、所有者不明の不動産が少なくなり、適正な管理に結びつくものと思います。そこで、これも地域の方々がいろいろ意見等お伺いしているのですが、相続に不存在や不明な相続人がいても管理できていない不動産が数多く見受けられます。町に寄附したいという希望も聞きますが、町の対応はどうか、町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）土地を町に寄附したいという相談があればどうするかというお尋ねでありますけれども、土地の所有者がご自分で管理できなくなった土地を町に寄附したいという相談をされるケースがございますが、町としては目的のない状況下で、土地について寄附を受け入れることは原則考えておりません。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

これもなかなか難しい問題だと思います。地域の実態をよく見ていただいて、官民連携で対策を進めていくようお願いしたいと思います。

以上で2番目の質問は終わりにさせていただきます。

次は、教育委員会。教育長にお伺いしたいと思います。3のスクールバスの運行についてでございます。現在中之条、沢田、伊参、名久田地区は、小中学校各1校になりまして、スクールバスは必要不可欠なものとなっております。そこで、スクールバス利用基準と利用状況等はどうか、教育長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）ご質問のスクールバスの利用基準と利用状況についてお答えします。

まず、スクールバスの利用基準につきましては、中之条小学校の場合は、お住まいの行政区の全域が小学校から2.5キロメートル以上離れていること、中之条中学校の場合は、お住まいの行政区の全域が中学校から4キロメートル以上離れていることとなっております。現在中之条地区のスクー

ルバスは12路線で運行しており、小学生と中学生が同じ路線を利用します。この12路線のうち、1路線はコロナ禍で密を避けるために臨時に増やして運行しているものでございます。

次に、スクールバスの利用状況につきましては、乗車率でお答えさせていただきますが、少ない路線で約45%、多い路線で約83%、平均で60%となっております。

なお、補助席は有事の際に危険なため利用しておりませんので、これを除いて乗車率を算出しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

距離数の利用基準は、行政区の全域が、中学生、片道4キロメートル以上、小学生が2.5キロメートル以上とのことですが、利用者が少ないスクールバスが走行しているので、距離基準等を満たさない児童生徒も乗車させてほしいという声をよく聞きますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）この質問に関しては、こども未来課長よりお答えさせていただきます。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。

議員のご質問のとおり、乗車率が50%以下となる利用者の少ない路線が3路線ございます。特に下校時においては、下校時間の違いから、小学校低学年便、小学校高学年便、中学校便、中学校部活便など、4つの便に分けて運行しておりますので、利用者が分散し、乗車率が8%程度と極端に少なくなる場合もございます。しかしながら、登校時は全ての利用者が一つの便と一緒に乗車するため、乗車率が83%と多くなる路線もございます。このことから、スクールバス利用の距離基準とこれに伴う運行路線は登校時の運行を基準に設定しております。一部に利用者の少ない便がある状況でございますが、利用者の多い路線と少ない路線で利用基準を変えることは公平性や平等性に欠けることとなりますので、路線ごとの利用基準を変えることは考えておりません。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

いろいろと路線ごとに児童生徒、そして利用者などに相違があるなどするかと思いますが、通学途上の安全面や共稼ぎの家庭などにも配慮した弾力的な運用をお願いしたいという声もありますが、これらのことは必要と思いますが、どうか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）スクールバスの弾力的な運用につきましてお答えします。

近年は、山や畑の荒廃が進み、野生動物が通学路近くに出没したり、全国的に考えられないよう

な事故や事件が多く発生しております。また、児童生徒数が減少傾向にあり、集団登下校ができない子供たちがいることや、共働きなど、ご家庭の事情により、子供たちが下校する時間には家に誰もいない家庭があることも承知しております。しかしながら、スクールバスを不定期に利用することはバスの運行管理、また学校職員や運転手による乗車確認などの点におきまして、現状では大変難しいことから、スクールバス運行に関しましては、各ご家庭にもご協力をいただく必要がございます。何より子供たちの安全を最優先し、通学の現状や今後の児童生徒数の動向を注視しながら、利用基準や路線の見直しなども視野に調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

少子化が進み、ますます児童生徒の減少が予想されております。児童生徒や保護者のニーズ等を的確に把握していただき、適切な子育て支援や教育環境の整備等をお願いいたしまして、この質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、4番目の質問ですが、スポーツ振興施策についてお伺いします。自分は、令和3年度までの6年間、町のスポーツ協会長をやっております、そのときにいろいろな関係者のみなさま方からいろいろなご意見を頂戴いたしました。また、スキーコーチとして、日本スポーツ協会の指導者登録をしており、2か月に1回、協会の機関誌が送付され、その内容をつぶさに読んでおります。それらを踏まえて、我が町のスポーツ界の課題と振興策について、自分なりに考えてきたところがあります。そこで、スポーツを取り巻く状況の課題を教育長にお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員お尋ねのスポーツを取り巻く状況の課題についてお答えします。

町全体の人口減少、少子高齢化の加速により、各専門部の競技人口の減少による組織の脆弱化や存続の危機が大きな問題としてございます。また、学校部活動の地域移行や町体育施設の老朽化も重要な課題として挙げられます。このような課題解決に向けて、スポーツ推進委員、スポーツ協会などのスポーツ関係団体のみならずとも相談させていただきながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

競技人口、スポーツ人口の減少は、自分も関係者からよく言われていましたし、現在町のスキークラブの会長をしていますが、スキークラブも若い人が入ってきません。役場の入り口に、平成3年のときのスポーツ宣言、「みんなで参加 楽しいスポーツ・中之条」と貼り出しておりますが、

この宣言を具現化して、スポーツ人口を増やすことを挨拶等で当時訴えておったところであります。そして、スポーツによる健康づくりを町ぐるみで行っていくことが課題だと思っております。そこで、重要事項を調査、審議する機関として、審議会が設置されておりますが、スポーツ審議会の根拠法令、条例、施行日、委員及び開催状況はどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この質問に関しては、生涯学習課長より答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（須崎幸夫）それでは、議員お尋ねのスポーツ推進審議会の根拠法令、条例、施行日、また委員等、またさらに開催状況についてお答えをいたします。

中之条町スポーツ推進審議会は、平成23年に施行されたスポーツ基本法に基づきまして、平成24年4月1日に施行されました中之条町スポーツ推進審議会条例に基づくものでございます。

審議会の委員につきましては、学識経験者3名と関係行政機関の職員3名、計6名となっております。

審議会の開催状況につきましては、最近では令和2年11月に開催いたしました。内容は、体育施設の町外者使用料につきましてご審議をいただきました。

審議会は、スポーツの推進に関する重要事項を調査、審議する機関であるという認識により、審議会に諮り、ご意見をいただく案件があるときに開催するという考え方だったと承知しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

先ほど（1）の各課題の方針づけとか、そのへんを審議会ですべてどうしていくかを審議、協議していくべきものと私は思っております。また、旧法のスポーツ振興法と新法のスポーツ基本法は理念で大きく相違があります。そのため、委員は新法に沿ったメンバーにする必要があるのではないかと思っているところでございます。

続きまして、法定計画であるスポーツ推進計画の策定状況はどうかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員お尋ねのスポーツ推進計画の策定状況についてお答えします。

スポーツ基本法第10条で、都道府県や市町村の教育委員会等はその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする規定されております。地域スポーツ推進計画は努力義務として規定されていることから、現在町では計画を作成していません。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

法では努力義務という規定を取っておりますが、どう捉えるかですが、地方分権一括法ができて、国と地方では上下関係がないので、それまでの義務づけ、枠づけ等はしなくなったところがございます。いずれにしても国が言っているからということではなく、先ほどの各種課題に対して、方針や解決策等を示すための計画として、我が中之条町もスポーツ推進計画が必要と考えますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員ご指摘のとおり、スポーツ振興に多くの課題がございます。今後推進計画の実施主体となりますスポーツ推進委員、スポーツ協会など、スポーツ関係団体のみなさまにもご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございます。

各種課題の解決に結びつくような検討をお願いしたいと思います。また、町民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、計画、そして施策に反映していただくようお願い申し上げます。

次に、スポーツに求められている地域活性化事項といたしまして、1つ目として、スポーツ健康まちづくりだと思います。中之条町は、歩く研究事例として、東京都健康長寿医療センター研究所の青柳先生の研究が有名で、このウォーキングをより一層に盛んにし、保健部局と連携により健康づくりを向上できないかということで考えております。

2つ目として、スポーツツーリズムです。観光部局と連携した取組により地域活性を図る。以上大きな2つの面で首長さんのトップマネジメントが必要かと思えます。そこで、スポーツ振興施策の町長部局、首長部局への移管も考えられますが、その点お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員お尋ねのスポーツ振興施策の首長部局への移管についてお答えします。

県内では、前橋市や高崎市、渋川市などでスポーツ担当課が首長部局に移管されておりますが、町村におきましてはまだないのではないかと認識しております。従いまして、現状では引き続きスポーツ振興につきましては、教育委員会で推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

役場内の関係部局との連携を密にし、スポーツ振興施策がより効果的になるようお願いいたします。

スポーツによる健康づくりであります。町民の方から、健康増進スポーツジムを造ってほしいとの要望を聞いております。別途アンケート調査等により町民ニーズを把握していただければと思います。

スポーツ庁では、スポーツ・健康まちづくりの政策メニューを掲げております。現在保健環境課で実施している、歩いてたためる健康ポイントの付与事業のブラッシュアップと併せて、このスポーツジム等の建設にあたっては、国庫補助金等の活用も考えられると思いますので、そのへんもよろしく、これは要望ですが、ご検討いただきたいと思います。

以上でスポーツ振興についての質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、5の公民館に求められる機能について、教育長にお尋ね申し上げます。

我が伊参地域におきましては、公民館主催事業といたしまして、最も大きな事業であります町民運動会が伊参小の廃校と合わせて廃止となり、その他のスポーツ大会も高齢化や人口減少で開催困難となっているものがあります。そのため、地域の交流の場が著しく減ってしまいました。そこで、現在の利用状況などを含めて、地域の公民館の現状認識はいかがでしょうか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員お尋ねの地域の公民館の現状認識につきましてお答えします。

町では、ツインプラザ内に中央公民館を置き、公民館全体の業務を担っております。また、中之条、沢田、伊参、名久田、六合の各地区にそれぞれ地区公民館がございます。地区公民館では、貸し館業務のほか、地区公民館長を中心に地域のニーズに合った独自の公民館事業を実施していただいております。令和4年度の利用者数でございますが、中之条公民館3,021人、沢田公民館122人、伊参公民館1,024人、名久田公民館42人となっております。六合公民館は、六合支所1階の一室を公民館と位置づけており、ほかの公民館のように独立しておりませんので、その一室のみでの利用実績は取っておりません。

以上、利用実績を述べさせていただきました。地区公民館によって、利用人数のばらつきはございますが、少なくとも地域活動に貢献しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

伊参公民館は旧伊参幼稚園に移転し、活用したり、使い勝手がよく利用しやすく、伊参地域以外の方も貸し館で利用しており、多くの利用者がいらっしゃるのかなど、先ほどの答弁を聞いておって、思ったところではあります。

そこで、地域活動や住民活動をする地域での拠点が必要であり、公民館はその機能が求められていると思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員お尋ねの件につきましてお答えします。

町民のみなさまに有意義で生き生きとした人生を送っていただくため、趣味づくりや健康づくりの教室、環境学習や歴史学習、また著名人による講演会を開催し、基本的には地域の特色を生かした地区公民館事業が必要と考えております。地区公民館事業の一例ですが、伊参公民館敷地内において、石窯作り体験会を実施しております。伊参公民館では、ここ数年、石窯によるピザ作り教室が大変好評を得ておりますが、個人宅の石窯をお借りしての開催でございました。今後拠点となるべく公民館の講座として、石窯づくりを実施しておりますが、ピザのみならず、パン焼きや様々なことに発展できるかなと期待しているところでございます。

町では、中央公民館に限らず、地区公民館を含めた全ての公民館活動を中之条大学と称し、開催場所やジャンルにとらわれず、自由な発想と手法で事業展開しております。学びの場が出会いの場へ、出会いの場が人づくりの場へ、人づくりの場が町づくりの場へと、公民館は町づくりの一翼を担う地域住民の重要な拠点と考えております。

今後も中之条大学を中心とした講座を中心に、地域づくりや人とのつながりを大切に育ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

地域の公民館に本来業務以外の機能を求めるのも疑問の点もあるかと思いますが、伊参地域では本年度困っている活動があります。それは交通安全活動です。今まで交通安全協会の支部の事務局をJA職員が担っておりましたが、JAの支店が廃止となりまして、その職員もJAの再雇用も退職となり、地域に事務局を担うところがなくなりました。郡内の町村では、地域の公民館に常駐職員を置き、交通安全協会の事務局を置いているところもあります。地域では、各分野における活動拠点が必要です。例えばよろず相談所なども必要と思います。他県では、公民館機能を基に発展させた集落活性化センターなど設置している地域もあります。これは要望でございますが、各分野を所掌した地域の拠点づくりをご検討いただきたいと思います。と思っております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。国では、地方創生地域づくりに各省庁を挙げて、各種の政策を出してきております。文部科学省では、令和2年度に社会教育士の制度を始めました。そこで人づくり、つながりづくり、地域づくりに社会教育士が必要だと思っておりますが、この点をお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員お尋ねの件についてお答えします。

社会教育士は、令和2年度から始まった制度でございます。もともと社会教育主事という社会教育を行う者に対する専門的、技術的な助言、指導に当たる専門的教育職員の制度があり、社会教育法に基づいて教育委員会に置くこととされております。社会教育士制度は、この社会教育主事になるに習得すべき科目等を定めた社会教育主事講習等規定の一部改正によってできた制度でございます。この改正により、NPOや社会教育関係団体、企業などの方々が定められた科目を修了することで社会教育士と称して活動することができるようになりました。

現在町生涯学習課では、社会教育主事として発令されている職員が1名おります。講習会も現在群馬県会場が設けられていることから、積極的に活用して、資格取得者を増やしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）4番、割田さん

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

6月議会にもお話しさせていただいたように、地域は高齢化と人口減少が急速に進み、集落の維持が困難となってきております。教育や文化にかかわらず、医療、福祉、交通や通信、農林業、商業や観光業等の地域に存在する組織や団体を横につなげて、面的な視点に立った取組を行政と住民、町民で協力して形をつくっていくことが求められていると思います。簡単にはできるものではないのですが、地域づくりに対しまして、個人の諦めが地域の諦めになると手後れと考えております。地域づくりは、町民のみなさま方の内発的な意識の向上とプロセスが大事であると思っております。役場の各部署での取組を効果的につなげ、町民と協力し合い、中之条町が維持、発展することを願っております。

以上で、ちょっと時間には早いのですが、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん

○7番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

質問の内容は、1、物価高騰に対する支援について、2、生理に関する精神的経済的負担の軽減について、3、男性トイレへのサニタリーボックスの設置についてです。

それでは、まず初めに物価高騰に対する支援についてお伺いをいたします。ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや原材料の価格高騰、そして円安の著しい進行などによる影響を受け、身の回りの様々なものが値上がりし、町民のみなさんの生活にも大きな影響が出ている状況であると認識しておりますが、この物価高騰に対して、中之条町はこれまでどのような支援策を講じてきたの



かお伺いたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関美香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

異常気象やウクライナ侵攻の長期化など、世界各国で需要と供給のバランスの変化や原材料価格の上昇、労働力不足や円安といった様々な要因によりまして、家計の負担増が大変危惧されているところがございます。物価高騰への対策といたしましては、国や県の補助金や交付金の活用事業に加え、町単独事業への取組等実施させていただきました。

令和4年度においては、地域商品券の発行において、コロナ関連で1万円、物価高騰関連で1万円の計2万円の交付を実施いたしました。また、子育て世帯生活支援特別給付金、低所得者世帯への価格高騰緊急支援給付金事業支援金、事業者支援給付金、愛郷ぐんまプロジェクトと連携した地域限定クーポン券発行、上水道や簡易水道の水道料減免等の支援の事業を実施いたしましたところがございます。概算ではありますが、約6億3,500万円の事業費でございました。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）昨年12月に行われた定例会議において、特別職の給与等に関する条例の一部を改正する議案が提出され、賛成多数で可決されました。内容は、町長、副町長、教育長の任期中の給与をそれぞれ20%、15%、10%減額するというもので、この議案に対して、私は賛成をいたしました。その理由は、コロナ禍の影響や物価高騰などによって、厳しい生活を強いられている町民のみなさんに寄り添いたいという町長の思いに賛同したからであります。先ほど中之条町がこれまで行ってきた支援策について確認させていただきましたが、その中で、外丸町長が就任してから行った物価高騰対策を確認させていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私が町長に就任してからの対策でございますが、農業資材等の価格高騰に対する補助金、水道基本料金の減免、自家水道利用者への支援、地域商品券の交付、国の物価高騰対策としての子育て世帯生活支援特別給付金、低所得者世帯への価格高騰充填支援交付金などの物価高騰対策を実施しているところがございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）いまだ物価高騰は続いており、ガソリンにおいては、8月30日に過去最高価格を更新した状況であります。先の見えないこの難局から町民のみなさんの生活を守るため、少しでもお役に立ってまいりたいと、私も決意しておりますが、物価高騰から町民のみなさんの生活を守る町長の決意を改めて聞かせていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町長の決意をというお尋ねでございます。ガソリン価格の高騰や食料品及び電気料金の値上げ等、今年度においても高止まりの兆しさえ見通すことが容易でない状況が続いております。

ます。国、県の動向等を注視し、国、県の補助金や交付金等の支援、町の財政状況を見据え、可能な支援を講じてまいりたいと考えております。まずは、今年度の支援事業の円滑な実施について、担当課へ指示しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一） 7番、関さん

○7番（関 美香）先ほど述べさせていただいた特別職の給与等の減額の議案に対する質疑の中で、私は町民のみなさんに寄り添いたいという町長の思いを形にすることが大事であると述べさせましたので、町長の行った物価高騰対策、そして物価高騰から町民のみなさんの生活を守る決意を改めてお伺いいたしました。

繰り返しになりますが、先の見えない物価高騰による厳しい状況の中での生活が予想され、今後とも支援策が必要になって来るであろうと考えますが、この点について、町長の見解をお伺いいたします。また、支援策について、具体的なお考えがありましたら、併せてお答えいただきたいと思っております。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹）先ほど答弁させていただいたとおりでございます。まずは、現在実施中の支援を優先的に進めてまいります。その上で、新たな財源確保等により支援の拡充が可能となりましたら、具体的な支援策を検討し、早急に着手させていただきたいと思っております。その際には、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安原賢一） 7番、関さん

○7番（関 美香）町長から新たな財源等の確保、そして具体的な支援策を検討し、早急に着手するとのことをご答弁いただきました。今後の支援策については、町民のみなさんのお声を聞き、その声を的確に判断し、町民に寄り添った支援策を講じていただくようお願いいたします。

それでは、今後の支援策に関連で質問させていただきたいと思っております。コロナ禍による影響、さらには長引く物価高騰により、生活が困窮している世帯の急増が全国的に見られる状況であると認識をしておりますが、中之条町における生活困窮世帯の現状について、またその中で独り親世帯はどれくらいあるのかについてもお伺いをいたします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹）中之条町における生活困窮世帯の現状についてのお尋ねでございます。お答えをさせていただきます。

生活に困窮されている方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした生活保護制度がございますが、中之条町における受給世帯につきましては、令和5年7月1日現在、53世帯、57名となっております。生活保護を受給している世帯における独り親の世帯数でございますが、中之条町では該当する世帯はございません。

なお、参考までに母子、父子家庭が受給できる児童扶養手当の認定を受けている世帯といたしましては、母子世帯が107世帯、父子世帯が6世帯となっており、その世帯のうち、所得制限にかかわらず、実際に受給している世帯は、母子世帯が85世帯、父子世帯が3世帯となっており、認定を受けている世帯のうち、25世帯は所得超過等の理由により支給停止となっている状況でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）生活困窮世帯の現状を確認させていただきましたが、生活において、衣食住は不可欠であり、これらの要素は生活の質を向上させ、健康や幸福に大きな影響を与えるとされておりますが、生活困窮世帯の衣食住を支える支援策はどのようなものがあるのか、またその利用の状況についてもお答えいただけたらと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）生活困窮世帯の衣食住を支える支援策及びその利用状況についてのお尋ねでございますけれども、現在生活困窮世帯の支援は社会福祉協議会を中心として支援を行っておりますが、食糧支援といたしましては、フードサポート事業がございます。これは、生活が困窮されている方を対象として、おいしいお米づくり研究会より寄贈されたお米などの主食に加え、レトルト食品などの副食をセットで配付するものであります。令和4年度は、延べ76名の方にご利用をいただいております。

また、同じく社会福祉協議会の食糧支援策といたしまして、令和5年度より中之条みらい米プロジェクトが新しく始動しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯の増加に伴い、日々の食糧確保にも困難を要する世帯が顕在化したことに対応するため、地域共生社会の実現に向け、多世代の住民を対象に休耕田を活用した米づくりを通して、フードサポート事業の主食として生活困窮世帯にお米を無料配付するとともに、地域のつながりを再構築するプロジェクトとなっております。

また、生活に困窮されている方等が安定した生活を送れるよう、資金面での支援といたしまして生活福祉資金貸付制度がございます。資金の種類といたしましては、総合支援資金として、生活支援費や住居入居費等の支援のほか、福祉資金としての緊急小口資金、そして教育支援資金としての教育支援費や就学支援費などがございます。

なお、令和4年度の本年度利用者数は、福祉資金1名、教育支援資金1件となっております。そのほかにも生活に困窮している方のためのワンストップでの相談の場として、生活就労相談会を実施をいたしております。これは、群馬県及び群馬県社会福祉協議会が主催をする就労や経済上の悩みなどを相談できる場として、令和4年10月に開催したところ、2名の参加がございました。

今後も社会福祉協議会等の生活困窮者と密に関わる関係機関との連携を図りつつ、生活に困窮する世帯への一体的な支援を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）様々な支援策についてお話ししていただきました。その中で、今年度から始動している社会福祉協議会の中之条みらい米プロジェクトは興味深い取組であると感じております。また、始動の理由に、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯の増加に伴い、日々の食糧確保に困難を要する世帯が顕在化したことへの対応であることを確認させていただきました。生活困窮世帯の衣食住を支える上で、私から2点ほど要望をさせていただきたいと思います。

1点目は制服バンクです。6月定例会議の一般質問において、保護者の経済的負担軽減とSDGsの観点から制服のリユースについて質問させていただき、町長、教育長からそれぞれご答弁いただきました。今回は、家庭で不要になった制服を回収し、主に生活が困窮されている世帯へ寄附するという制服バンクという形での要望をさせていただきたいと思います。生活が困窮状態にある世帯にとって、高額な制服の購入は大変な負担であると考えています。また、6月の一般質問で、町長から制服のリユースについてどのような実施の方法があるのか、調査研究をしていきたいとのご答弁をいただきました。町民のみなさんは、新型コロナウイルス感染症の影響や先の見えない物価高騰の中で、それぞれの生活を送っている状況であります。厳しい社会情勢であることから、主に困窮世帯の支援策として制服バンクを検討すべきと考えます。

2点目は子ども食堂です。こちらも6月定例会議の一般質問の中で、子供の居場所づくりの課題について質問させていただき、より充実した居場所づくりの一例として、子ども食堂のニーズを把握するとのお考えを示していただきました。また、先ほど児童扶養手当を受給している独り親世帯が88世帯あることを確認させていただきました。先日、ある地域を歩かせていただいた中で、住民の方が近所の独り親家庭を心配されており、中之条町でも子ども食堂などを通して、独り親家庭への支援が必要であるとお声をいただきました。先ほども申し上げましたが、コロナ禍と長引く物価高騰という厳しい状況の中で、困窮されている世帯を支援する子ども食堂、こちらについても検討が必要であると考えております。

以上、物価高騰に対する困窮世帯への支援策としての制服バンク、子ども食堂のご検討をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

生理に関する女性の精神的、経済的負担の軽減について質問させていただきたいと思います。県では、2021年より県有施設的女子トイレにおいて、生理用品を無料提供するサービスの運用が開始されました。また、藤岡市においても2022年より公共施設的女子トイレに生理用品の無料設置が行われております。中之条町において、町有施設的女子トイレにおける生理用品の配置状況についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

生理用品の負担軽減や学校での生理用品についてでありますけれども、以前にも議員から文教民生常任委員会等でご質問をいただいたようではありますが、そのときは学校における対応ということ

だったと認識をいたしております。今回町有施設のトイレに生理用品の設置状況ということであり  
ますけれども、町有施設において、生理用品の設置は現在行ってございません。役場や支所のよ  
うな行政施設、ツインプラザやバイテック文化ホールのような文化施設、あるいは道の駅のような観  
光施設など、町有施設といっても多岐にわたるわけですが、トイレットペーパーや手など  
の消毒用品と異なり、なかなか設置に対し課題もありますので、設置に至っていないのが現状で  
ございます。

○議長（安原賢一） 7 番、関さん

○7 番（関 美香） 町有施設は多岐にわたっており、設置への課題があるとのことご答弁をいただきま  
した。町有施設の女子トイレに生理用品の配置を要望する理由について具体的なお話をさせていただ  
きたいと思います。

6 年前のことになりますが、バイテック文化ホールで行われた中之条町戦没者追悼式が始まる前  
の女子トイレでの出来事です。当時の中之条高校の女子生徒が急に生理になってしまい、生理用品  
を持っておらず困っている様子、私は近くにいた女子職員の声をかけ、女子生徒への対応をしてい  
ただきました。このことを通し、生理における女性の精神的、身体的な負担を改めて感じ、女性の  
負担軽減において、必要な人がすぐ使えるよう、町有施設の女子トイレには生理用品を配置すべ  
きと考えております。生理に関する女性の精神的、身体的負担の軽減における町有施設女子トイレへ  
の生理用品の配置について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） 女性の精神的、身体的負担の軽減ということで、議員が経験をいたした事案につ  
いてご紹介いただきました。当事者の気持ちになってみれば本当に不安であり、心配であったと思  
います。

町有施設は、使用目的により利用する方の範囲、例えば利用者の年齢等など、大きく異なり、不  
特定の人が利用する場合があります。生理に伴う負担軽減を推進するという趣旨は十分  
理解しておるつもりですし、議員ご指摘のように、実際に市役所を中心に自由に使える生理用品の  
設置に取り組んでおられる自治体も見受けられます。また、そういった取組を推進する方から寄贈  
された生理用品を市役所に設置している自治体もあるようです。ご指摘のように、群馬県におい  
ても民間企業と連携をし、県有施設への生理用品の設置が報道されておりますし、そういった取組も  
参考にさせていただきながら、設置方法や管理面などを含めて研究をさせていただきたいと考  
えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一） 7 番、関さん

○7 番（関 美香） ご答弁いただいたように、町有施設は不特定多数の方が利用することから生理用  
品の配置方法や管理面などの研究が必要であることは理解をしております。今回実際にあったこと  
を紹介させていただいたのは、女性の精神的、身体的負担への理解を深めていただき、女性がより

住みやすい町づくりを目指していただきたいと考えたからであります。群馬県やほかの自治体の取組を参考にいただき、配置場所も、まずは庁舎や保健センターなど、身近な施設への配置を検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に生理に関する女性の負担軽減に関連してお話しさせていただきたいと思います。県内には、渋川市や大泉町など、経済的理由などにより、生理用品の購入が困難な方に対して配付を行っている自治体があり、その背景にはコロナ禍で女性の経済的、精神的負担が今まで以上に増えたことなどから生理用品を入手することが困難な状態にある、生理の貧困問題の顕在化があり、この問題に対して、公明党は2021年、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を全国展開し、私も当時の伊能町長に要望書を提出いたしました。生理の貧困問題が顕在化された2021年から2年が経過した現在の社会情勢は、コロナ禍の影響、そして長引く物価高騰によりさらに厳しい状況であることは日常生活を送る中で、町民のみなさんが強く感じていると思います。物価高騰に対する支援についての質問の中で、町民のみなさんに寄り添った支援策を講じていただきたいとお願いをいたしました。これは要望でございますが、現在の厳しい社会情勢を鑑み、中之条町においても経済的理由などにより、厳しい生活状況に置かれている女性に対して、生理用品配付のご検討をお願いいたします。

それでは、次に小中学校における生理用品の取扱いについてお伺いをいたします。先ほどお話しさせていただいたコロナ禍における女性の緊急要望書については、当時の宮崎教育長にも提出をさせていただきました。要望書に、町内の小中学校のトイレで生理用品を無償提供してくださいという内容がありました。要望書の提出とともに、先ほど文教民生常任委員会の中で同じ内容について質問をさせていただいたという経緯があります。町内の小中学校における生理用品を取扱いの現状についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）管内の小中学校での生理用品の取扱いの現状につきましてお答えいたします。

現在管内の小中学校では、生理用品を保健室に常備しておき、必要とする児童生徒からの申出により、養護教諭など、教職員から手渡しで無償提供しております。

また、中学校の女子トイレには、月経や生理用品について困ったことがあれば、気軽に保健室へ相談するよう記載されたチラシを掲示するなどの対応を行っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）町内の小中学校において、生理用品を受け取るための保健室利用がどれくらいあるのか、また保健室へ生理用品を受け取りに行くことに対する女子生徒の感想の把握についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この件につきましては、こども未来課長より回答させます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）まず、保健室での生理用品の配付数につきまして、令和3年度及び令和4年度の状況で申し上げますと、小学校では中之条小学校、六合小学校、2校合わせまして年間で3から4件、中学校では、以前は中之条中学校、六合中学校の2校合わせまして月に1件程度でございましたが、トイレにチラシを掲示するようになってからは月に2、3件程度の事例があるようでございます。

また、配付した児童生徒の感想ですが、特段感想を伝えるような言葉はないようですけれども、小学校では受け取った際に安心した様子が見られるようでございます。中学校では、生理周期や生理痛などについて相談する機会にもなっており、生徒たちには気軽にもらいに來ることができている様子でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）保健室での配付状況を確認させていただきました。また、配付を受けた生徒の感想は特段ないとのことではありますが、私は受け取りに來た女子生徒だけではなく、保健室に生理用品を受け取りに行くことを女子生徒がどのように思っているのか把握することが大事であると考えます。先ほども申し上げましたが、女性は生理による精神的、身体的な負担を負っています。ましてや、女子生徒はなおさらであると考えます。女子生徒が学校での勉強や学校行事、部活動などに集中できるよう、町内の小中学校の女子トイレに生理用品を配置し、使いたい女子生徒がすぐに使える環境を整えるべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）女子トイレに生理用品を配置することにつきましては、以前から管内の校長会や各学校において検討されてきましたが、不特定多数の児童生徒が使用する学校のトイレに誰もが自由に使うことができる生理用品を置くことは衛生面での心配や発育の違いによる不安などを助長してしまうおそれがあり、小中学生の発達段階では合わないとの見解から、現在もトイレには配置しておりません。

議員のおっしゃるとおり、発達途上の小中学生にとって、生理をはじめ、体の変化は繊細なことであり、不安なことや困ったことなど、悩みを持っている子供も多いと思われまます。このため、町では養護教諭補助員を配置し、保健室機能の充実を図っており、保健室を訪れることが相談へのきっかけになることから生理用品は保健室に配置しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）相談のきっかけづくりとして、生理用品を保健室に常備していること、また保健

室機能を充実させるため、養護教諭補助員を配置されている町の取組に対して大変ありがたく感じております。生理に関する精神的、身体的負担について、実際にあったことを通してお話しさせていただいた理由に、状況として急を要する場面があるということを理解していただきたいからであります。そのような状況のケアとして、保健室だけではなく、女子トイレへの配置についても前向きに検討していただき、教育環境の充実をさらに図っていただきたいと考えます。また、子供の生理の貧困問題は、独り親世帯など、親の経済状態など、家庭環境の影響があると考えられますが、町内の小中学校において、家庭環境が理由で生理用品を学校に持ってこられず、保健室に受け取りに行くといった事例はあるのかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この件につきましては、こども未来課長より答弁をします。

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）家庭環境の理由により、生理用品を保健室に受け取りに来る事例は今のところ確認されておられません。もし家庭環境や経済的理由などにより、自身で生理用品を用意できず、頻繁に保健室に受け取りに来るような児童生徒がいれば、養護教諭がその状況を聞き取り、対応を取ることもできます。そのようなことから保健室への配付が望ましいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）ご答弁いただいたように、保健室での生理用品受渡しを通して、家庭状況の把握につながることを考えられます。コロナ禍、そして長引く物価高騰により、今後も家庭環境への影響が考えられますので、生理用品を女子生徒が受け取りに来た際には、細心の注意を払っての対応をお願いしたいと思います。

そして、先ほど申し上げましたが、急を要する場合等に備え、女子トイレに生理用品を配置し、学業に支障を来すことのない環境を整えていただきたいと考えます。教育現場の環境を整えることは、子育て支援に大事な観点であると考えていますが、この点を踏まえ、小中学校の女子トイレへの生理用品の配置に対する町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）教育長の答弁にもありましており、保健室に配置し、必要に応じて子供たちの不安や悩みなどに対応していくことが望ましいと考えております。そのためには、日頃から子供たちと教職員との間で信頼関係を築き、子供たちがどんなことでも気軽に相談できる体制を整えておくことが大切だと思っております。その上で、学校現場において、女子トイレに生理用品を配置する必要があると判断をさせていただければ、迅速に対応していきたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）繰り返しになりますが、女性の精神的、身体的負担への理解を深め、よりよい町



づくりをしていただきたいとの思いから、今回改めて質問をさせていただきました。

小中学校の生理用品の取扱いについて答弁は求めませんが、女性の負担軽減の観点考えると、私は女子トイレに生理用品が常設され、生理用品を学校に持ってこなくてもトイレットペーパーと同じように使える環境が望ましいと考えております。

また、県内において、小中学校の女子トイレへの生理用品配置が徐々に広がっており、子育て世代の方から、中之条町でも取り組んでほしいとのお声をいただく機会が増えている状況であります。

以上の点からも引き続き小中学校の女子トイレへの生理用品配置に対するご検討をお願い申し上げます、最後の質問に移りたいと思います。

先ほど同僚議員から庁舎に関する男性トイレのサンタリーボックスの設置についての質問がございました。私も同じことを考えておまして、先ほども設置状況と、あと設置に対する見解、町長のほうからお伺いをいたしました。本当に今は日本でも食文化が欧米化したことで、そのことが原因で高齢の男性が中心になって、前立腺がんや膀胱がんに罹患される方が増加しておるということがございます。私の周りでも治療を受けている方を実際お見受けすることからも、ぜひ町有施設にはサンタリーボックス設置をしていただきたいと思います。その中で、バイテック文化ホールや、あとツインプラザに配置を考えていただきたいのです。というのは、これからも行事が立て続けに入っています。中之条の寄席でありますとか、バイテック文化ホールで。あと敬老会も予定されていると思います。そういった行事は長時間にわたることが多くて、本当にそういう場合にはサンタリーボックスの設置、バイテック文化ホール、あとツインプラザに必要ではないかなということを感じております。本当に最後になりますが、病気に罹患された方でも安心して外出できる環境を整えていただくようお願いを申し上げます、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一） 関美香さんの質問が終わりました。

一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩とします。再開は、休憩を15分取りまして、25分とします。

（休憩 自午後2時10分 至午後2時25分）

○議長（安原賢一） 再開します。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明） 議長の許可をいただきましたので、本日はハンディキャップを持った方の高等教育就学における支援について一般質問をさせていただきます。この件につきましては、現在の状況についての認識、また現在の中之条町の対応状況について、そしてこれからの対応について、この3つの視点から質問をさせていただきます。

まず、町長から現状についてどのように認識しているかについてお伺いいたします。厚生労働省が2014年から16年に実施した調査の推計によりますと、日本の人口の7.4%、約13人に1人に障害が

あるとされております。しかし、普通学級に在籍する障害者は小学校で約3割、中学だと約1割、高校ではさらに減り、健常者と障害者の間が離れていき、私たちの日頃の暮らしの中で見えない存在となってしまう、ともすれば障害者の身に起こっている現実が目が行き届かなくなっているように私は思えます。

さて、2016年に障害者差別解消法が施行され、国公立の学校は障害を理由に入学を断ることができなくなりました。そのような中で、高等教育就学状況についてですが、健常者は文部科学省の調査によりますと、短大を含めた大学進学率は約55%、それとは別に専門学校への進学率は約16%で、7割以上が高等教育機関に進学しております。しかし、これも同じく文部科学省の調査によると、特別支援学校高等部を卒業した人のうち、大学や短大、専攻科に進学した人の割合は2%、専修学校等に入学した人及び公共職業能力開発施設等に入学した人が1.6%、合わせて3.6%にとどまり、一般的な高校を卒業した人と特別支援学校の高等部を卒業した障害者の進学率には約27倍もの差がございます。障害をお持ちの方の高等教育就学については、障害によっては相当の支援がなければ就学が困難であることが背景にあるのではと思われませんが、中之条町におけるこのことについての現状をどのように認識しているのか、外丸町長にお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ハンディキャップを持った方の高等教育就学における支援について、現在の状況は、中之条町はということでございますけれども、特別支援学校につきましては県で所管しておりまして、義務教育相当の年齢の児童生徒については町教育委員会でも把握をしておりますが、高等教育就学の生徒さんにつきましては、義務教育ではなくなるため、本来町では就学の実態が分かりません。しかし、町では特別支援学校児童生徒就学援助金支給条例を制定しております。この支給を行うため、毎年度1月頃に群馬県内の特別支援学校に対して在学の状況を調査をしております。この調査によりますと、令和4年度には中之条町に在籍する8名の方が特別支援学校の高等部に在籍しておりました。ただし、県外の特別支援学校の高等部へ在学している方がいるとすれば、その実態は把握をしております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）中之条の現状についてお話をいただきました。また、対応状況についても一部触れていただいたのですが、いわゆる18歳以下の義務教育に当たる方についての対象については、教育委員会サイドも関係してくることですし、県の教育委員会にも高校の段階になりますと、そちらのほうに移管するわけでございますが、福祉というカテゴリーにも属しますので、町民の方の状況については、福祉部門においてはある程度把握しているのかななんて思っております。そういった中で、福祉サイドからの観点で、現在通学における介助を家族に依存し、家族の方の対応となって、

著しい過度の負担が家族の方に生じているという事例をお見受けいたしました。これについて、行政としてどのような支援をなされておられるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）その案件につきましては、担当課のほうで課長から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）課長、お願いします。

○住民福祉課長（山田行徳）では、住民福祉課長、山田ですが、答弁させていただきます。

議員お尋ねの件につきましては、具体的な話につきましては、ちょっと個人が特定されてしまいますので、いろいろ伏せてお話しさせていただきたいと思っております。

支援策といたしまして、国における障害者総合支援法に定められております、市町村を中心として実施しております地域生活支援事業に含まれる事業や、その他補助事業のうち、国が促進すべき事業について、地域生活支援促進事業の事業実施を図っております、その一つのメニューとしまして、重度の障害を持った方を対象としました重度訪問介護利用者の大学修学支援事業というのが平成30年に新設されまして実施しているところでございます。この事業につきましては、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築するまでの間において、大学等における就学に必要な身体介護等を提供し、社会参加を促進することを目的とした事業でございまして、補助率は国が2分の1、県4分の1、自治体4分の1の負担割合となっているところでございます。

町といたしましては、昨年度対象となる方から本事業での利用の相談があったことから、進学希望であります高等教育機関、または身体介護等のサービスが必要になると思われまので、サービス利用に対応するための事業所等との事業開始に向けた調整を図りつつ、本年度の当初予算におきまして、事業の予算措置を図らせていただいたところでございます。

本案件につきましては、結果的には相談をされた方の進路の変更があったということで、国との事前協議は取下げとなったところでございます。本来ですと、大学等で障害がある方の受入れにつきまして、例えばヘルパーを派遣するですとか段差を解消する等、対応していただくものではございますが、急な案件につきましては、急な対応ができないということで、こちらの補助制度を使って、進学の支援をするということで事業を実施するようなものでございます。ただ、こちらにつきましても国のメニューにはあるのですけれども、実際実施するかどうかは町村等の判断になってきているところもございまして、他県の相談状況などを見ますと、実施するところも若干はあるのですけれども、群馬県内ではあまり例がなく、また他町村においても町村に相談しても、うちでは事業やっていないということで断られるような案件もあるような事業でございました。

今回の件につきましても進路先の変更ということで補助金自体は取り下げになりましたが、今後につきましても通学の足の問題ですとかいろいろあると思っておりますので、またご家族のご希望等を伺いながら、どんな手助けができるか等、福祉サイドとしていろいろ考えていければと考えていると

ころでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）私も確認のために、県のほうに問合せしましたら、行政サイドからの相談は来ておりませんという答弁をいただいて、あれ、「ちょっと答弁が違うな」なんて思ったのですが、そのように動いていただいておりますということで話を進めていきたいと思っております。

今課長がお話しになられたように、これは町村の判断の部分というのが非常に重要なポイントでございます。町、県が予算をつけて、それで国と折衝し、いろんなメニューも考えるという部門がございまして、町村長の判断が非常に大切なポイントでございます。こういった中で、確かに進路先大学、当初の希望と変わりました。ただ、今通っているところについては、対象にはならないのでしょうか、そのへんをお願いいたします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）すみません。今回につきまして、高等教育、大学に関する通学という面で考えますと、今回通信制の大学になったということで、大学にはほとんど行かないということもありましたので、そのへんにつきましては、ご家族のほうで対応できますというお話をいただきましたので、今回の件とはちょっと違う形となっております。その方がちょっと遠方の生活介護事業所のほうに今通っておられるということで、その足の関係ということで相談をいただいたところでございます。こちらにつきましては、ちょっと場所が遠いということで、そちらの施設も中之条の途中までは送迎はできるのですが、こちらのほうまではちょっと送迎ができないというお話をいただいたところでございます。また、こちらの生活介護事業所につきましては、郡内、また町内にもございます。また、渋川、沼田に実施通っている方もいらっしゃるような現状もございます。なかなかこれも毎日ではないのかもしれませんが、結構回数が多く通っているということもございますので、また足の問題となりますと、タクシーを利用したりですとか公共機関を利用したりですとか、また公共機関を利用するにしても介護が必要ということもございますので、どういう方法があるのか、またどういう手助けができるか等につきまして、今後相談員ですとかご家族のお話をいろいろ伺いながら考えていくようになるかなと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）本人の状況というのはほぼ全介護というような状況で、かなりのサービス、福祉介護のサービスをつけないと何もできないというか、非常に行動が制約されてしまうということで、ぜひこういった福祉サービス、必要かなと思っております。

通信制の教育機関で、通信ですから、通常はそんなに出勤がなくてもよろしいということなのですが、先ほども課長お話しになられたように、月3日ですか、火曜と水曜日については訪問リハビリ

りか何か入っているようで、ただそのほかの日は遠くまで通わなければならないということで、家族の者にとっては非常に負担であると、またこういった事例はこれからも起こるかと思います。先ほど課長、全国的にはまだ少ないというようなことだったのですが、朝日の報道等によると、20年度末時点で18の自治体が既にこの制度を利用して実施していると、また次の段階で就学期間が終わった後、今度は社会に出ていくことになるかと思うのですが、その際についてもこの制度は就労支援ということで制度が使えるということになっております。この際、何でこんな中之条町でという、小さい町でということもあるかと思うのですが、そもそも、これは例えば中之条から施設等、受入れのある大学等へ、ほかの県外に行った場合につきましても福祉の関係については、居住地、学生ですから、家から仕送りなんかすれば、それは中之条町のサービスとして提供するという決まりが国のほうからあるのでございます。ですから、これからもこういった案件が出るかと思いますが、この方に限らず、先ほどもお話ししましたが、こういうことが起きる可能性は十分あると思います。現に今期、令和4年にある高等支援学校を卒業されて、2人の方が高等教育機関に進学なされたようですが、その2人というのはたまたま当町在住の方というような話も聞いております。この学校では、平成30年からずっといらっしゃらなかったのですが、令和4年に初めて高等教育機関へ進学するということことができました。ですから、現時点でも非常に家族の方が負担で大変な思いをしております。ですから、早急にこの通っている先と協議等なされて、これは先ほど課長も言ったように、経過措置ということなので、ほかのサービスとは違った部分がございます。しっかりとした計画を練って、ぜひこの制度に該当するよう取り計らっていただきたいと思うのですが、町長、課長、どちらにお伺いすればよろしいですか。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）すみません。ちょっと話の整理だけさせていただきます。先ほどの……長い名前ですみません。重度訪問介護利用者の大学就学支援事業、こちらにつきましては、あくまで大学就学の支援ということでございまして、その後話をしていました、今言っている施設への生活介護事業所の足の問題、これはまたちょっと別の話になりますので、そこだけはすみません、ちょっと整理させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員のほうからいろいろ指摘いただきました。大変重く、重要なことだと思います。しっかり慎重に、迅速にというお話でしたけれども、いろんなご相談を受けているのでありますので、また細部にわたって検討して、研究をするように関係課のほうに指示したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）本当に一刻も早くいろいろと検討させていただきまして、こういった方の救済措置、支援策を講じていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）難しい問題でありますので、どこまで許されるかということもありますけれども、ご家庭の方、そういう方々とよく相談をさせていただきながら進めていきたいと思っておりますけれども、福田議員もご承知だと思っておりますけれども、なかなか難しい問題だということは私ども承知いたしております。よろしくお願いいたします。

○12番（福田弘明）以上です。

○議長（安原賢一）終わりでいいのですか。はい。

福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。原沢さん

○1番（原沢香司）9月定例議会、一般質問、最後の1人となりました。執行部のみなさん、同僚議員のみなさん、大変お疲れのところと存じますが、最後までどうぞよろしく願いをいたします。

私からは3点質問をいたします。まず熱中症による健康被害への対策についてです。次に、核兵器廃絶、平和の中之条町宣言について、最後に町で働く若い世代を増やす対策について主に町長の認識を伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、熱中症による健康被害への対策についてです。午前中、同僚議員の質問の中でも触れられましたが、国連のグテーレス事務総長は、「地中温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来た」と警告をしています。そのとおり、今年の暑さはこれまでとは明らかに一線を画し、中之条町でも熱中症への嚴重警戒情報が出ない日がないほどです。防災無線でも連日屋外に出ず、エアコンを利用し、涼しく過ごすように注意を促しています。町民の健康を守るために、当然のことだと思います。しかしながら、この間電気代の大変な高騰が続いています。電気代が上がることを気にして、エアコンをつけず、屋内で熱中症にかかったしまったという報道や実際の体験談も見聞きしています。電気代だけではなく、ガソリンや食料品など、生活に必要なあらゆる物価が上がっている中で、生活防衛をするために健康を害してしまっている、これが実態だと思います。この中之条町には、自治体で取り組む新電力の先駆けとして全国でも注目を集める中之条電力の取組があります。町長が理事長を務めていらっしゃるので、よくご存じのことと思いますが、この中之条電力設立の目的には、再生可能エネルギー等を活用し、電力の地産地消等の取組を通じて地域活性化に寄与するとあります。現在町内の公共施設への電力供給を行っていることは広く知られています。すばらしいことだと思います。これをさらに一歩進めて、町民の利用する電気への補助を行うことはできないでしょうか。中之条電力の小売電気事業者である中之条パワーによれば、現在一般家庭への小売は100件程度とのことです。大手の電力会社よりも中之条パワーの電気代は低く抑えられています。地元で生産され、しかも費用が安い、この電気の活用を町民に広めていくことが真の意味での電力の地産地消につながると私は考えます。さらに、導入に対して、町が一定の補助を行うことで、中之条パワーの利用者も増えるし、小売事業の継続化にも、さらには電気代のさらなる値下げにもつな

がると考えます。

ここで、町長に伺います。町民が熱中症などの健康被害に遭わないよう、中之条電力や中之条パワーの協力を得て、高騰する電気代を抑えるような補助など行うことはできませんか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨今の物価高騰等における家計への負担増が大変危惧されているところでございます。町といたしましても経済対策等を講じているところでありますけれども、さてご質問の中之条電力や中之条パワーの協力により、経済的補助についてでございますけれども、2020年の大寒波やウクライナ侵攻等々により、電力業界全体が大変厳しい経営状況にある昨今でございます。中之条電力、中之条パワーにおいても大変厳しい状況でございましたが、ようやく経営改善の兆しが見られる状況でございます。企業における地域貢献や支援活動は様々であると理解しております。

中之条パワーにつきましては、町からの出資による会社でありますので、町民へ直接的な補助等の検討は可能ではないかと思うところでありますが、中之条パワーにヒアリングを行ったところ、現状ではそのような補助制度の検討はしていないとの回答でありました。理由といたしましては、「会社経営の正常化に向け、現在鋭意努力しているところであり、電気料金につきましても、現状において、対東京電力料金と比較した場合でも安価な電力代となっている」とのことでありました。会社の経営理念として、「地域活性化への取組に貢献するとともに、地域経済の活性化に寄与する。電気料金の安価な価格提供等を堅持する」となっておりますので、将来的に地域貢献型の制度構築ができるような会社に発展してまいりたいとの思いがあるようでございます。町といたしましても健全な会社運営の下に、原沢議員のご質問に対応できるような会社になれるよう注視してまいりたいと思っており、将来への課題として参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）将来に向かって、この中之条電力、中之条パワーが本当に大きな役割を果たせると私は思っております。せっかく町として取り組んで運営を始めた地域電力、本当に全国からも非常に高い注目を集めておりますし、私もよその県なんかに行って、中之条といいますと、中之条電力の取組、よく知っています、研究していますなんて話も聞く機会が多くあります。こういった地域の電力がやはり住民にとって、中之条電力があつてよかった、中之条パワーが地元にあつてよかった、そう思ってもらえて、初めて地域にこの電力がある意義になると思いますので、今後中之条パワーと協力しながら、そういったことも検討いただくという前向きな答弁いただきましたので、ぜひ今後未来に向けて、そういった取組、研究していただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、高齢者世帯エアコン購入補助制度についてです。この制度は、昨年度から実施され、利用

された方には大変好評を博していると聞いています。高齢者の健康を守るために導入された他の市町村にも先駆けたすばらしい制度だと思います。

一方で、制度の対象が75歳以上の独り暮らしの高齢者の方、または75歳以上の高齢者のみの世帯であることから、条件に合わず利用できなかった例もあると聞いています。熱中症のリスクは高齢者だけに限るものではありません。エアコンが健康に生存するための必須アイテムとなっている今、補助制度を拡充し、さらに多くの町民の健康を守れるようにしていくべきだと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、本当に地球が壊れてしまうのではないかとこのような今年の暑さでありました。やはりお年寄りの熱中症で搬送される方、あるいはお年寄りばかりではなくて、搬送される方が非常に増えていると、そういうことも広域圏の理事長として救急隊からも聞いております。来年がどうなるか、それは分かりませんが、異常気象が常態化しているというような状況でありますので、ご心配されることは十分に私も理解できます。

そういった中で、中之条町で実施をいたしております高齢者世帯へのエアコン購入補助制度、これについて、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象として、熱中症による事故を防ぐことを目的に、エアコンの設置に対して5万円を上限として補助をするというものでございます。令和4年度実施をいたしております、4年度の実績としては21件の補助金を交付いたしております。当初10件の申請を見込んでおりましたが、約2倍の申請があり、令和5年度におきましても既に12件ほどの申請がなされております。

ご質問の補助金の拡充につきましては、この補助制度が高齢者世帯での熱中症を予防することを目的として、昨年度から始まったばかりであり、今後の補助金の申請状況や町民のみなさまのご意見などを伺いながら、あわせて県内の様子なども確認した上で、必要に応じて検討させていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁にございましたとおり、本当に高齢者の方はもちろん最優先に守る必要がありますけれども、若い方にもこの熱中症のリスク、大変高いものになっております。ぜひ前向きに制度の拡充ご検討いただければと思っております。

続いて、熱中症への対策、別の面からちょっと質問をさせていただきます。この対策ですけれども、私は町民の健康を守るためにはできることは全てやる、そういうふうにしていくべきだと思っております。こういう補助制度があっても家にはまだエアコンがない、あったとしても電気代が気になって、利用することをちゅうちょしてしまう、そういう方はやはり一定いらっしゃるのだと思います。そのような方に向けて、町として熱中症シェルター、またはクーリングシェルターと呼ばれるものを創設すべきだと考えます。名前はシェルターと仰々しいですが、涼しく日中を過ごせる場所のこ



とです。既に図書館などはそういうふうにご利用されている面もあるのだと思います。しかし、図書館には本を読む、借りる場所であって、涼みに行く場所ではない、そう思って、図書館に涼みに行くことをちゅうちょされる方も多いように思います。そこで、町として、熱中症にならないように、どうぞ図書館で涼んでください、そういうメッセージを出す、それだけで安心して利用することができる、そのことによって、家でじっと暑さを我慢して、熱中症のリスクにさらされることがなくなる、そういう効果があると思います。図書館を例に出しましたが、そのほかにも町の施設でそのような使い方ができる、あるいは既にされている場所、例えばふるさと交流センターつむじなどがあるのだと思うのですが、ここで町長に伺います。

熱中症シェルターを創設し、町民の利用を促すべきだと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今原沢議員のおっしゃるように、夏場、ご年配の方はエアコンがあるのだけでも、エアコンを使用しないで、悲劇の事態があったというような、そんな新聞報道もございます。中にはエアコンを使わなくても我慢できるのだというような、そんな考え方もお持ちのようですが、やはりそういったものをこれから使っていかなければならない、今まではエアコンは必要ない地域であってもこれからはエアコンを入れなければならないと、そんな事態が今訪れているのかなと、こんなふうに思います。その中で、熱中症シェルター、仰々しいというお名前でしたけれども、これにつきまして、危険な暑さから身を守り、誰でも自由に休憩を取ることができる、冷房設備を完備した公共施設、民間施設のことで、熱中症シェルターとして施設を事前に指定し、ご利用いただくものでございます。現在中之条町には熱中症シェルターとしての指定した施設はありませんけれども、県内都市部では公共施設だけでなく、民間の施設も含め、多くの熱中症シェルターが指定されているようでございます。今後公共施設だけではなく、取組にご協力をいただける民間施設への働きかけや既存施設の再確認等を行い、併せて近隣町村の動向等も注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）先ほどの質問に関連いたしますが、群馬県が「ぐんまクールシェア」という取組を行っています。これもなるべく涼しいところへ行って、エアコンの使用量を抑えたり、地域の経済活性化を図る、そういう制度だということです。中之条町には、夏でも涼しい六合の野反湖ですとか、水でのアクティビティー、カヌーですとかサップ、そういったものを楽しむことができる奥四万湖や四万湖などがあります。そのような場所を群馬県のウェブサイトに掲載することで、県内、県外から涼を求めてくる人が流入して、観光の活性化にも寄与するものと思います。この「ぐんまクールシェア」の取組に参画すべきだと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員お尋ねの「ぐんまクールシェア」とは、エアコンの台数を減らして、家族が一つの部屋に集まったり、公共施設であります公民館、図書館、美術館、集会施設、公園等やショッピングセンター、デパート、飲食店等の商業施設、また自然の多い場所に出かけたりして、涼しい場所においてみんなで過ごし、冷房を共有することにより、家庭でのエネルギー使用量の削減等を目指す取組であります。

クールシェアスポットにつきましては、県が募集し、申込みをした施設が適当と認められた場合には、県によって登録される施設となります。対象施設としては、夏の暑い日に県民が涼しく快適に過ごせる公共施設や商業施設などが対象となります。要件としては、涼しく快適に過ごせる場所であること、誰もが利用することができる場所であること、またおおむね1時間以上過ごすことができる場所であることなどが施設の要件となります。現在中之条町での登録施設はございませんけれども、郡内では公共施設、民間施設、合わせて数か所の登録があるようであります。クールシェアの取組は、エネルギー使用量の削減とともに、熱中症対策としても有効と考えられることから、町といたしましても議員ご提案の四万湖や野反湖でのクールシェアについて気温などの状況を再確認し、慎重に検討する必要があるかと思っております。あわせて、現在県に登録となっている各施設の様子や運用についても現状を確認するとともに、関係課とも情報を共有し、検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）また、こちらについても観光にも関わることになってくると思っておりますので、関係各課と様々協議いただいて、本当に野反湖、私も夏は必ず行って、キャンプしたりですとか登山を楽しんだりするのですけれども、体にもいいことですし、ぜひ進めていただければと思います。

熱中症の問題で質問通告にないのですけれども、ちょっと1つ要望としてお伝えさせていただきまます。災害時の避難所に指定されている箇所、あるいは避難所として利用される可能性がある公民館など、緊急に町民が滞在する可能性がある場所については、これエアコンが必須だと思います。台風の時期はもちろん暑い時期ですし、大雪が降るような積雪期はやっぱり寒い、そういう状況でございますから、避難した人たちが少しでも安心して快適に過ごせるように、準備をしていくことが欠かせないと思います。このことをご検討いただくことを求めて、熱中症における健康被害への対策についての質問を終えます。

次の質問に移ります。「核兵器廃絶平和の中之条町」宣言についてです。この宣言は、平成10年に議案が原案可決されたものと認識しています。その際には、外丸町長も議員として関わっていたと思うのですが、当時の経緯などを町長にお話しいただければと思います。町長、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、私が1期目の議会のときに提出をされて採択をされ

て、核兵器、これは地球上にとって、人類にとってあってはならない、そういう先人の思い、そして同僚議員からも唯一被爆を受けた日本でありますから、どうしてもこの問題については、核兵器については廃絶をするのだという当時の我々、先輩議員も含めて、宣言に至ったということでありまして、考えてみますと、今ロシアがウクライナに侵攻しておるということを考えれば、こんなことは想像できなかったわけだと思うのです。しかし、地球というのは、人類というのは想像できなかったようなことを起こすことが人類の常でありますけれども、今ウクライナの人たち、あるいはヨーロッパの人たちは核ということに対して非常に敏感になっておると私も理解しております。そういう意味におきまして、平成10年に採択された核兵器廃絶の平和のまちづくり宣言、私も当時と今も全然気持ちは変わっておりません。なおさら、思いを強くしたというような認識でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ありがとうございます。経緯について、町長から説明いただきました。

この宣言なのですけれども、役場庁舎の入り口前のゲートというのでしょうか、大きな柱には以前宣言が大きく書かれていましたが、現在はなくなっています。その経緯について説明をいただきたく、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ただいま原沢議員からお尋ねのありました正面玄関に設置してありますモニュメントに掲げていた宣言がなくなってしまったということでもあります。「核兵器廃絶平和の中之条町」、この宣言が議決されたものでありますけれども、この宣言以外にも当時のキャッチフレーズでもありました「ふるさとに会える町 なかのじょう」、こういったものを含めて、平成18年にモニュメントに掲げさせていただきました。その後、平成25年に現在の形となりましたが、町のキャッチフレーズも現在では「花と湯の町なかのじょう」に変わり、また平成25年には新たに「環境にやさしいまちづくり」宣言や「再生可能エネルギーのまち」宣言も議決されたところであります。今日までモニュメントには現在の掲載内容を継続しているものと認識しております。ですから、現在の掲載内容も今後の状況によって変わっていくことは十分に考えられるかと思っておりますけれども。

なお、宣言につきましては、先人たちが築いてまいりました大切な思いの籠ったものでありますので、町としても敬意を表すことは当然のことでもありますので、庁舎玄関横の電光掲示板下の掲示板に、中之条町の宣言ということでそれぞれ記載をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町長から1期目の議員のときに、現在のウクライナ侵攻など予想できなかったと、そういうお話ありましたけれども、本当に宣言ができた平成10年から世界は大きく動いています。

核兵器禁止条約が2017年に国連総会で採択され、2021年に発効されました。核兵器禁止条約は、核兵器を非人道兵器として、その開発、保有、使用、あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約です。条約の全文では、広島、長崎の被爆者や世界の核実験被害者が被った、受け入れ難い苦しみと核兵器廃絶に向けたこれまでの努力について言及されています。

その一方で、町長もご指摘されたように、ロシア政府により核兵器の利用が示唆されるなど、緊迫した情勢が続いています。今改めて、この中之条町の宣言、これを町民に知ってもらう、意識してもらう必要があると思います。宣言を再度庁舎前のモニュメントに掲げる、あるいは別の場所に掲示して、町民に意識を持ってもらう、そういうふうにするべきだと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）核兵器を取り巻く昨今の世界情勢は、議員のおっしゃるように緊迫したものであると私も十分認識をいたしております。ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮による度重なる飛翔物の発射、そして核兵器の開発や保有を疑われている国の存在や世界各地でのテロなど、報道されているとおりで思っております。

先ほどの答弁のとおり、モニュメントへの掲載はなくなりましたが、この宣言自体は決して軽視しているわけではなく、むしろ宣言にもあるように、世界唯一の、先ほど申し上げました被爆国として、核兵器廃絶への思いや平和を実現する決意等の思いは世代を超えて継承していくべきものであり、私たちの大きな責務であると考えております。したがって、庁舎施設の掲載の有無に限らず、この宣言が恒久的に町民の精神の中に継承されていくためにも、例えば教育の場であったり、いろいろの場面で触れられる機会をつくっていければと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁いただきました。中に、教育でもやはりしっかりとこの問題、核兵器のこと語り継いでいく必要があると、町長から答弁いただきました。今年は、終戦から78年ということでいろんな報道があるわけですが、*「はだしのゲン」*という、私も子供の頃読みましたけれども、その漫画が教育の中から削られてしまったと、そういうこともあります。本当に戦争を実際に知る世代の方がどんどん少なくなっているわけですが、新しい悲劇を生まないためにはしっかりと過去に起きた惨状にも目を向けていく必要があると思いますし、ここは広島、長崎ではありませんけれども、同じ国で起こった惨状をしっかりと中之条町の子供たちにも語り継いでいく必要があると思いますので、折に触れ、教育現場でもこの問題触れていただくことを求めて、この質問を終わりにいたします。

それでは、最後の質問です。中之条町における人口の減少、特に生産年齢人口の減少は著しく歯止めがかかりません。以下、町の人口ビジョン・総合戦略から引用をいたします。『平成2年から

の25年間で老年人口が1.6倍と増加した一方、年少人口は45.5%、生産年齢人口は63.7%に減少しており、少子高齢化の傾向が顕著であります。』こういうふうに総合戦略に書いてあります。数字は肌感覚とぴったり合うものだと思います。

次も人口ビジョン・総合戦略からの引用です。『平成26年度から平成30年度の5年間の平均による年齢階級別に見た本町の人口異動状況を見ると、20から29歳階級で転出が転入を大きく上回っています。』こうあります。数でいうと、20歳から29歳の方々の転入が133に対して、転出が231、こういうふうになっています。せっかく中之条町で育ち学んだ人たちが町を去ってしまう、そして一度転出をしてしまうと、職場や住居を転出先に持って、もう中之条町には帰ってこない、これが現実だと思います。ちょっと私自身の話になってしまいますが、私も大学進学のために中之条町を離れました。その際、日本育英会の奨学金を借りました。その返済は毎月数万円、これを20年以上にわたって返し続け、つい数年前にやっと完済をしたという状況です。そもそも学業を終える瞬間に多大な借金を背負っているために、就職先はこれからの自分の生活費に加えて、その借りた奨学金の返済を果たせる、その額を満たせる給与が支払われる先を選ばざるを得ません。おのずと給与の水準が高い東京や首都圏にある会社が就職先になってしまいます。私は、この流れを変えていく必要があると思っています。できることなら地元に戻って就職をしたい、けれども奨学金を借りたがゆえに給与水準が都会に比べて低い地元企業への就職をちゅうちょしてしまう、高等教育を受けた優秀な地元の人材が奨学金の存在によって地域から出ていってしまう、これは地域にとって本当に大きな損失だと思います。町に奨学金制度があります。大学生等は月額5万円以内で、償還は無利子というふうになっています。満額を大学通う4年間借りたとする240万円になります。ここで、大学を出て、就職をした人が仮に中之条町で就職して、定年まで働くと、そうするとどれほどの税金を町に納めることになるか、本当に仮の計算です。収入もそれぞれ違いますし、家族構成も100人いれば100通りですから、平均などというのは出すことができないのですけれども、仮に就職してから定年になるまで、新卒から退職までの平均年収が500万円、それで37年間働いたとする2億8,500万円の収入になります。その中で、町に支払う町民税というのが533万9,100円です。奨学金、町のものを満額4年間借りたとして240万円、仮の計算ですけれども、37年、中之条町で働いてくれた人が平均で500万円収入があれば、町民税が534万円程度ということになるわけですが、実際には家族構成によって控除があったりですとかしますから、計算はそう簡単ではないのですけれども、本当に仮のモデルとして受け止めていただきたいのですが、1人の住民が町の住むことで、奨学金の倍額程度、町民税が支払われることになります。それだけでなく、住んでいるということで、37年間、それから退職後も地元で経済活動を行う、お買物もするわけですし、さらに税金の納付や経済活動だけではなく、住民として、様々地域の活動に参加していく、そういうことでこの地域は永続をしていけるのだと思います。

ここで、町長に伺います。町の奨学金を貸与後、中之条町に一定期間在住した場合は一部返済が

免除される制度の導入をすることで、学生が町内で就職する機会が増えると考えますが、町長の認識はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員のご質問でありますけれども、奨学金自体の事務手続、これについては教育委員会で行っておりますけれども、貸付け全体に係る制度のことについてのご質問ということですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

奨学金の貸付けにつきましては、雇用等の不安定や低賃金労働の拡大などにより、返済そのものが大きな負担となっていることは報道等により目にする機会がございます。様々な事情に対し、町でも返済の軽減措置として、返済額を分割し、返済期間の見直しを行った経緯もございます。町で行っている奨学金については、「経済的理由により修学困難者へ、修学確保により教育の機会の均等を図る」を目的に運用を行っておるところでございます。人口減少や若者世代の流出などの課題に直面する当町にとっては、若い学生が町内に就職、あるいは定住していただける施策は喫緊の課題であります。他方で、返済があるために本来希望してした都市部での就職を諦めたり、やりたい職業を諦めたり、町に戻らざるを得ないような就業の機会の均等が制限されてしまう、職業の制約につながることも懸念をされます。また、返済が免除され、一定期間経過したら、他地域へ転出してしまうということも心配をされます。大変難しい問題ではありますけれども、できれば奨学金の免除いかににかかわらず、中之条町に戻ってきていただけるような制度の充実、そうした魅力づくりの町づくり、これもしていかなければならないと思いますし、そういった原沢議員のご指摘についても検討しながら、そこへ向けて努力をしていかなければならないと思っております。

先ほどの簡単という話で、所得の計算をしていただきましたけれども、昔と違いまして、雇用が終身雇用というような概念が崩れてしましまして、昔はもう就職すれば定年を迎えるまでという考え方の世間の風潮がありましたけれども、今はそういった考え方でなく、やはり自分たちの職業を一生の中で自由に選んでいくというような考え方も増えているようでもありますので、非常に社会が変わってきたということも考えられますので、慎重にいろいろ検討を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁の中で、転職等が当たり前になってきたということで、私も転職して戻ってきましたので、本当におっしゃるとおりです。ただ、中之条町がやはり魅力的な町であるということ、それが働く上で、暮らす上で、そういう町だから、私も戻ってきたわけですし、今後若い人たちが一度出ていった方、東京なり首都圏で就職された、別の市町村で就職された方が中之条町にやっぱり戻ってきたいと、そういうときに本当に広く窓口を開けて、その機会を受け入れられる、やっぱりそういう町になっていく必要があると思いますので、今町長にいただいた答弁、私も今回奨学金という側面から提案させていただいておりますけれども、ほかにやれること、まだまだあると

思っているのです。奨学金の質問なので、すみません、また奨学金の話になってしまうのですけれども、奨学金を借りている方はもちろん中之条町だけではなく、いろんなところにいらっしゃると思うのです。町でも今積極的に移住者を呼び込もうとしているわけですが、奨学金を借りていることで、実質的な教育ローンといいますか、借金背負っている人はどうしてもやっぱり給与水準の高いところへ就職先を選んでしまう可能性高いわけです。

ここで、中之条町の役場ですとか町内の企業が奨学金の返済を給与に加えて、一定程度賄う、そんなシステムがつかれないかなというのをちょっと考えているのです。それができれば、町出身の方が帰ってくるUターン、別のところからJターンとかIターン、そういう就職先として中之条町や町内の企業が相当魅力的に映ると思うのです。先ほど奨学金の返済免除、一部免除についても触れましたけれども、本当にそういう制度をつくることで、若い人たちのメッセージになると思うのです。ぜひ中之条町に来て働いてほしいのだと、あなたが必要だというメッセージがやっぱりそういう奨学金があれば、町のほうで一定程度補助してあげるよとか、中之条町の企業に来れば、そういうシステムあるよというだけで、非常に中之条町が就職先として有利に見える部分あると思います。やっぱり町のいろんな事業者さんのお話聞きますと、どうしても事業承継したいけれども、もう子供も出ていってしまっただけで帰ってこない、そういう事業者さん、たくさんいらっしゃいます。そういう方たちに対しても、町として企業が雇った人の奨学金の一部面倒見るとか、そういうことができれば、町の事業の承継も継続していくのではないかと、そういうふうな気持ちがあります。

ここで、町長に伺います。他の地域からUターン、Jターン、Iターン、そういった形で、中之条町で就職する若者に対して、奨学金の返済を行う企業、そこに町として支援を行うべきだと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）数日前の朝、NHKかどこかの番組だったのですけれども、企業がそういった奨学金の返済の取組をするというような記事がちょっと流されていきました。ただ、課題も非常にあるということですので、私どもといたしましては、答弁が重複してしまうかもしれませんが、返済に関わる企業支援、私もこれは理解できます。やはり二、三日前のテレビの報道でもそういう取組をしている企業が出始めたということでもありますけれども、企業としては奨学金を返済するのを町が助成していただければ、人材確保、就職先として学生に考えてもらう利点もありますけれども、町にとって若者が就職していれば、これはうれしい反面、返済を就職先の企業が行ってくれるがゆえに、中之条町へ戻らなければいけないというようなことも選択をせざるを得なかったということになると、またそれも一つの疑問かなということになります。また、こうした企業に助成するのであれば、給付型の奨学金創設を検討すべきではないかというような一案、そういう議論もあると思われますので、企業への支援につきましてもさらに研究する必要がありますし、若い人たち、あるいは子育てをする親御さんたち、そういった方たちに中之条町に移住してもらう、Iターンし

てもらふ、Uターンしてもらふ、みなさん、そのことも含めて、中之条町で、私どもの考え方とすれば、定住をしていただいて、職業をしっかりと勤めていただいて、中之条町を愛していただける、そんな町づくりをやはり考えていかなければならないだろうと、そういう思いでは原沢議員と同じだというふうに考えております。今後よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、本当にこの問題、簡単ではないと思うのです。若い人たちに来てもらうといっても若い人、そもそももうパイがどんどん小っちゃくなってきていますし、中之条町だけでなく、ほかの市町村も本当にどうやったら若い人たちに来てもらえるのか、住んでもらえるのか、戻ってきてもらえるのか、やっぱりあらゆる知恵を絞っているところだと思うのです。私は繰り返しになってしまいますけれども、やっぱりこの町がそういう志ある人をちゃんと受け止めてくれる町だというようなメッセージをちゃんと出していく、やっぱりそういう必要があると思うのです。中之条町に就職すれば、この豊かな環境ももちろんですけども、おいしいお米、お水、空気、そういったものもありますし、本当に移住してくださいと言うことは誰にもできますけれども、その後の面倒、どう見ていくのか、きちんとそこに対して、強いメッセージを送っていく、やっぱりそういった取組がほかの市町村に比べても中之条、もう既にやっている部分ありますけれども、さらに強くやっていくことで、この町が未来にどうやってつなげていけるのか、本当に若い人をめぐる問題、しつこく私もまた勉強もし、みなさんと協議もしながら取り上げていきたいと思っておりますので、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日を予定しました日程は全て終了しました。

3日目の21日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午後3時27分）



令和5年第2回中之条町議会定例会 9月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和5年9月21日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年9月21日 午前9時30分						
	散会	令和5年9月21日 午前11時52分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならびに 欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	7番 関 美香		8番 大場 壯次		9番 富沢 重典			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	剣持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 3 号

(令和 5 年 9 月 2 1 日午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 5 年度中之条町一般会計補正予算 (第 5 号)  
議案第 2 号 令和 5 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 議案第 3 号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例制定について
- 第 3 議案第 6 号 字の区域の変更について
- 第 4 議案第 7 号 令和 4 年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について  
認定第 1 号 令和 4 年度中之条町歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 令和 4 年度中之条町事業会計決算認定について
- 第 5 請願第 2 号、陳情第 1 号・第 2 号
- 追加日程第 1 議第 1 号議案 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について  
議第 2 号議案 「国道 4 0 5 号狭隘箇所解消及び未開通区間の整備促進を求める  
意見書」の提出について
- 第 6 議員派遣の件
- 第 7 特別委員会中間報告

○

◎ 開 議

○議長 (安原賢一) みなさん、おはようございます。第 2 回定例会 9 月定例会議の本会議も本日で 3 日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

また、各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画録音される恐れがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 発言の訂正

○議長 (安原賢一) 日程第 1 の前に山本修議員より、先日の一般質問の発言の中で、国道名の訂正の申出がありましたので、許可し、議事録を訂正します、「国道 45 号」を「国道 405 号」に。

○

◎ 議案第 1 号 令和 5 年度中之条町一般会計補正予算 (第 5 号)

◎ 議案第 2 号 令和 5 年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（安原賢一）日程第 1、議案第 1 号及び第 2 号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る 4 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）何点かあるのですが、まず最初に、予算書 9 ページの総務費、選挙管理委員会費で役務費のところを開票集計システムバージョンアップ料 8 万 8,000 円計上されておりますが、この内容についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀 浩）総務費の中の選挙管理委員会運営事業の中の開票集計システムバージョンアップ料ですけれども、こちら、衆議院選、通常ですと選挙区、それから比例区、国民審査と、3 つ投票があるわけなのですけれども、そのうち在外投票というのがございます。海外から赴任していたりして投票する場合がありますけれども、こちらにつきましては、今まで国民審査というのが制度上なかったのですけれども、今度できるようになったために、その海外から在外投票があった場合に、投票録ですとか投票率にシステムを反映させるためのバージョンアップしなければならなくなりまして、そのための費用、ソフトの面で見込ませていただいたものであります。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）保健衛生費の予防費の中のコロナ関係のことでお伺いいたします。

まず、第 1 点に、これワクチン接種につきましては、予算の内容を見ますと、接種会場を設けるような予算立てとなっておりますが、今回も集団接種のみということで行われるのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）会場設置ということがございますけれども、個別、また集団ということで、両方とも接種については予定してございます。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）個別と、個別対応等も行われるようなのですが、まず流れとして、最初に役場のほうから全員に接種券を配布する、そういう形でワクチン接種は行われるのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長、お願いします。

○保健環境課長（倉林敏明）接種券につきましては、集団接種の方につきましては、今現在の接種券を前回の接種で使われていない方につきましては接種券をお持ちだと思いますので、その方につきましては接種券のほうは送らないということがございます。それ以外の方、接種券、今お持ちでない方につきましては全員の方に送るということですので予定をしております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）接種の日時を指定して、それは配られるのでしょうか、それともこの接種券を配布された後に予約を取るという形になるのでしょうか。そのへんをお願いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）日程ということでございますけれども、65歳以上の方につきましては、日程が入ったものを、通知を送らせていただくようになります。

お願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今回は6歳でしたっけ、6か月以上でしたっけ、どちらでしたっけ。

（「6か月以上」の声）

○12番（福田弘明）6か月以上全ての方が対象となるわけなのですが、では65歳以下の方についてはどのような流れになるのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）今お話ございました6か月から乳幼児の方と小児の方につきましては、こちらのほうから希望調査を送らせていただきます。希望があった方につきましては、申請を出していただきまして、接種券のほうをこちらからお送りするということになります。12歳以上の方につきましては、接種券のほうをこちらのほうから送らせていただくという形になります。今お話しさせていただきましたけれども、65歳以上の方につきましては、日程が入った物について通知を出させていただきますということになります。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）12歳以上の方で接種券を頂いた方については、例えばかかりつけの医療機関等での接種もよろしいということなのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）その場合は医療機関のほうにご相談をいただいて、個別接種ということで対応できるかと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今回ファイザーとモデルナのXBB.5ということなのですが、中之条の場合、どちらがいつ来るのか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）新ワクチンにつきましては、ファイザーとモデルナと、両方使用の予定でございます。ファイザーにつきましては、既にこちらのほうに届いているということでございます。

す。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）県のほうから配布されたものを使うしかないということで、取りあえずファイザーが来ているということですね。

それと、接種についての勧奨とか努力義務等、自治体によって温度差があるということが報道されているのですが、中之条の場合はどのような対応をなされるのですか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）そちらにつきましては、国のほうで努力義務等も出されているところもありますので、それについてはのっとなって対応のほうをさせていただければということで考えてございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ちょっとさっきも言ったのですが、自治体によって対応がこれは異なりますという報道だったのですが、国の指針というのはどういうことになっているのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）年齢によって努力義務等が分かれている方と思うのですけれども、それにのっとなって、町といたしましても受けていただくような形で勧奨のほうはしていきたいということで考えてございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）このコロナ関係、最後の質問なのですが、老人施設というようなところで集団の方がいらっしゃる場合はどうなのでしょう、集団接種会場へお越しいただくのか、さもなければ出向いて接種するのか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）施設にお入りの方ですとかにつきましては、どうもこちらの施設のほうで接種ができるようになっておりますので、医療機関等と相談していただいて、そちらで受けていただくというようなことでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）最後の質問になるのですが、これは社会教育のほうなのですが、山田城址、これ三次元点群測量業務委託608万3,000円ですか、計上されておりますが、そもそもこの山田城址というのは、このお城はどういった性格のものなのか、そのへんを説明いただくとともに、このまんま置きますと、植林、もうされたのかな、されてしまうと、もう次の期の伐採まで相当年数がかかると思うのですが、その前に発掘調査等の検討はどうなのでしょうね。そのへんをお願いいたし

ます。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（須崎幸夫）山田城址についてお答えいたします。

山田城址につきましては戦国時代の山城ということで、当時東吾妻のところでは斎藤氏という領主がいたのですけれども、その領主に仕える地侍、山田氏という人がいて、その方の拠点となっていた城であろうというふうに考えられています。中之条町の指定史跡ということになっておりますけれども、これにつきましては、本来発掘調査をしたらという話だったのですけれども、今回の測量によりまして、地形の記録を図面で記録として残すということで、発掘調査は考えていないのですけれども、現状を記録して、それを残しておくということで考えております。発掘調査すること自体が土地を掘り起こしたりということ自体が遺跡を壊していくということにもなりかねないので、発掘調査については現在は考えておりません。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ある方。9番、富沢さん

○9番（富沢重典）12ページの山の上庭園の市場調査委託料、これ今までも市場調査して、それなりに設備投資をしてきた施設だというふうに思うのですけれども、それをあえて補正まで組んで、再度市場調査するということなのではございますけれども、具体的に内容をお願いします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）市場調査の委託関係ですけれども、今回補正をお願いしたのが全て県の補助事業を使いまして、過疎地域いきいき集落づくり支援事業という事業を利用いたしまして、事業を実施するものでありまして、その中で市場調査委託費として65万円を要求させていただきました。こちらの関係は、現在六合の花につきましては、生花を中心に市場出荷を中心に行っているのですけれども、今回現在山の上庭園を中心にドライフラワーを生産し、出荷を伸ばそうとしているところでございます。令和4年度から山の上庭園でも力を入れていきまして、令和4年度が2万5,000本ぐらい出荷しているところなのですけれども、その後今年度さらに5万、6万本、目標は10万本出荷を目標に進めているところでございます。今回の市場調査につきましては、ドライフラワーを新たに出荷するにあたり、商品の開発、また地域の農家、また移住者、地域おこし等を巻き込んで、どういうものが売れるのか、視察を兼ねまして勉強していくということで行うものでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）今までも市場調査して倉庫とかいろいろ増築したり、レストランなくしたりして、

ドライフラワーに力入れてきたと思うのですよ。調査しないでやってきたということですか。私は、  
してきて、ドライフラワーに力を入れてきたと思っているのです、今まで。市場調査が終わって、  
十分いい方向に行っている事業かなというふうに思っていたのですけれども、それをあえてまた市  
場調査する意味が分からない。聞いているのですけれども。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）今までもどのようなものが売れるのかというのはやってきたとは思  
うのですが、今後新たなニーズとか多様化する新商品の動向等を把握して売り先を決めたり、生産  
ですか、ドライフラワーの新たな商品化を図っていききたいということでございます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）よく分からないけれども、いいです。十分調査していただいて、また再び調  
査しないようにお願いします。

それと、ちょっと金額少ないのですけれども、17ページの一般行政経費の観光事務費で4万円で、  
ちょっと私説明聞き間違えたのか、吾妻中央高校と聞き取れたのですけれども、もう一度説明をお  
願いします。間違えた。14ページです。すみません。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）14ページの観光事務費の報償費4万円ということではよろしいで  
しょうか。はい。こちらにつきましては、現在吾妻中央高校で総合的な探求の時間ということで、2年  
生を中心に年間26時間の時間を設けて授業をしているということです。そちらの事業が2年生な  
ものから、1年生の普通科の生徒を対象に四万温泉の温泉文化を勉強していただくということで、  
講師の謝金ということで2万円掛ける2人分を計上させていただきました。予定としましては、12  
月の上旬に四万に赴いて講演をいただいたり、現場を見ていただくというようなことで計画して  
おります。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）吾妻中央高校、県立なのに、なぜ中之条町でお金出すのでしょうか。中之  
条中学校の授業で入れたいというのだったら、中之条町でお金出してもいいかなと思うのです  
けれども、吾妻中央高校は県内、郡内のほうが多いでしょうけれども、いろんな生徒が来てい  
て、それなぜ中之条町がお金を出して授業を受けてもらうのですか。ちょっとそのへんが分  
からないのですけれども。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）まず、これに至った経緯でありますけれども、四万温泉協会の  
ほうからまず温泉協会のほうから、今温泉文化でユネスコ無形文化遺産に登録という  
ようなことで、群馬県のほうでも大分力を入れているというようなことで、協会のほう  
から話がありました、若い人たちに温泉文化を知っていただくということで。そんな話を  
持ってきていただくと同じ時期に吾妻中央高校の校長先生のほうからも町のほうに  
対して、こういう授業しているので、特に普通科の生徒



についてはなかなか地域貢献をしている授業も少ないというようなことで相談がございました。そのようなことから2年生を中心に授業をしているということで、その前段として、1年生を対象に、町として支援をできればということで予定をさせていただきました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）その経緯とかやってもらいたいとかそういうことはよく分かるのですけれども、何で県でお金出さないで、中之条町でお金出すか聞きたいのですけれども。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）うちとしても地元、温泉いろいろあるかと思えますけれども、特に四万温泉、沢渡温泉、六合とか六合の里温泉郷組合とかある中で、四万温泉を理解していただくという部分で町で支援をしたいということでお願いをするものであります。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）話が進まないの、やめますけれども、本来県がお金出すものだと思うのです。県にまず相談していただいたのでしょうか。すり合わせもどうせ学校側とは終わっていて、授業をやりたいということなので、賛成はしますけれども、本来ふるさと知ってもらうのなら中之条中学校の生徒を対象にやってもらったほうが中之条町としてはありがたいかなというふうに思いますので、これはこれとして、来年度はまずこれは県にお金を出していただいて、ふるさと知ってもらうのは中之条中学校、中之条小学校とかそういうところにしてもらいたいのですけれども、お願いします。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ありますか。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）おはようございます。よろしく願いいたします。

予算書13ページ、7款商工費、商工振興費の中の小口資金融資事業についてご質問させていただきます。質問というか、ここ確認ということでお願いしたいのですけれども、この小口資金融資事業というのは、町内の中小企業に対しまして、事業の運営に当たる資金、また設備投資というところでの融資制度ということだと思えるのですけれども、この補償補填及び賠償金というところの53万9,000円という金額は、今回この小口資金融資制度を使った事業者さんが事業を行っていくにあたって、この返済が滞って、一回これを代位弁済という形できれいにしましよと、県のほうの負担が64%、金融機関が20%、町が16%といったところの16%に当たる金額がこの53万9,000円ということでよろしいのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）そのとおりでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

それと、もう1つ聞きたいのですけれども、この事業さん、事業者さんといいますか、融資を、町としても認めたという会議があって、小口資金融資制度、その会議が行われて、有識者、町で言ったら町長、そして議長、産建の委員長、副委員長等が出席して、この会議が行われているのですけれども、この会議がいつ行われて、この融資が決まったのかということをもし例として分かれば、いつ時期の融資なのかということが分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）審査会の時期ということですが、令和3年の10月の審査会での案件でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

令和3年10月ということなので、私もたぶん産建の副委員長として、その会議には出席していたのかなと思います。その会議の中で、その年度でも幾つかの案件はあったのですけれども、特にその融資に対して反対する意見もなく、全会一致でいつも決定がされていたのかなと記憶しておりますけれども、恐らくですけれども、想像するに、またこのコロナ禍、または物価高騰等、様々な理由があって、事業のほうがうまくいかなくなって、こういった結果になったのかなと思います。この小口資金融資事業制度というところを使って、資金の融資を受けるという事業者さんは、言うならば最後のとりでとしてここに来ているという部分も大変大きなところなのかなと思いますので、これからも、これは要望、お願いになるのですけれども、町としてこういった事業者さん、これからももしかすると増えてくるかもしれませんが、この小口資金融資制度、しっかりと町の事業者さんを支えていく大事な制度ですので、今後も継続して町の事業者さんを支えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

質問は以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございますか。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）もう一点だけ質問させていただきます。

旧太子駅の運営管理事業についての貨車運搬委託料ということの250万円ということなのですが、この事業は旧太子駅、文化遺産の保護と観光振興ということで、無蓋車の保有数日本一ということを目指した事業なのかなと認識しておるところでございますけれども、この無蓋車の数がたしか5台で日本一になったということだと思っておりますが、今回この貨車の運搬ということですので、もう一台増えるということやるのだと思うのです。これ、私、ちょっと記憶が定か

でないので、目標がこれ何台というところがそもそもあったのかというところの確認と、例えばなのですけれども、これ日本一ということで、数で日本一ということを目指していたのかなという認識だったのですが、ほかにライバルといいますか、ほかの地域でもこういったことをやっているところがあって、それが5台になってしまったので、6台にしないとまだ日本一ではないよということになって、やるものなのかといったところも含めて、答弁をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）それでは、旧太子駅の補正について説明させていただきます。

旧太子駅につきましては、日本一の無蓋車公園を目指すということで整備を進めてきておりまして、現在無蓋車6両保有しております。他のところは、2位といいますか、そこは4両ですので、5両になった時点で日本一にはなっているのですが、その他車掌車、貨車、モーターカー、また先生から借りております貸与車両も含めまして、現在11両保有しているところでございます。

今回補正をお願いするものにつきましては有蓋車となります。有蓋車、ワラ1号という車両になるのですが、こちらの車両につきましては、ふるさとアドバイザーでお世話になっております笹田先生のほうも鉄道関係で大変詳しい方で、そちらの方の紹介もあるのですが、国鉄時代の長野原線、吾妻線への入線実績を有する形式でありまして、かつ市城駅、郷原駅等の駅舎に組み込まれていた有蓋車であるため、地域とのゆかりが深く、オブジェ的にも見ていただく車両としてもより適性を持つと考えております。また、ワラ1号につきましては、全国の博物館でもまだ展示例がない形式であるため、大変インパクトが大きいということでございます。また、今回の車両の導入にあたりまして、アドバイザーのほうの方からも町の財政支出の削減は十分理解されておりまして、すみません、予算書の7ページのふるさと思いやり基金繰入金のところ100万円を、本人からも町にお願いしたいという強い熱意を持ってお願いもされておりますので、単費も150万円追加になりますけれども、ぜひこちら導入して、現在太子駅のほうも見ていただければ分かるように、貨車も非常に多くありまして、車両の絵がちょっといっぱいになりつつあった中、また国道から旧太子駅が見えにくい点というのがありますので、国道沿いの入り口のところに新たな車両を線路のところに引きまして、そちらにオブジェ的にちょっと入り口あたりを計画しているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ご説明ありがとうございました。

私もちょっと、もしかして説明があったかもしれませんが、そこ聞き逃したということだったら、大変申し訳なかったです。ありがとうございました。

この事業ということで観光振興という部分もこれからすごく重要な部分になってくるのかなと思います。コアな鉄道ファン、たくさん日本におりますので、これから売り方が大事なのかなと思います。

ます。ぜひこういった大金を出してやる事業ですので、経済効果、期待いたしますので、経済波及効果、しっかりと取っていただけるように、PRのほうをしっかりとやっていただいて、結果を残していただければと思います。期待しています。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございますか。10番、関さん

○10番（関 常明）六合の太子駅の関係が出たので、ちょっと質問させていただきたいのですけれども、アドバイザーの方を窓口にしてやっていると、当該の車両も250万円ですか、たしか九州ではなくて、四国ですよ。そのアプローチの仕方なのですが、例えば預かるということに関してのアプローチの仕方なのですが、アドバイザーの方に全て任せているのかどうかということ。というのは、今無蓋車というのはたぶん日本中走っていません。事故があつて、事故というのはかぶせるシートが剥がれたという事故があつて、それやめようと、会社としてやめようということになっているので、無蓋車に関してはたぶん関東エリアなんかにもあると思うのです。そのアドバイザーの方だけではなくて、例えば国鉄本社、国鉄ではなくて、JR貨物の本社にアプローチをして、ちょっと聞いてみるというようなことはやっているのですか。あのアドバイザーの方も含めて、そのへんの集め方のアプローチのことを少し説明をしていただければというふうに思うのですが。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）アプローチの関係ですが、基本的にはアドバイザーの方を中心に、こちら今回JR四国のほうから導入になるのですけれども、この会社こういう車両が出ますよという情報をいただいて、その後の交渉につきましては、今まで町のほうで全て進めさせていただいております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）貨物台車というのは、全国1社なのです。四国、九州とかという、そういう単位ではないのです。全国1社なのです。ということになると、JR本社にアプローチして、少し宣伝ぐらいも出してもいいから、どこかで余っていないのかというような話もできると思うのです。可能性。そうでないと、無蓋車もなくなりますよね、これ使っていないのですから。どんどん解体をしています。そういうことなので、できれば本社にアプローチをしてというような方法も取ればなというふうに思うので、これ希望ですけれども、そういうことでちょっと頑張っていたかないと、車両がなくなります。

○議長（安原賢一）では、関さん、お願いします。

○10番（関 常明）いいです、いいです。

○議長（安原賢一）いいですか。はい。

ほかにご質疑ございますか。7番、関さん

○7番（関 美香）15ページの10款教育費の中の18節県北毛第一地区教科用図書採択協議会負担金、

これ4万円計上されているのですけれども、この教科用図書採択というのは実際どのようなことが協議されているのか、ちょっと説明をお願いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）県北毛第一地区教科用図書採択協議会ということなのですけれども、これにつきましては、吾妻地区の吾妻6か町村の教科書、これを十何社ぐらいあるのですけれども、それを来年度につきましては、中学校の教科書をどの会社にするかというのを北毛第一地区ということで6か町村で協議をするということになっております。それを受けまして、町ではどの教科書を使うかということを決めて、それをまた北毛第一地区のほうへ返して、教科書が決定するということになります。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）先ほど教育長から中学校とあったのですけれども、小学校もこういう協議会というのがあるのですか。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）今年度につきましては、小学校の採択をいたしました。来年度の教科書はこういう教科書を使おうというのを採択をしたと、来年度につきましては、中学校が採択をするということことです。

○議長（安原賢一）いいですか。ほかにご質疑ございますか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和5年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第3号 議案第3号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例制定について

○議長（安原賢一）日程第2、議案第3号を議題とします。

この議案につきましても去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。13番、劔持さん

○13番（劔持秀喜）この弁天の湯の湧出量、全体の湧出量は何リッターあって何度なのか、この施設  
の場所での引湯する量、そして季節での温度をお聞かせください。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）劔持議員さんにお答えいたします。

こちらの温泉につきましては、源泉で常時変わりますが、52度ぐらい出ている予定です。そちらから根広のほうにタンクがありまして、そちら揚げてから下ろすという形になりますので、こちらの新しい施設につきましては、46から7、8、このへんぐらいでは来る予定になっております。量につきましては、現在尻焼温泉のところにポンプ室があるのですが、そちら根広のほうに揚げる  
ときで毎分250リッターぐらいを揚げております。こちらで約半分近くが町のほうで利用させていただいているような形になっております。

○議長（安原賢一）13番、劔持さん

○13番（劔持秀喜）そうすると、この施設で利用するのがおおむね125リッターぐらいという理解でよろしいのですか。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）そうですね。100から120ぐらいで予定しております。

○議長（安原賢一）13番、劔持さん

○13番（劔持秀喜）それから、過日の説明のときに、月曜日を休みというようなことで説明がありました。今後できれば、日、月と、観光で来られる方も多いかと思しますので、火、水、木の真ん中あたりを休日にしていくということも考え方の一つであるのかなと思しますので、運用を見ながら検討していただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（安原賢一）答弁はいいですか。

○13番（剣持秀喜）はい。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございますか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第3号 尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第29号 字の区域の変更について

○議長（安原賢一）日程第3、議案第6号を議題とします。

この議案につきましても去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第6号 字の区域の変更について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第7号 令和4年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

◎ 認定第1号 令和4年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎ 認定第 2 号 令和 4 年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第 4、議案第 7 号、認定第 1 号及び認定第 2 号を一括議題とします。

この議案につきましても去る 4 日に説明ありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1 番、原沢さん

○1 番（原沢香司）では、認定第 1 号 令和 4 年度中之条町歳入歳出決算認定について伺います。

こちらの 4 年度の決算でございますけれども、前町長が在任中に予算組みされたもの、今年度の途中から外丸町長に代わって執行されたものとなっておりますけれども、4 か月間、外丸町長がこの予算の執行に当たったわけですが、その際に町長のほうで特に重視した点ですとか、そのあたりの町長のこの予算執行に対する思いなどを聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今おっしゃるように、私のほうから引き継いだのは 4 か月でありますけれども、前任の町長さんも恐らく町民に寄り添った町民本意の予算をとということで組み立てていただいたのだと思うのです。そういった中で、私もその意を酌みながら、やはり町民に寄り添った、そういった予算執行ということで心がけてまいりました。なかなか前任の町長さんも私もそうですけれども……すみません。私も前任の方も一生懸命させていただいたと、それが全部その決算の中で達成できたかということについては、私も全部とは申し上げられませんが、そういう意を酌みながら執行させていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）いいですか。

○町長（原沢香司）はい。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございますか。6 番、佐藤さん

○6 番（佐藤力也）私は、決算のあらましというところで、まず一番最後になるのですが、令和 4 年度一般会計決算に関わる事務事業評価というところで、この項目、385 の事業、または事務というところでの評価ということを確認になって上げられているのですが、まずこの見方といいますか、令和 5 年度、一番最後ですが、76 ページ、（令和 4 年度の決算）事務事業評価、その後【今後の方針】ということなのですが、これは令和 4 年度の事業に対しての評価をして、令和 5 年度、今年度ですが、これからの令和 6 年度の予算編成に活用していくという考え方でよろしいのかという部分と、令和 5 年度の予算編成にもこれはもうこの評価というのが組み込まれているのかというところというのをまず最初にお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）佐藤議員のご質問にお答えいたします。

事務事業評価につきましては、企画政策課のほうで評価の仕様を作りまして、各課調査をさせて



いただきました。令和5年度につきましては、令和4年度の決算を基に事業の評価ということでございます。基本的には令和4年度事業についてでございますので、令和6年度の事業に向けて拡充、維持、見直しとか廃止、こちらのほうになってくるかと思えます。現段階での予算につきましては、前年度の評価を基に予算化をされているところも当然でございますので、令和5年度の評価につきましては、令和6年度の予算編成のときにこういったものが指標として出てくるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）ちょっといいですか。みなさん、ちょっと休んで……すみません、お願いします。

6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）よろしいですか。はい。ありがとうございます。

今確認をさせていただきました。令和6年度の予算編成に向けて活用していくということなので、これからこの結果を基に予算編成を考えていくということでもよろしいかと考えます。その中でこれからということですので、この表を見ますと、拡充、維持、見直し、廃止、休止というような項目がございます。その前の75ページを見ますと、そこの中での細かい内訳と申しますか、評価の仕方という部分が掲載されております。効果がなかったり、効果が少なかったという部分が廃止、休止という部分に行くのはもちろん分かるところなので、理解できる場所なわけですが、非常に効果的であったという部分が8つの事業がありまして、そこが廃止、休止になっているというその理由をお聞かせ願いたいのと、それがどういった事業なのかというところがもし分かれば、こういったのはいろんな担当課にまたがると思うのですが、その部分だけちょっともし分かれば教えていただきたいのと、この場で分からなければ、後で一覧表か何かにして、私ども議会のほうに配っていただけるとすごく助かるのですが、そこら辺をもしご答弁いただければ、お願いします。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）詳細につきましては、議会のほうにも閲覧できるような形で一部置かせてもらってございます。また、そのほかの詳細につきましては手持ちのものがございますので、ちょっとこの場でどの事業ということもなかなか言いづらいものですから、お時間あれば、そのときまたお答えさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

すみません。繰越し事業も今回の評価の中に入っておりますので、半分以上は繰越しの事業があるかもしれません。すみません。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）すみません。ちょっと最後聞き取れなかったのですが、後でまたもし詳しい資料とか頂ければありがたいかなと思えます。よろしくお願いいたします。

続けてよろしいでしょうか、1点。

○議長（安原賢一）はい。

○6番（佐藤力也）同じく決算のあらましの57ページ、土木部門の（建設課）のところで、②のところ、「道路維持では、地域住民の要望が多い身近な生活道路の修繕等を実施し、また維持管理のため、アスファルト合材・生コンクリートによる直営舗装及び地域の支障木除去のため直営伐採事業を実施した」とございます。この支障木除去のための直営の伐採事業というところ、これが予算の執行という部分で、次のページの58ページの道路管理委託料とか施設修繕ではないと思うのですが、どの部分に当たるのかというところがもし、細かいところなのですけれども、分かれば。その金額が支障木の直営伐採事業という部分がどのくらいの件数で、金額があったのかというところをもし分かれば教えていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）建設課長

○建設課長（本多宏幸）建設課、本多でございます。ただいまの佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

57ページで記載のあるアスファルトとか生コンクリート、こちらの直営事業にあたるものなのですけれども、次のページを御覧いただきたいと思います。こちらの中の右の中段あたりに維持補修用原材料費ですとか直営舗装機械借上料、直営舗装原材料費、こういった項目があるのですけれども直営の事業に関しましては、特にこの直営舗装の機械借上料、それから直営舗装原材料費、この2つが入っているという状況の中で、地域の直営舗装事業を実施したり、地域の直接伐採事業を実施したというところでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）件数とその部分のどのくらいの金額というところの細かいところは分かりませんか。

○議長（安原賢一）建設課長

○建設課長（本多宏幸）それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。直営舗装事業でございますが、こちらは実施した金額でございますが……

○6番（佐藤力也）すみません。支障木のほうだけでいいです。

○建設課長（本多宏幸）支障木でよろしいですか。

○6番（佐藤力也）はい。

○建設課長（本多宏幸）支障木につきましては、金額のほうがちよっと今資料をお持ちしていないので、件数的に7地区実施したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）いいですか。

○6番（佐藤力也）結構です。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。9番、富沢さん

○9番（富沢重典）結構何点もあるのですけれども、どうします。1個聞いた後、休憩したほうがいいですか。

○議長（安原賢一）できるだけまとめてお願いします。まとめもできないか。

○9番（富沢重典）では、まず1点、決算書の116ページ、出産祝金支援事業で840万円、人数が46人というふうに伺っているのですけれども、非常に危機的な数字かなというふうに思います。今年度も残り半年ですから、おおむね今年度生まれるお子さんの人数も把握できる時期かなというふうに思うのですけれども、今年度はどのぐらい新生児が誕生するか、人数把握できたら、まずそこをお伺いします。

○議長（安原賢一）お願いします。

○住民福祉課長（山田行徳）ただいま出産祝金の関係、お話しいただきました。今現在実績でいいますと、8月末現在で24件の出生がございました。今後の見通しですけれども、ちょっとまだこの後何件ぐらい生まれるかは、把握はしていないのですけれども、昨年の46件に比べれば、既に24件ということで、去年の数字は超えるかなという形では考えてはいるところでございます。

以上です。

（「議長、保健環境課長で分かる。保健環境課なら分かるでしょう」の声）

○議長（安原賢一）保健環境課長、分かりますか。

○保健環境課長（倉林敏明）まだ、それは、把握はしていないのですけれども。

○議長（安原賢一）いいですか。9番、富沢さん

○9番（富沢重典）いずれにしてもすごく人数が減って、昨年度が46人、その前の年もたしか70人台だったかなというふうに思います。今年度も50前後かな、ちょっと把握できていないそうなので、分からないのですけれども、これで私が質問したいのは、これ決算じゃなくて、ちょっとずれてしまうのですけれども、そろそろ吾妻で本当に学校統合に向けて検討していかないといけない時期に来ている数字かなというふうに思うのです。もう間違いなく6年後にはこういう人数で入学してくるわけですから、吾妻全体見てももう100人ちょっとの時期に来て、やっぱりこれトップとして、折田前町長のときには、吾妻で教育委員会1つにするという動きもありましたけれども、町長、そのへん、これ時間を置いたら、結構危機的な数字だというふうに思うのですけれども、そのへん、町長、何かお考えがあったらお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）では、決算認定のご質問ではないので、そこを踏まえて答弁させていただきますが、私も今回の就任してからの出生数、前回の、その前の出生数は79人だか80人だったと思うのですけれども、吾妻郡全体の出生数の低下というのはもう急激なものでありますし、折田元町長さんのときのお話も実は伺っております。といった中で、町村長の中でもこれは時折話の中に出てきます。吾妻郡全体、広さが何しろ広いものですから、そういう面積的なものもありますけれども、あ

くまでも人数、これ減ってくるということを考えるときにはそういったことも視野に入れて、学校教育の学校の在り方についてもやはり今後そういう話をしていくことが必要でないかという話は話題の中に出ております。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）ちょっとずれてしまいましたけれども、ありがとうございました。

続いて、144ページ、毎回聞いているのですけれども、不妊治療の助成事業で、昨年度この事業と  
いうか、不妊治療に取り組まれて、具体的に見事誕生された人数がどのぐらいいるのかお伺いしま  
す。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）昨年度の不妊治療ということでございますけれども、昨年度実質で15人  
の方が不妊治療を受けられたということでございます。実際にお子さんができた方につきましては  
6名ということで、お子さんのほうがお生まれになるということでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）すばらしいですね。町で子供を産むことができないですけれども、お金を支援  
したら6人も誕生できたと、引き続きよろしくお願いします。

議長、まだいいですか、やめたほうがいいですか、そろそろ。

○議長（安原賢一）いや。

○9番（富沢重典）いいです。

○議長（安原賢一）あれば、やってください。

○9番（富沢重典）148ページ、がん検診事業なのですけれども、これは実は私が1期のときに、剣持  
委員長の下で、がん検診向上委員会という委員会に充て職で入ってしまして、当時伊能課長だった  
というふうに思いますけれども、当時500円とか1,000円とか取っていたがん検診を向上したいのな  
ら無料にすればいいではないかなんていう提案から無料になった経緯があったので、すごく思い入  
れがあって、12年間ずっと見させていただいております。そんな中で、無料にしたことによって、  
昨年度町民の何%ぐらいががん検診を受けていたのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）そうしますと、がん検診の受診者ということでございますけれども、種  
類ごとでよろしいでしょうか。最初胃がん検診ですけれども、バリウムにつきましては、756名の方  
が受けられております。内視鏡については76名、子宮頸がんの検診ですけれども、受診者数800名で  
ございます。乳がんの検診でございますけれども、受診者の方が913人、それから肺がんの健診であ  
りますけれども、2,437人、喀たん（たん）の検査でございますけれども、62名で、前立腺がんではございませ

けれども、748名、大腸がんでございますけれども、1,926名受診されたということでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）ちょっと人数だと町民の方どのぐらい受けたのか分からない。ぴんとこない。思ったより少ない数字だなというふうに思うのですけれども、半分にも満たないということでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）実際には集団健診、この中につきましては集団検診ということでございますので、よそで受けられる方もいらっしゃいます。数字的には半数にはいっていないかなということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）もうちょっといい数字かなというふうに思っていたのですけれども、思ったより低いので、ちょっと頑張ってください。

続いて、いいですか。

○議長（安原賢一）はい。

○9番（富沢重典）162ページ、中之条マルシェのイベント広告宣伝料が117万円ほど上がっているのですけれども、私これ回覧板ではないな、区長文書で来たのかな、1回だけ見たことあるのですけれども、これほど大金かけて、どんなイベントの広告を打ったのか、具体的に分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（小池宏之）お答えいたします。

上毛新聞に無料で入ってきます「De1iーJ」というチラシがあるかと思うのですけれども、そちらにつきまして90万円弱ほど、そのほかで30万円、あめ細工等、現地で創っていただいて、事業そのものをPRしたいというようなことでの費用となっております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）ありがとうございました。

私、あれみたいうちの奥さん大好きで見ていたものですから、申し訳なかったです。今度注意して見させていただきます。

続いて、166ページ、事前に六合振興課長にはお願してあったのですけれども、よってがねえ館、総額110万円ほどかかっているのですけれども、これ利用状況、どのぐらい利用されている建物なのでしょうか。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）入山にありますよってがねえ館の利用状況ですけれども、毎月定期の方の、公民館事業的にオカリナの会みたいなのがありまして、そちらのほうは月2回ぐらい利用しております。また、地域の方の公民館的な利用で利用してもらうときに年間3回から4回ご利用しております。その他保健環境課のほうの事業になりますけれども、サロンとして毎月保健環境課のほうで利用しております。

以上です。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）すみません。大変申し訳ございません。追加でちょっとお願いしたいのですけれども、教育委員会のほうでやっております「虹」の事業も11月いっぱいぐらいまではそちらを利用して、その後ちょっと雪も降り寒くなるということで、地権者の方もちょっと雪の対策これということで、そちら12月からは支所のほうで3月ぐらいまでは利用させていただいて、夏場は活性化センターのほうで使ってもらっております。

以上です。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）「虹」でやるにはいい場所ですよ。すばらしいと思います。

それで、もう12年間言い続けているのですけれども、屋根がぼろぼろなのですよ。もう今後壊す建物ならいいかなというふうに思うのですけれども、支所長、宿題で与えておいたけれども、現状把握できていたらお願いします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）今回の今の質問につきましては、富沢議員のほうから事前に予約いただきまして、現地を確認させていただきました。ちょっとはしごがないと上れない状況でしたので、ちょっと遠目には確認させていただきますけれども、屋根のほう、結構剥離が多数というか、確認できております。今後さび止めとか塗装等、何かしら修繕のほうを進めていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（安原賢一）富沢議員

○9番（富沢重典）建物、一度雨漏りしてしまうと直すのに非常にお金かかりますので、大切に使えるのであれば、よろしくをお願いします。

続いて、102ページ、長野原草津口駅コーナーの観光宣伝補助金、おおよそ分かっているのですけれども、一応説明をお願いします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

（「何つった」の声）

○9番（富沢重典）すみません。202です。

○議長（安原賢一）202だと。

観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）決算書202ページの観光宣伝補助金でよろしいでしょうか。はい。

こちら1,290万2,242円ですけれども、そちらの内訳になります。内訳でよろしいでしょうか。

○9番（富沢重典）はい。

○観光商工課長（永井経行）こちらにつきましては、四万温泉協会の関係の補助金、沢渡温泉協会への宣伝補助金、また一番大きい金額でいいますと中之条町観光協会の宣伝の報償金になります。そういったものを全部含めて、この金額というふうになっております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）富沢議員

○9番（富沢重典）すみません。ちょっと私が勘違いしていたみたいなので、これは以上でいいです。

予算書の208ページ、シャトルバス管理業務委託料、これの経緯は分かっているというふうに思うのですけれども、当初地元の方々に運転手を募集して、なるべく地元の雇用を広げたいという事業から始まった事業で、その後地元でなかなか話がまとまらなくて、急遽ローズクィーンに委託した事業かなというふうに思うのですけれども、その後も諦めずに、私は地元で企業というか、組合というかをつくって、チャツボミゴケを進めていくのだというふうに思っていたのですけれども、その後、何か進展があるのかなのか、そのままいくのか、お伺いいたします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）シャトルバスの管理業務委託ですが、こちらローズクィーン交通のほう

に委託しているところがございますけれども、本来組合をつくって、できればよかったところが業者委託となっております。そのローズクィーン交通のほうへ勤めている方が六合地区には住んではいないのですけれども、六合から出た方が2名ほどいらっしゃいます。あとは、また町外になるのですが。

それで、今後の事業なのですが、チャツボミゴケ公園のほう、入園者のほうは当時7万5,000のピークを境に若干減少傾向にはあるのですけれども、現在シャトルバス2台で動いております。来年度に向けて、ちょっと入園者が減少する中で同じような運営でいいのか現在検討し、例えば平日は1台でできないかとか、土日2台とか、そのへんを現在来年度に向けて検討しているところがございます。

○議長（安原賢一）9番、富沢さん

○9番（富沢重典）取りあえずこれで一度取りやめておきますけれども、1台にするか2台にするかを検討ではなくて、地元で運営できるかどうかのほうを検討していただきたいので、ぜひお願いします。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。5番、山田さん

○5番（山田みどり）はい、すみません。決算のあらましの30ページを見ていただいて、その中で各郡内町村との比較の中で、経常収支比率について見ていただきますと92.1%というふうになっております。一般的にこの経常収支比率が80%ぐらいが適正であると言われていた中で、この92.1%、なぜこんなに高くなってしまったかというところ、こういう適正でない弾力性が欠けて、いろいろな施設関係だとかこういったハード面のところが大変厳しい状況になるというようなことも言われていますので、この見通しについても含めて答弁いただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、答弁させていただきます。

今の山田議員からご質問ありました経常収支比率80%以下がよいということでございます。一般的にはそういうことございますけれども、令和3年度の決算を見ますと、群馬県内8割を超える自治体が80%を超えている状況でございます。数値が高くなると、今おっしゃるように、弾力性のない硬直化につながるということありますけれども、その要因といたしましては、複数の要因が考えられるのですが、主な要因としては分母の経済一般財源収入において、コロナ禍の関係がありまして、地方特例交付金がまず減少いたしました。国の動向により、次が普通交付税、臨時財政対策債が減額になったこと、そして次が経常経費に充当しておりましたふるさと基金からの繰入れの減少などが原因として挙げられます。

歳出のほうでは、平成30年度に借入れた地方債から据置きなしで償還を回収をさせていただき、償還期間の短縮を図ったり、低い利率での借入れや早期の償還に努めさせていただいております。将来へツケを少なくしていきたいため、令和4年度分の償還費がピークになっていることが要因とあります。

それから、ゆうあい荘や農業集落排水事業特別会計への繰出金が増加したことなどが要因として考えられます。今後の見通しということでもありますけれども、公債費の償還等に注目すれば、今後減少傾向になるものと思われましても、同一労働同一賃金が叫ばれる中で、会計年度任用職員の勤勉手当等の処遇も制度改正される見込みから、人件費の上昇も予想をされます。さらに、各公共施設、大分傷んでおりますので、修繕費も増してくるということも懸念をされます。来年度以降、楽観視はできない状況にありますけれども、財政の健全化につきましては、引き続き努力をさせていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一）5番、山田さん

○5番（山田みどり）償還金がピークになって、そういうのが全部重なったため、こういう状況になったのかなというふうに思います。財政状況、大変厳しいところだと思うのですが、持続可能なまちづくりとして、やっぱり財政の面では今後一番課題になってくると思うのです、人口も減少していて。それと、こういう依存的なものがだんだん減っていく中で、なかなか厳しい状況にあ



と思うのですけれども、ぜひ外丸町政として、まずこういった持続可能なまちづくりのための財政、この建て直しに、ぜひ力を入れていていただきたいというふうに思っています。

あとやっぱり先ほど同僚議員も言っていましたけれども、4か月の中での外丸町政の中で特筆すべきは、私は、いろいろなバイオマスボイラーの問題とかそういうのが生じた中で、これまでやっぱり議会の中での説明とかというのがなかったのですけれども、こういったところで議会や町民に対しての説明など行っていただいたと、そういったところは非常に評価すべき点かなと思うのですけれども、バイオマスボイラーなんかはなかなかみなさんに理解していただかないと、またすぐに運用というふうにはいかないと思うのです。そういった面でのいろいろな問題に対しての対応なんかは非常に町民目線で行っていただいて、いいなと思っているのですけれども、同じことになってしまうかもしれないのですけれども、こういったところでの外丸町政での4か月の仕事として、特に印象深く今回の決算で執行した予算についてちょっとお聞かせいただければと思うのですけれども、お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）前任の伊能町長さんも令和4年度の予算をつくるときに、恐らく町民目線で一生懸命やろうという形で努力されてつくられたのだと思うのですけれども、任期がありますものから、8か月で退任をされまして、私も伊能町長との引継ぎの中で、やはりこういったことはぜひ継続してくれ、あるいは改善してくれというお話も伺った中で、私が引き継いだ後、急激に訪れているのが何せ物価高騰の問題が非常に多くのしかかってまいりました。あわせて、さっき言ったバイオマスボイラーの問題も稼働が停止しておる、あるいはゆずりは荘も運営を停止しておるということも恐らく前任の方も非常に心を痛めながら任期が来たのだらうと、そういうことを察しながら、やはりこれはそういうことについては、私自身、町民目線に立って、全力で引き継いだ中で、さらに努力をしていかなければならないという考え方の中で、4か月の予算執行させていただいたということでもあります。コロナが収束ぎみになってきてまいりますけれども、令和5年度に令和4年度の反省点もまた加えながら、令和5年度、今もう半分来てしまいましたけれども、そこを執行しながら、何と言っても町民目線でやっていきたいという考え方の中で今までも努めてきたわけでありましてけれども、ぜひご理解いただければと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）いいですか。

○5番（山田みどり）はい。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。13番、剣持さん

○13番（剣持秀喜）ただいま原沢、山田両議員からも話がありましたように、外丸町政が約4か月に関わった決算認定だということで、通常の決算認定からすると、ちょっとイレギュラーな部分があるのかなというふうに思います。そういった意味で、私も外丸町政に携わった4か月間の中でのこ

の決算の質疑を2点ほどさせていただきたいというふうに思います。

1点は、決算書300ページになりますけれども、いわゆる水道料の減免を行った事業についてです。これ1月の補正で計上された事業だというふうに思います。ただ、3、4、5の3か月間にわたる事業ということで、今回の決算認定には3月分が対象になるかなというふうに思いますが、実際どのぐらいの世帯、あるいは事業者が対象となったのか、そしてまたこの事業について、町にどのような声が寄せられていたのか、この辺りについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）細かい数字の件数だとか、それについては企業課長のほうからお答えをさせていただきますけれども、先ほどの山田議員の話の中にもありましたように、私はこの4か月が非常に物価高騰がどんどん、どんどんエスカレートしてきたという状況でありました。したがって、少しでも町民のみなさんの生活を支援をさせていただければということで、水道料金の基本料金を減免させていただこうということで、議員のみなさんにご理解をいただいて、1月の補正をお願いしたわけでありますけれども、町民の方々から私の下へ直接的、あるいは間接的に聞こえてきた声とすると、少しでもそういう気持ちを理解していただいて、うれしかったよというような評価をいただける声が非常に直接的、あるいは間接的に私のところへ届いております。やってみて、やはり町民のみなさんの生活というのはこれからますます厳しくなるのかなという時期だったものですから、1月を見させていただいて、実際は3月が令和4年度ですけれども、4月、5月は令和5年度になりますので、またそれはそれでもう実証させていただきましたけれども、恐らく町民の方には理解をいただけて評価をいただけるのかなと、こんなふうに思っております。

以上です。数字については課長のほうから答えさせます。

○議長（安原賢一）企業課長

○企業課長（山田秀樹）剣持議員の質問にお答えさせていただきます。

決算書の300ページになりますけれども、こちら価格高騰に伴いましての水道の補助金ということで、件数で申し上げます。上水道事業会計につきましては5,296件で、ちょっと中段になりますけれども、簡易水道事業の件数になりますけれども、1,290件となります。こちらの対象者といたしましては、官公署を除く全ての水道契約者ということで補助をいたしました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）13番、剣持さん

○13番（剣持秀喜）私のところへもやはり大変身近なところでそういった施策をしていただいて、大変ありがたかったという声が多数寄せられておりました。

次に、決算書では158ページになりますが、いわゆる農業資材の価格高騰対策の補助金についてお伺いしたいと思います。これは繰越明許費ということになっておりますので、この該当する決算の中では実績ということはありません。今年度、いわゆる来年の今頃の決算の対象というふう

に思いますが、しかしながらこれも3月の補正予算で計上された事業でありまして、ここに繰越明許ということで掲載をされております。これについても大変近隣の町村の知り合いの酪農家の方から、こういったことをやってもらう中之条はいいなということで大変羨ましがられたりいたしました。この実績は4月以降だというふうに認識しておりますが、この事業について、同様に町にどのような声が寄せられているのか、そしてまた先ほどの事業を併せて、こういった町民目線での、町民本意での施策をこれからも推進していただきたいと思いますが、その辺りについて、町長の思い、考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農業資材の物価高騰に対する対策をさせていただきました。これも議員のみなさん、本当にご理解いただいて、あるいは議員のいろいろみなさんからお持ちいただいて、3月補正で取り組まさせていただきました。

　　剣持議員おっしゃるように、実際は令和5年度に繰り越しているわけでありましてけれども、この3月時期が非常に肥料がやはり高騰しました。あわせて、資材、農薬等が農家にとってはこれから田んぼを作るのどうしようかなんていう、そういう春の植え付け時の大変なときでありましたものですから、これを議員のみなさんにご理解をいただいて、議決をさせていただいた後、すぐ農家の方からの評価といたしては、少しでも作る張り合いが出たと、農業に取り組む、一生懸命頑張るべえという気持ちになれたということで、農家の方の気持ちには少しは寄り添えたのか、こんなふうに思っております。状況的には令和5年度で申請、あるいは支給になると思うのですがけれども、まずはその農業者の方の物価高騰の非常に不安な時期にこの政策を議員のみなさんと一緒に町民、あるいは農業の方にお示ししてきたというのが非常に効果があったのかなと、こんなふうに思っております。ぜひまた議員のみなさん方にもいろいろお知恵を拝借しながら、そういったことには対処してまいりたいと、この物価高騰の農業問題については、農家の方からの評価は非常にいい評価をいただいておりますというふうに私ども理解をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）13番、剣持さん

○13番（剣持秀喜）ありがとうございました。

　　この2点について取り上げさせていただいたのは、やはりコロナ対策、またロシア、ウクライナの関係などから国から来る交付金等を活用した町の事業で、以前役場の会議用の椅子ですとかテーブルですとかを購入したことがございまして、議会の中でも大変異論が多数出たり、あるいは上毛新聞の紙上に掲載されて、大変町民からも反感を買ったりというようなことがございました。ぜひ外丸町政にあたっては、町民本意の町民目線での施策の推進をこれからもお願いしたいというふうに思って質疑を終わります。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第7号 令和4年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和4年度中之条町歳入歳出決算認定について採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和4年度中之条町事業会計決算認定について採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。再開は11時15分とします。

（休憩 自午前10時59分 至午前11時15分）

○議長（安原賢一）再開します。

---

◎ 請願第2号、陳情第1号・陳情第2号

○議長（安原賢一）日程第5、請願第2号、陳情第1号及び陳情第2号を一括議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

総務企画常任委員長、大場さん、ご登壇願います。8番、大場さん

○総務企画常任委員長（大場壯次）

請願・陳情審査報告書

議長の命によりまして、令和5年9月定例会議において、総務企画常任委員会に付託された請願

第2号の審査報告を申し上げます。

報告の前に、委員会での採決で賛成多数と申しましたが、賛成全員でしたので、訂正させていただきます。

当委員会は、9月11日9時30分から第一委員会室において、委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第2号について審査しました。

請願第2号は、「地方財政の充実・強化に関する請願書」で、内閣総理大臣、内閣官房長官ほか、関係大臣に対する意見書の提出を求めるものです。

令和3年の9月定例会議においても同様の請願が出されておりましたので、質疑の後、各委員から意見を聞きました。

主な意見ですが、当町のみならず、全国の多くの地方公共団体が急激な少子高齢化による施策や地域活性化対策、あるいは時代や経済状況変化に即した対応を求められている。また、自然災害への防災対策も必要と考えられる。そういった施策、対策を地方公共団体が継続的に行うためには、財源と人員の確保が望まれます。

要請項目中では、1項目めの中では高齢化に対する社会保障費、社会インフラ対策、物価高騰や少子化対策などの問題点が多く、今までの地方財政規模では十分なサービスの提供が難しい状況になっています。

2項目め、子育て支援、地域医療、介護や生活の支援など、地方単独事業が多岐にわたり、しかも国の事業不完全性を補完する役割もあり、それに伴う人員が必要です。

4項目め、5類に移行後も新型コロナウイルスの特性、感染力には変わりがなく、感染者も増加しています。医療機関での対応に向けた支援とウィズコロナでの社会経済活動の正常化に向けた取組が求められている。

9項目め、森林環境譲与税については、伐採や植林など林業需要が見込まれる自治体への増加が望ましいと考える。請願書の内容を全般的に見て、地方から国への要望として扱うにも値すると思う。意見書提出が国に地方の現状と要望を伝え、それを反映した財政計画立案につながるならば、それが処々の課題解決を進めることとなり、地方、ひいては国の活性化、経済状況の好転化にもつながると考える。予算編成のスケジュールを見ると、年末の協議で翌年の地方財政計画が決まるので、提出は今の時期がよいと思う。

例年、全国の地方公共団体から同様の意見書が提出されているが、意見書は継続して多くの自治体が提出することが重要と考える。よって、この請願書は採択すべきと考える。

全くそのとおりだと思う。そのとおりだと思うので、採択でいいと思う。国からの税源移譲があり、いろいろと国が地方分権一括法ができて以来、いろいろな任務を担うのには財源が必要だと思う。以上のような意見が出されました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、賛成全員で

あったため、当委員会では採択と決定しました。あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。特に意見なく、請願の意見書を出すことに決定しました。

以上、総務企画常任委員会に付託された請願、陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

請願第2号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和5年請願第2号 地方財政の充実・強化に関する請願書について、委員長報告のとおり採択とすることに採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、令和5年請願第2号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号及び陳情第2号について委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

産業建設常任委員長、関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん

○産業建設常任委員長（関 美香）

#### 陳情審査報告書

議長の命によりまして、令和5年9月定例会において、産業建設常任委員会に付託された陳情の報告を申し上げます。

当委員会は、9月13日午前9時30分から第1委員会室において委員4名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第1号及び2号について審査しました。

陳情第1号は、群馬県労働組合会議から出された「最低賃金の改善と中小起業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情です。

各委員からは主な意見として、陳情の項目としては一応納得できていると思っておりますが、なかなか陳情の内容を執行するにあたっては、様々な問題が生じていると思っておりますので、趣旨採択ではないかと思っております。賃金、もらうほうは高いほうがいいが、支払う中小企業にとっては負担になることで、これを急に1,500円に上げるというのはあまりにも無理と思う。こういった

流れがこれからも続いていくのではないかと考えている。緩やかな改正が経済界に及ぼす影響の点から見ますと、好ましいと思うので、一律1,500円にアップするのは無理があると思う。「最低賃金の引き上げによって、経営が継続できるように中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化して」とあるが、裏を返せば1,500円に上げると、中小企業への影響が極めて大きいことなので、これを単純によしとするわけにはいかない。以上の点から同意できないという立場で不採択が好ましい。

できることであれば、労使どちらも生きられるところというのが一番だと思うが、今回最低賃金1,500円は無謀と思うので、中小零細企業は人を雇えなくなるし、人も仕事なくなる心配もあるので、内容については納得できる場所もあるので、趣旨採択と収めておけばいいと思うなどの意見が出されました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、賛成多数であったため、当委員会では趣旨採択と決しました。

次に、陳情第2号、六合地区区長会及び六合第12区長から出された「国道405号整備促進について」の陳情です。

各委員からは主な意見として、3町村で期成同盟をつくって、県や国の要望は提出されており、狭隘区間においても町で毎年要望書を県に提出している。議会としてもそれを応援して、この案件がなるべく早く成功できることに取り組むことがいいと思う。未開通区間の整備促進について、以前六合地区に、栄村のほうから整備促進を進めてほしいと申入れもあったと聞いている。また、狭隘区間の対策についても早急に改善すべきことと思う。以上の理由で、陳情は妥当と思う。この問題については何度も六合地区から出たり、こちらでも調査したり、平成28年に歩いたが、苛酷でした。休み時間も取れない状況だったが、ただすばらしい景観と、道が開いたらすごい観光道路になるだろうと思った。だが、難所が多いので、難しいことと思うが、六合の細いところ、未開通区間については採択して、一日も早い改修をお願いしたいと思う。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、賛成全員であったため、当委員会では採択と決しました。あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。

タイトルを修正し、請願の意見書を出すことに決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、採決に入ります。

最初に、陳情第1号について採決します。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

お諮りします。

令和5年陳情第1号 最低賃金の改正と中小起業支援の拡充を求める陳情書について委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安原賢一) 起立多数です。

よって、令和5年陳情第1号は趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第2号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

令和5年陳情第2号 国道405号整備促進について委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、令和5年陳情第2号は趣旨採択することに決定しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

◎ 日程の追加

○議長(安原賢一) 請願第2号及び陳情第2号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) ただいま配付します。

(意見書案を配付)

○議長(安原賢一) ただいま配付しました議第1号及び議第2号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきたいと思います。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

◎ 議第1号議案 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について

◎ 議第2号議案 「国道405号狭隘箇所解消及び未開通区間の整備促進を求める意見書」の提出について



○議長（安原賢一）追加日程第1、議第1号議案及び議第2号議案について議題とします。  
議案を朗読させます。局長

（議第1号議案について、事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議第3号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について採決します。

最初に、議第1号議案 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出についての提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

次に、議第2号議案を朗読させます。

（議第2号議案について、事務局長朗読）

○議長（安原賢一）次に、議第2号議案 「国道405号未開通区間の解消及び狭隘箇所の改良整備を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第2号議案は可決されました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### ◎ 議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第6、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### ◎ 特別委員会中間報告

○議長（安原賢一）日程第7、ここで特別委員会委員長により委員会の中間報告を求めます。議会改革推進特別委員長、劔持秀喜さん、ご登壇願います。13番、劔持さん

○議会改革推進特別委員長（劔持秀喜）議長の許可をいただきましたので、議会改革推進特別委員会の経過報告をさせていただきます。

今期、新たに設置されました当委員会ですが、令和5年6月21日に第1回目の委員会を開催しました。委員会設置後、初めての委員会でしたので、まず初めに今後活動していくための統一認識、方針等を次のように決定しました。

- 1、1か月から1か月半程度に1度のペースで委員会を開催していく。必要に応じ、追加開催をする。
- 2、適時委員会報告を行い、議会運営委員会、全員協議会で周知を図る。
- 3、議会自ら制定した議会基本条に沿い改革を進める。

以上を決定しました。

その他委員会の内容としまして、改革項目について、各委員が7月20日までに事務局へ提出する、その後項目ごとにスケジュールを決めていくこととし、最初の委員会を閉じました。

第2回の委員会は8月9日に開催しました。委員より提出された項目及び委員会の中で提案された項目を合わせた改革項目は、「1. 議会モニター制度」、「2. 議会サポーター制度」、3. 「ワールドカフェ（町民との意見交換会）」、「4. 議会の情報発信にSNSの活用（ライン、旧ツイッター、フェイスブック等）」、「5. 議会のDX化」、「6. 行政機関の各種審議会委員」、「7. 議員定数、報酬等」、「8. 政務活動費」、「9. 委員会視察研修費」、「10. 議会としての政策提言」、「11. 議員の活動報告」、「12. 夜間、休日、学生、女性等の議会」の12項目です。

また、検討方法を協議し、マンダラートを活用し検討することとしました。マンダラートとは、目標設定のためのアイデアを9×9の合計81個の升目に記入するというフレームワークで、「目標達成シート」とも呼ばれており、目標を達成するための要素を細分化できるため、思考をより広く深く整理することができ、プロセスが可視化できる、中間目標が明確になる、問題や課題が発見しやすくなる、目標達成の具体的施策の洗い出しができる等々の効果があると言われています。

第3回目の委員会は9月7日に開催しました。まず、委員会としてのスローガンを「信頼される議会を目指して！（行動する、発信する、開かれた議会へ）」と決定しました。

その後、改革項目について、さらに検討、整理し、項目ごとにマンダラートを活用して、グループごとの検討を行い、その後全体での検討を進め、議会モニター及び議会のDX化について先行して検討していくことを確認しました。

さらに、第4回目の委員会を9月15日に開催しました。マンダラートの完成を目指し協議した中で、中之条町議会モニター設置要綱（案）について、内容の確認やスケジュール等について検討しました。また、議会のDX化のSNSの活用について、早期に議会広報特別委員会との協議を行い、

早い時期に取り組んでいくこととしました。また、改革次項目ごとに、短期（今年度中に）中期（来年度中に）長期（3年間で）の目標設定をし、そのスケジュールに沿って取り組んでいくこととしました。

以上が今回の報告となりますが、同僚議員におかれましても配付した資料を熟読の上、購入したタブレットや議事堂のWi-Fi等、環境は整っておりますので十分調査研究をされ、意見、情報等の提供をお願いいたします。

以上、議会改革推進特別委員会の間経過報告といたします。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

○

○議長（安原賢一）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和5年第2回中之条町議会定例会9月定例会議を散会します。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

（散会 午前11時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 関 美香

中之条町議会議員 大場 壯次

中之条町議会議員 富沢 重典